

大野市中心市街地活性化基本計画

平成20年7月

平成20年7月 9日認定
平成21年3月27日変更
平成21年8月 7日変更
平成22年3月23日変更
平成23年3月31日変更
平成24年3月29日変更
平成25年3月29日変更

越前おおの

原点への回帰～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～



目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 大野市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	2
[3] 第四次大野市総合計画における中心市街地活性化対策	18
[4] これまでの施策の検証	23
[5] ニーズ調査	33
[6] 課題の整理	43
[7] コンセプト及び基本方針	47
2. 中心市街地の位置及び区域	55
[1] 位置	55
[2] 区域	56
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	57
3. 中心市街地の活性化の目標	61
[1] 中心市街地活性化の目標	61
[2] 計画期間の考え方	62
[3] 数値目標の設定	63
[4] 目標の達成状況を示す指標とその考え方	64
[5] フォローアップの考え方	73
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	74
[1] 市街地の整備改善の必要性	74
[2] 具体的事業の内容	77
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	85
[1] 都市福利施設の整備の必要性	85
[2] 具体的事業の内容	87
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	90
[1] まちなか居住の推進の必要性	90
[2] 具体的事業の内容	91
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	93
[1] 商業の活性化の必要性	93
[2] 具体的事業等の内容	96
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	111
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	111

[2] 具体的事業の内容-----	112
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所-----	114
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項---	115
[1] 市町村の推進体制の整備等-----	115
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項-----	117
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進-----	123
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項---	125
[1] 都市機能の集積の促進の考え方-----	125
[2] 都市計画手法の活用-----	125
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等-----	127
[4] 都市機能の集積のための事業等-----	131
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項-----	132
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項-----	132
[2] 都市計画との調和等-----	132
[3] その他の事項-----	135
12. 認定基準に適合していることの説明-----	136

様式第4 [基本計画標準様式]

○ 基本計画の名称：大野市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：福井県大野市

○ 計画期間：平成20年7月から平成25年3月まで（5年間）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 大野市の概要

- 本市は、福井県の東部に位置し、北は石川県と勝山市、東と南は岐阜県、西は福井市と今立郡池田町に接しています。
- 本市のあけぼのは、右近次郎遺跡などから出土する石器や土器により、縄文時代中期であることが明らかにされています。
- 安土桃山時代、織田信長の家臣、金森長近が亀山に城を築き、その東麓に築いた城下町が本市の市街地の起こりで、江戸時代は、大野藩・土井家4万石の城下町として栄えました。
- 昭和29年（1954年）に大野町、下庄町、乾側村、小山村、上庄村、富田村、阪谷村及び五箇村の2町6村が合併して市制を施行し、昭和45年（1970年）に西谷村、平成17年（2005年）に和泉村を編入し、現在に至っています。
- 現在の本市は、人口が38,455人（平成19年4月1日現在住民基本台帳）であり、面積は872.30km²と福井県内最大で、市域の87%が森林面積となっています。
- 本市の産業は、農林業と繊維産業を基幹産業として推移しており、農業は稲作をはじめ、サトイモ、ナス、花き、マイタケなどが特産品として有名で、製造業は伝統ある繊維産業に加え、近年は電子部品などの新たな製造業が進出しています。その他豊かな自然と歴史資産を生かした観光産業も成長が期待されています。
- 交通は、国道157号が南北に、国道158号が東西に走り、東は東海北陸自動車道、西は北陸自動車道と連絡しており、また、JR越美北線が国道158号にほぼ並行して走り、JR福井駅でJR北陸本線と接続しています。



〔2〕 中心市街地の現状分析

（1） 中心市街地の概況

- 天正3年（1575年）、織田信長から一向一揆討伐の命を受けて、金森長近公が美濃から大野に進攻しました。一揆平定後、長近公は、大野盆地が見渡せる亀山に城を、そして、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造り始めました。これが現在の大野市街地の起こりです。
- 江戸時代には、美濃街道沿いの一番通り、七間通り、五番通り及び横町通りが発展し、米屋、酒屋、呉服屋等の店が軒を並べました。
- 大正3年（1914年）、北陸地方で最初の私鉄である越前電気鉄道の新福井・大野口間が開通し、大正7年（1918年）には、中心市街地（本計画における中心市街地の区域87ha（※56ページ参照）をいう。以下同じ。）の北端の大野三番駅まで延伸されたことから、商業の中心が一番通りから三番通り及び七間通りへと移っていきました。
- 戦後、商業の中心は、古くからのれんを守っている商店が多数あった七間通りや五番通り、そして三番通りとなり、特に、七間通りは朝市でにぎわいました。
- 昭和35年（1960年）、旧国鉄の越美北線が福井・大野・勝原間に開通し、駅前通りに各種サービス業、スーパーマーケット等が出店し始めました。
- その後、全国的なモータリゼーションの発達により、昭和49年（1974年）に京福電気鉄道（昭和19年（1944年）12月1日に、越前電気鉄道をはじめとする私鉄4社が合併）大野・勝山間が廃線となり、駅前として栄えてきた三番通りをはじめ中心市街地の人の通行量が減少し始めました。また、国道158号バイパス等の整備により、中心市街地への車の流入量が減少し始めました。
- 昭和51年（1976年）に、本市で初めての大規模小売店舗となる「大野ショッピングセンター・スカイモール」がJR越前大野駅の東地区に開設されたことに端を発し、平成11年（1999年）には国道158号沿いに「ショッピングモール・ヴィオ」、平成12年（2000年）には、国道157号沿いに「ホームセンターみつわ九頭龍店」が開設され、商業の中心は徐々に郊外へ移動していきました。
- 大規模小売店舗の郊外立地に伴い、中心市街地では、商業活動の衰退、後継者不足等により、空き店舗、空き家及び空き地が増加し、集客力や人口が減少して活力を失うという悪循環に陥っています。
- 居住に関する施策では、良質な居住環境を備えた住宅地を造成するため、昭和28年（1953年）以降、郊外を中心に、10地区・282haの区域で土地区画整理事業を実施し、計画的な新市街地の整備を図ってきました。
- 一方、東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町では、一つの宅地が、間口3間から5間前後で奥行16間という、いわゆる“うなぎの寝床”と呼ばれる区割りが標準となっていることから、豪雪地帯である本市では、昭和38年（1963年）豪



城下町絵図

雪、昭和56年（1981年）豪雪、平成18年（2006年）豪雪等、冬季の降雪時に屋根雪下ろしに苦勞することや、自動車の駐車場が確保しにくいことなどが要因となって、若い世代を中心として人口の郊外流出が進んだ結果、中心市街地における人口の減少と高齢化に一層拍車がかかりました。

- 公共施設では、昭和46年（1971年）に旧城下町地区の亀山の麓にあった大野警察署が市街地北東部の友江地区に、昭和47年（1972年）には、亀山の麓にあった県の機関である県税事務所、耕地事務所、農業改良普及所、林業事務所及び土木事務所が同地区に移転し、福井県奥越合同庁舎、福井県大野土木事務所となり、平成5年（1993年）には、亀山の麓にあった大野高校が市街地南西部の新庄地係に移転したことも、中心市街地の人通りが減少した一因です。
- 現在、公共公益施設では、大野市役所周辺には福井県奥越健康福祉センター、大野市図書館、大野市歴史博物館、大野市消防本部等が、亀山周辺には福井地方法務局大野支局、大野簡易裁判所、大野税務署、有終西小学校・大野市生涯学習センター・大野公民館の複合施設である学びの里「めいりん」（以下「学びの里「めいりん」という。）等が、JR越前大野駅周辺には大野労働基準監督署が所在しており、また、病院、幼稚園、保育所等の都市機能も集積しています。

（2）中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析及びその有効活用の方法の検討

1）歴史的・文化的資源

- 亀山の山頂にそびえる越前大野城と碁盤目状に区切られたまちなみ、中世から近世にかけて築かれた寺院が麓を連ねる寺町通り、城下町誕生の頃から続くといわれる七間朝市など、400年を超える歴史の昔日を彷彿させる景観を今も色濃く残しています。



越前大野城

- 七間朝市は、城下町建設以来の歴史を持つ名物朝市で、農家の人たちが採れ立ての野菜や花を持ち寄り、春分の日から12月末までの毎日午前中、七間通りで開かれています。



七間朝市

- 明治5年（1872年）、大野城は取り壊され、現在の天守閣は昭和43年（1968年）に再建されました。越前大野城の再建を祝って始まった「おおの城まつり」は、旧盆の行事として欠かすことのできない市民のまつりとなっています。

- 広大な森林を持つ本市は、湧水が多く、市街地には、名水百選にも選ばれている「御清水」をはじめとする湧水地がいくつもあり、古くから地下水を生活

用水として利用してきました。この地下水は、現在でも市街地から市北西部の区域にかけて多くの家庭が飲み水などに利用しており、暮らしとコミュニティーに根ざしたこの地ならではの豊かな水文化を育んできました。

- 昭和41年（1966年）、中心市街地に住居表示が実施され、本町、元町、明倫町等の新町名が付けられましたが、40年経過した現在でも、三番、五番、七間等の通り名を使うことが多く、金森長近公が造った東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町が、市民生活の中に受け継がれています。
- 今後とも、歴史的・文化的資源である城下町や水を有効活用したまちづくりを継続して進めていくこととしています。



御清水

2) 景観資源

- これまで本市では、平成3年度から5年度に、歴史の路整備事業により、七間通り、寺町通り及び石灯籠通りを石畳舗装し、城下町のまちなか散策ルートとして整備しました。
- 市等が整備してきた公共施設については、石灯籠会館、御清水会館、武家屋敷旧内山家、元町会館、大野市まちなか観光拠点施設（平成大野屋）、市営住宅「大野市東二番町屋住宅」・「大野市西二番町屋住宅」、JR越前大野駅やすらぎ空間、学びの里「めいりん」等、城下町としての景観と調和したデザインとしています。
- 大野織物協同組合が所有していた事務所（昭和12年建造の文化庁登録文化財）を本市が取得した後、これを洋風に改修し、「大野市まちなか観光拠点施設平成大野屋洋館」として整備しました。この平成大野屋は、本市が推進しているまちなか観光の拠点として大きな役割を果たしています。また、幕末の安政2年（1855年）以降、財政危機に陥った大野藩が、北海道や大阪など全国37箇所、藩の商社「大野屋」を設け、財政再建を果たしたという史実に倣い、本市と同じ姓を持つ全国の「大野さん」に大野のPRを託す「平成大野屋事業」を推進し、本市の知名度アップと全国への情報発信を行っています。
- 中心市街地などで市民や観光客が水を目にし、水を感じることができる「水のみえるまちづくり」を目指すため、平成17年（2005年）度に策定した



寺町通り



平成大野屋

「大野市水のみえるまちづくり計画」に基づき、計画的に親水空間を整備しています。特に、街なみ環境整備事業により、百間堀周辺での親水空間の整備とともに、背割り水路沿いに魅力ある水辺空間をモデル的に整備しています。

- 景観に対する市民意識の高揚及び市民主体の景観づくりを啓発するため、平成9年（1997年）度から大野市景観賞の表彰制度を創設し、景観の形成に寄与する建築物、良好な景観の維持向上に努めている団体等を表彰しています。
- また、平成17年（2005年）度には、都市景観の形成に寄与する建築物等の整備を行う者に対する助成制度として、大野市都市景観形成建築物等整備事業補助制度を創設するとともに、五番通り地区、七間通り地区等5地区でそれぞれの特徴を生かしたまちづくり協定を締結するなど、住民主体のまちづくりを推進しています。
- 今後とも、景観資源である城下町や水を有効活用し、住民主体のまちづくりを継続して進めていくこととしています。

3) 社会資本・産業資源

① 社会資本

- 中心市街地の道路は、城下町建設当時の碁盤目状に整然と整備されています。
- JR越前大野駅周辺は、昭和30年代の土地区画整理事業で整備されました。
- 越前大野城がある亀山公園は、まちなか観光の中心的存在であり、市民の憩いの場にもなっています。
- 平成18年（2006年）に完成した学びの里「めいりん」は、有終西小学校、大野市生涯学習センター及び大野公民館が一体となった複合施設であり、市民が集い・遊び・学び合うための文化の発信地及び地域コミュニティの拠点として、市民の有効利活用が期待されています。



② 産業資源

- 本市の中心市街地は、豊富な地下水を生かした酒、味噌・醤油・酢醸造、和菓子、豆腐等の食料品製造業が集積しているのが特徴的です。
- 中心市街地の商業施設の業種構成では、衣料品、身回品、書籍等の買回り品店舗が約42%、生鮮食料品、一般食料品等の最寄り品店舗が約18%、残り40%を理美容業、クリーニング店等を中心とするサービス業と飲食業の店舗で占めています。
- 市全体に占める割合は、小売業の事業所数で18.9%、従業者数で14.2%、年間小売販売額で8.6%となっています。

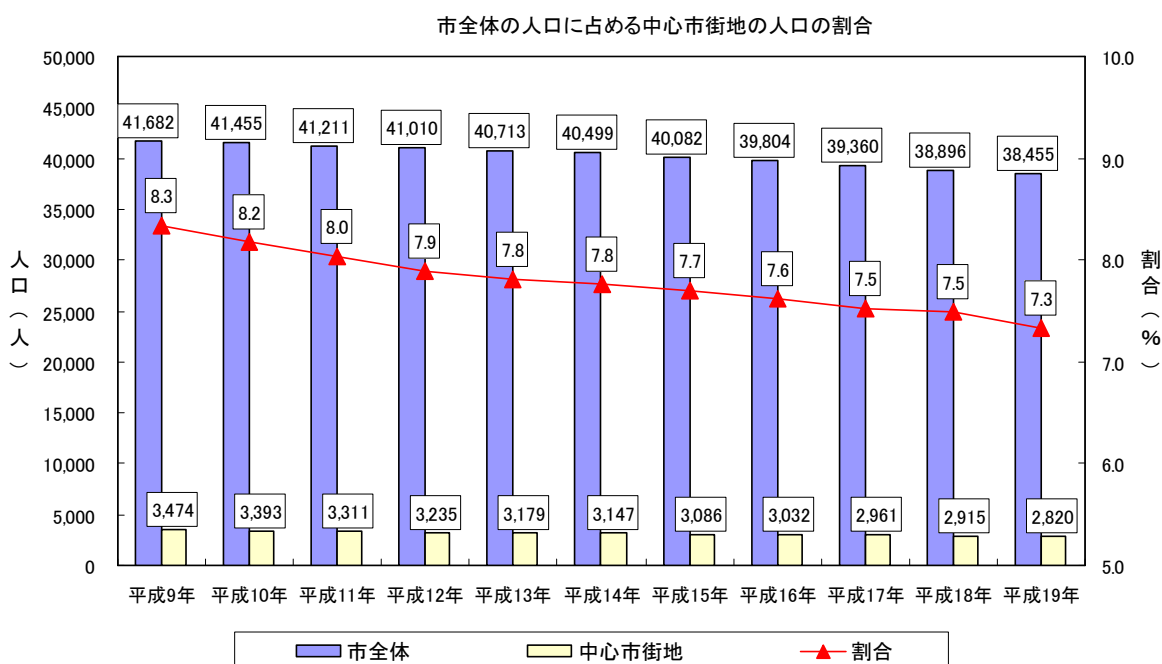
(3) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

1) 居住人口

- 人口及び世帯数の減少と高齢化が進み、地域コミュニティーの低下、地域防災力の弱体化、建築物の老朽化等により、中心市街地の活力が衰退しています。
- 中心市街地に居住していた人が市外、市内の土地区画整理事業施行区域、市街地周辺等へ移転したことなどにより、中心市街地の人口及び世帯数とも減少傾向にあると考えられます。

① 人口

- 住民基本台帳による平成19年4月1日現在の人口は、市全体が38,455人、中心市街地が2,820人となっています。
- 平成9年から平成19年までの10年間の人口の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が7.7%の減少に対し、中心市街地は18.8%の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の人口に占める中心市街地の人口の割合は、平成9年の8.3%から平成19年の7.3%と、10年間で1.0%減少しています。
- 中心市街地は、亀山公園を除き、人口集中地区「D I D (※)」に含まれています。

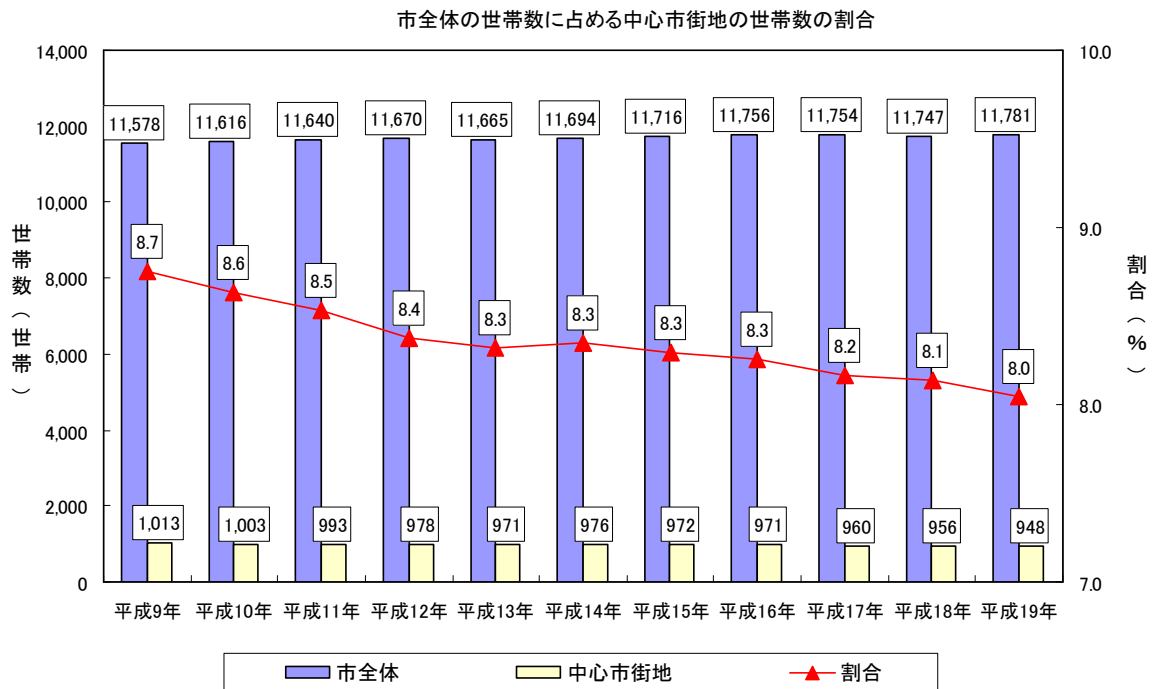


(資料：住民基本台帳)

※「D I D」とは、densely inhabited districtの略語で、国勢調査において設定される人口密度が1ha当たり40人以上、人口5,000人以上の地域で、実質的な都市地域をいいます。

② 世帯数

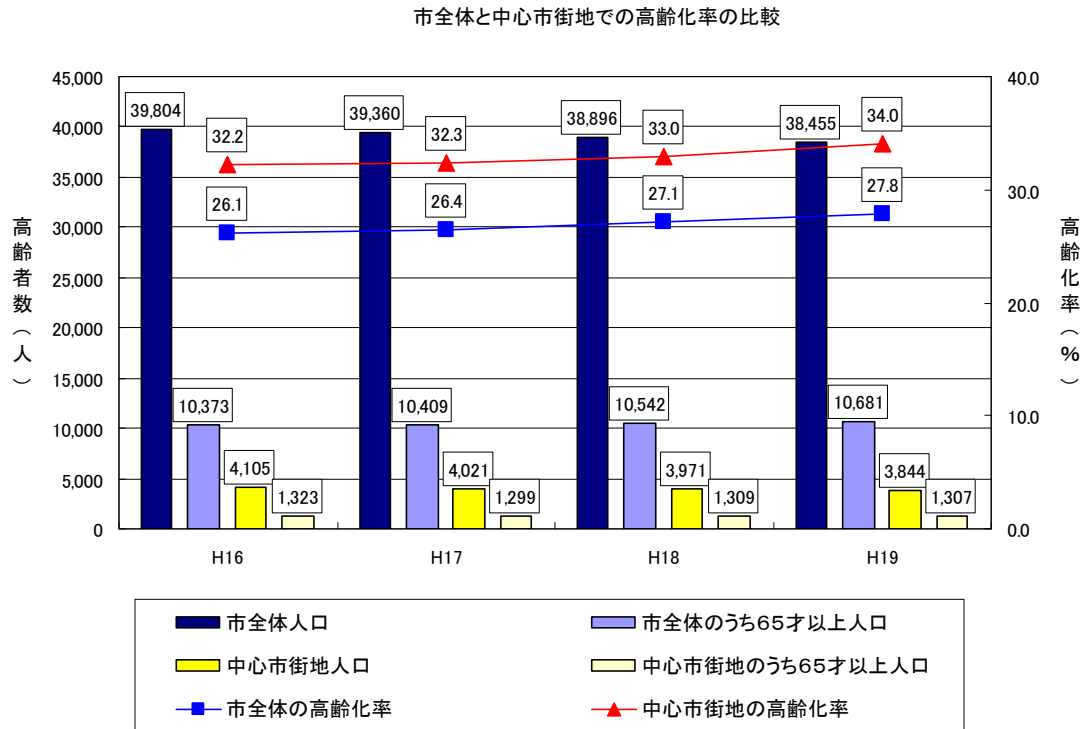
- 住民基本台帳による平成19年4月1日現在の世帯数は、市全体が11,781世帯数、中心市街地が948世帯数となっています。
- 平成9年から平成19年までの10年間の世帯数の推移をみると、市全体が1.8%の増加に対し、中心市街地は6.4%の減少になっています。
- 市全体の世帯数に占める中心市街地の世帯数の割合は、平成9年の8.7%から平成19年の8.0%と、10年間で0.7%減少しています。



(資料：住民基本台帳)

③ 高齢化率

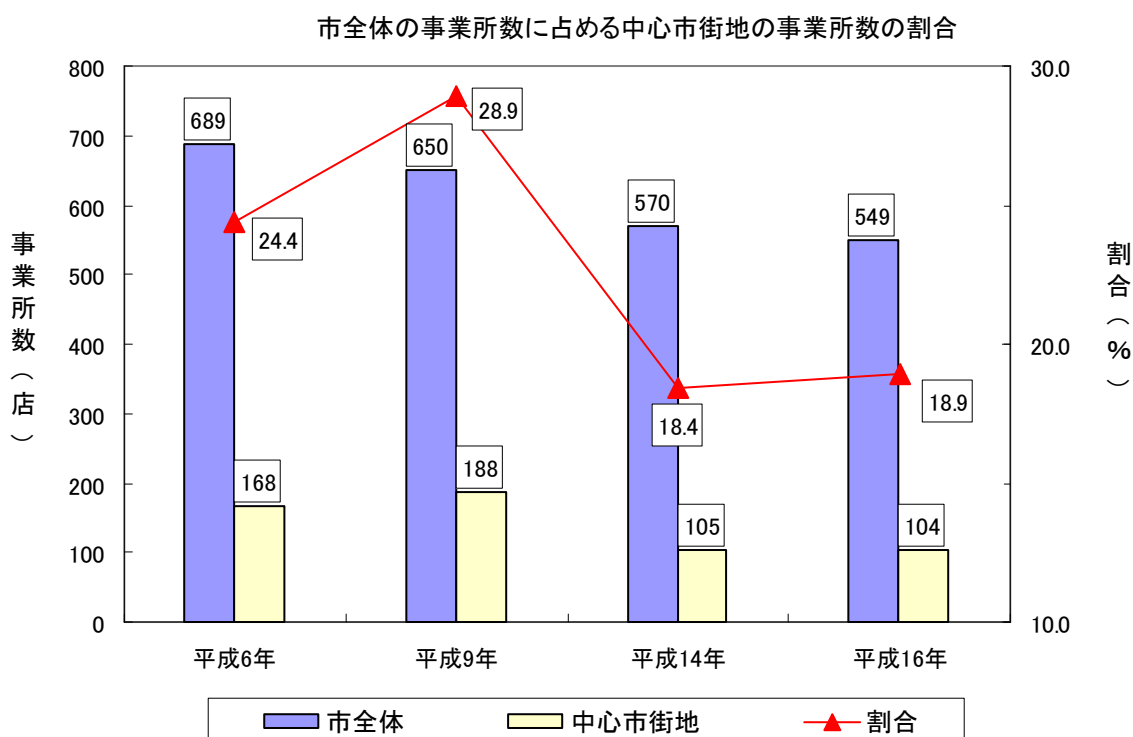
本市における平成19年4月1日現在の高齢化率は27.8%ですが、中心市街地では34.0%となっており、核家族化の進展による若い世代の郊外への流出等により、中心市街地の高齢化の進展が顕著です。



(中心市街地の隣接地を含む。)
(資料：住民基本台帳)

2) 小売業事業所数

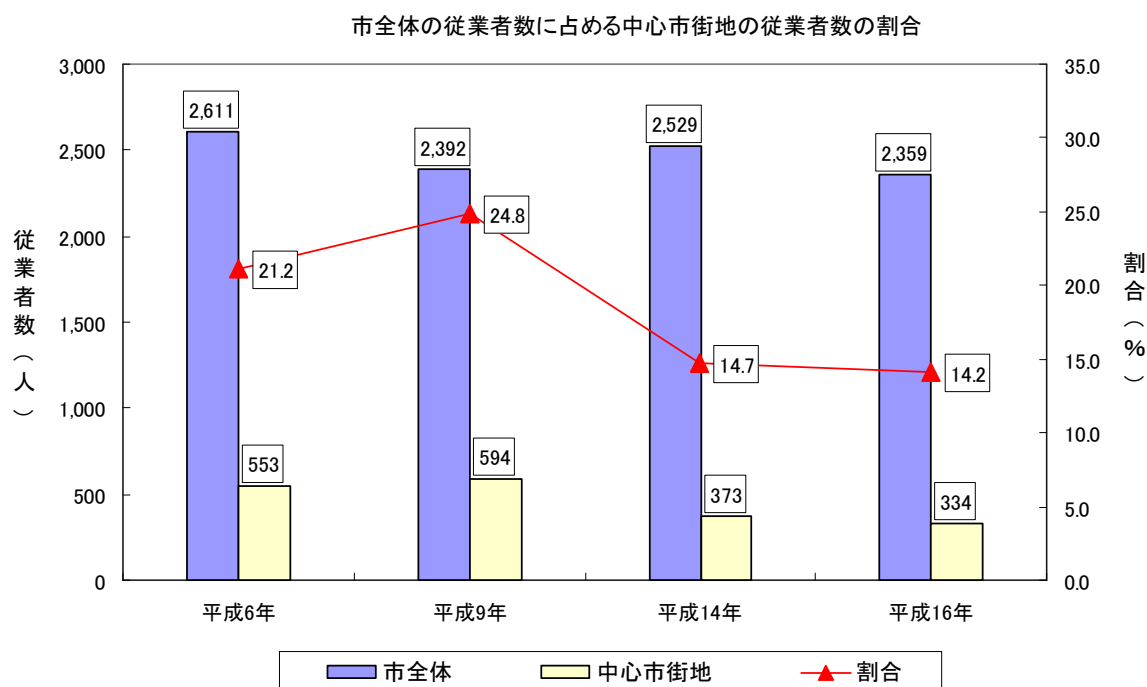
- 商業統計調査による平成16年の小売業事業所数は、市全体が549、中心市街地が104となっています。
- 平成6年から平成16年までの10年間の小売業事業所数の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が20.3%の減少に対し、中心市街地は38.1%の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の事業所数に占める中心市街地の小売業事業所数の割合は、平成6年の24.4%から平成16年の18.9%と、10年間で5.5%減少しています。
- 事業所の減少は、中心市街地の区域外への移転、後継者難による閉店、営業所の整理統合等によるものと推察されます。



(資料：商業統計調査)

3) 小売業事業所の従業者数

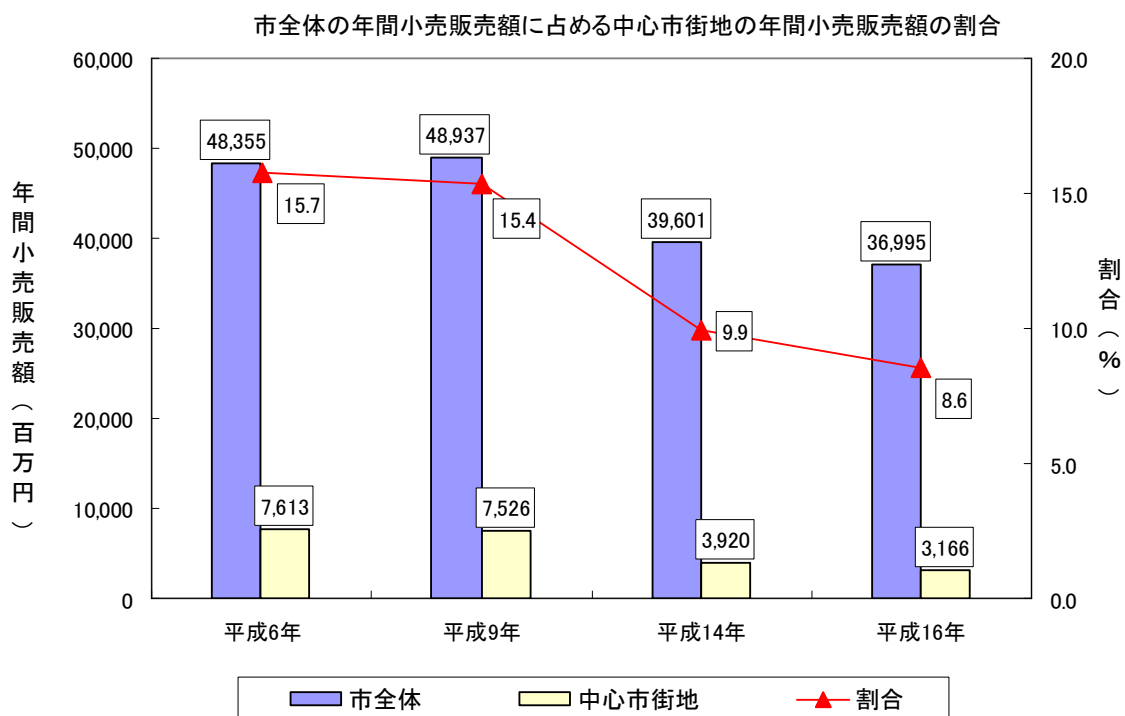
- 商業統計調査による平成16年の小売業事業所の従業者数は、市全体が2,359人、中心市街地が334人となっています。
- 平成6年から平成16年までの10年間の小売業事業所の従業者数の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が9.7%の減少に対し、中心市街地は39.6%の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の従業者数に占める中心市街地の小売業事業所の従業者数の割合は、平成6年の21.2%から平成16年の14.2%と、10年間で7.0%減少しています。



(資料：商業統計調査)

4) 年間小売販売額

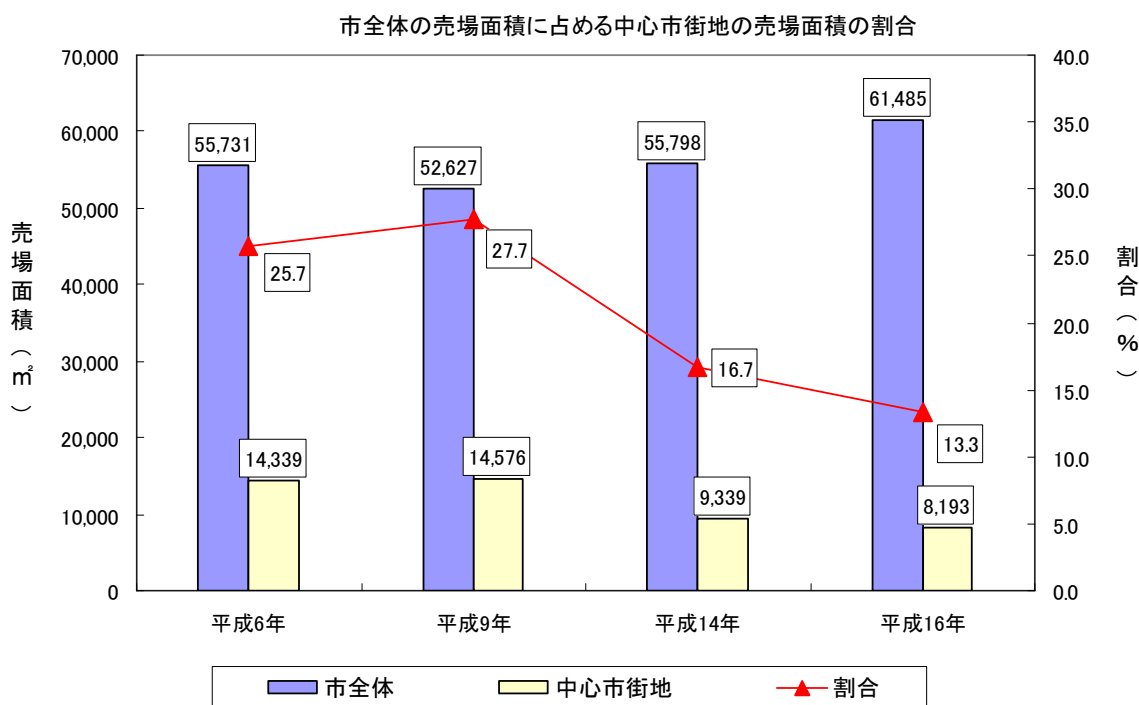
- 商業統計調査による平成16年の年間小売販売額は、市全体が369億9千5百万円、中心市街地が31億6千6百万円となっています。
- 平成6年から平成16年までの10年間の年間小売販売額の推移をみると、市全体、中心市街地ともに減少しており、市全体が23.5%の減少に対し、中心市街地は58.4%の減少と、中心市街地の減少幅が大きくなっています。
- 市全体の年間小売販売額に占める中心市街地の年間小売販売額の割合は、平成6年の15.7%から平成16年の8.6%と、10年間で7.1%減少しています。
- 少子高齢化による人口減少のほか、休日には、若者を中心に、福井市内や、京都市、金沢市等の都市部へ買物に出かけることが増えてきていることから、市全体の年間小売販売額が減少し続けているものと推察されます。



(資料：商業統計調査)

5) 小売業売場面積

- 商業統計調査による平成16年の小売業事業所の売場面積は、市全体が61,485㎡、中心市街地が8,193㎡となっています。
- 平成6年から平成16年までの10年間の小売業事業所の売場面積の推移をみると、市全体では10.3%増加していますが、中心市街地では42.9%減少しています。
- 市全体の売場面積に占める中心市街地の小売業事業所の売場面積の割合は、平成6年の25.7%から平成16年の13.3%と、10年間で12.4%減少しています。



(資料：商業統計調査)

6) 大規模小売店舗立地状況

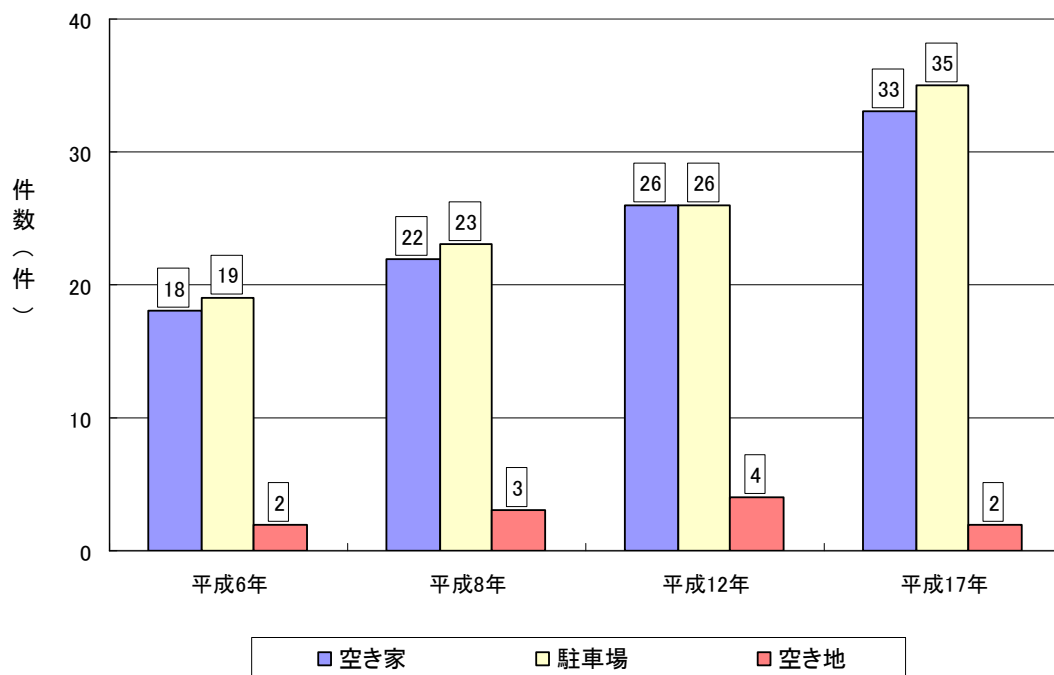
- 本市では、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗は8店あり、そのすべてが中心市街地の区域外に立地しています。
- これらの大規模小売店舗は、国道157号、国道158号等の郊外の幹線道路沿いに開設されており、このことが中心市街地の商業機能の衰退の大きな原因となっています。

7) 低・未利用地状況

- 大野商工会議所が実施した「商店街用途別利用状況調査結果報告書」によると、平成17年の中心市街地内の4商店街の事業所、住宅、その他建物、空き家※、駐車場等の合計は285件となっており、このうち、空き家が33件（11.6%）、駐車場が35件（12.3%）、空き地が2件（0.7%）となっています。
- 平成6年の中心市街地内の4商店街の事業所、住宅、その他建物、空き家、駐車場等の合計は299件となっており、このうち、空き家が18件（6.0%）、駐車場が19件（6.4%）、空き地が2件（0.7%）となっています。
- 平成6年から平成17年までの11年間の推移をみると、中心市街地内の4商店街において、空き家、駐車場が占める割合は、約2倍近くになっています。
- 平成6年に206件あった中心市街地内の4商店街の事業所が、平成17年には158件まで減少し、その一方で、住宅が6件、空き家や駐車場が大幅に増加しています。これにより、事業所を廃業した後、一部は住宅に転換するものの、その他多くが空き家となっていることが窺えます。
- 空き家が大幅に増えていることや、店舗や住宅を取り壊した後の土地の駐車場への転換により商店街の商業集積が阻害されていることなどから、中心市街地の空洞化と活力の低下が一層進み、さらに集客力や人口が減少して活力を失うという悪循環に陥っています。

※この調査における「空き家」とは、使用されていない住宅、店舗、店舗兼住宅、倉庫等をいいます。

中心市街地の空き家・駐車場・空き地数の推移

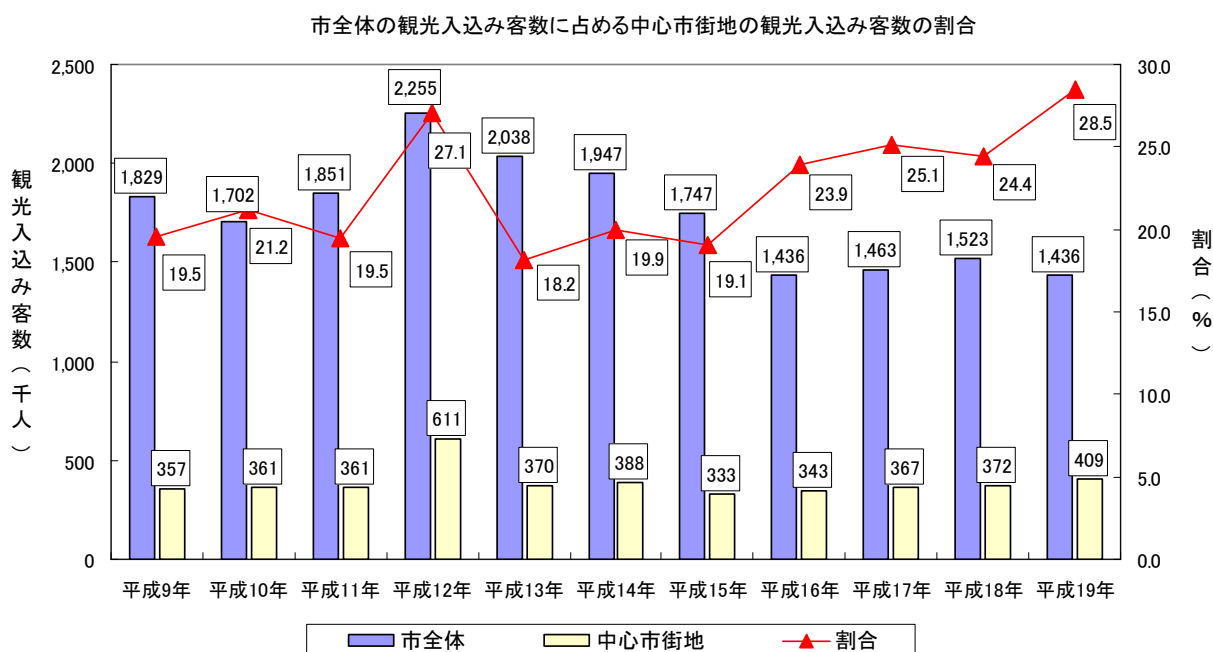


	事業所	住宅	その他建物	空き家	駐車場	空き地	計
平成 6 年	206	43	11	18	19	2	299
平成 8 年	193	47	10	22	23	3	298
平成 12 年	175	49	9	26	26	4	289
平成 17 年	158	49	8	33	35	2	285

(三番商店街、七間商店街、五番商店街及び六間通り商店街の合計)
 (資料：商店街用途別利用状況調査結果報告書(平成17年10月))

8) 観光客入込み数

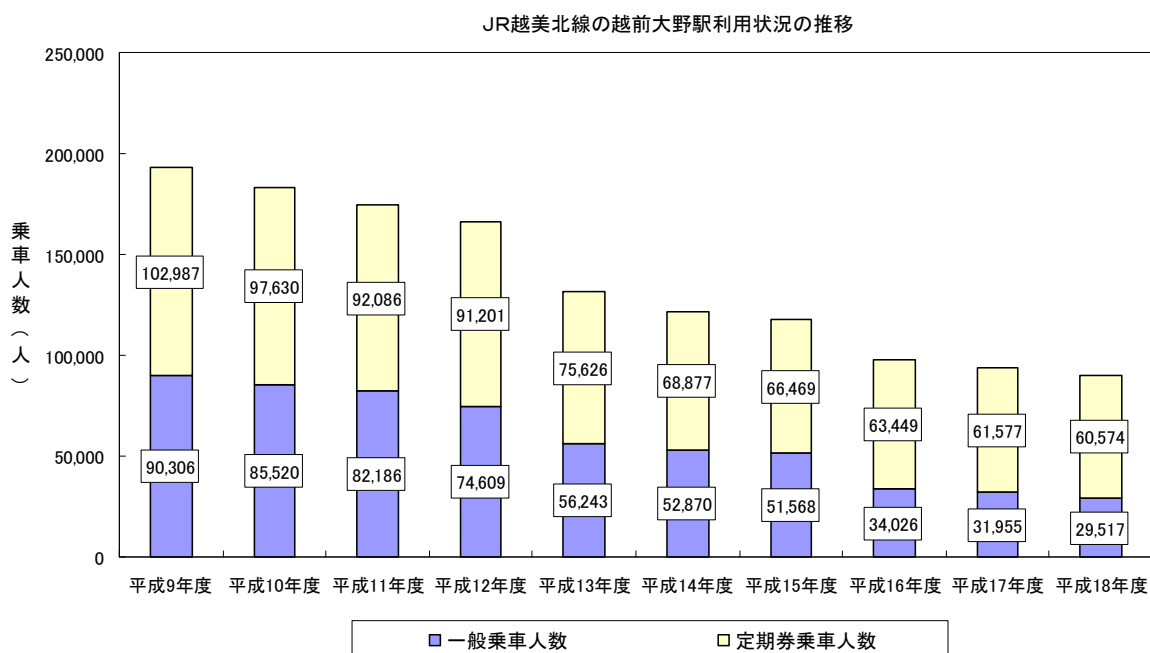
- 本市が誇る豊かな自然環境や水環境、歴史、伝統文化、食文化などの優れた観光資源や観光素材の魅力を最大限に生かし、目指すべき新しい観光戦略の方向性を示すために、平成19年3月に「越前おおの観光戦略プラン」を策定しました。
- 最近10年間の市全体の観光入込み客数は、「恐竜エキスポふくい2000」開催の波及効果のあった平成12年の225万5千人をピークに、スキー場入込み客数の減少により、平成16年まで減少を続けてきましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっています。
- また、最近10年間の中心市街地の観光入込み客数は、「恐竜エキスポふくい2000」開催の波及効果のあった平成12年の61万1千人をピークに、一旦減少しましたが、その後、微増傾向にあり、平成19年には40万9千人となりました。
- 市全体の観光入込み客数に占める中心市街地の観光入込み客数の割合は、近年増加傾向にあります。



(資料：市観光振興課)

9) JR越前大野駅利用状況

- 最近10年間のJR越美北線のJR越前大野駅利用状況の推移をみると、一般乗車人数については、平成9年度の90,306人が平成18年度には29,517人に減少(67.3%)し、また、定期券乗車人数についても、同じく102,987人が60,574人に減少(41.2%)しており、大幅な落ち込みを示しています。
- 特に、平成16年度から18年度までの3年間は、「平成16年7月福井豪雨」災害により、平成16年7月18日から平成19年6月29日まで、福井駅・越前大野駅間の一部区間がバスによる代行輸送となったことも大きく影響しています。

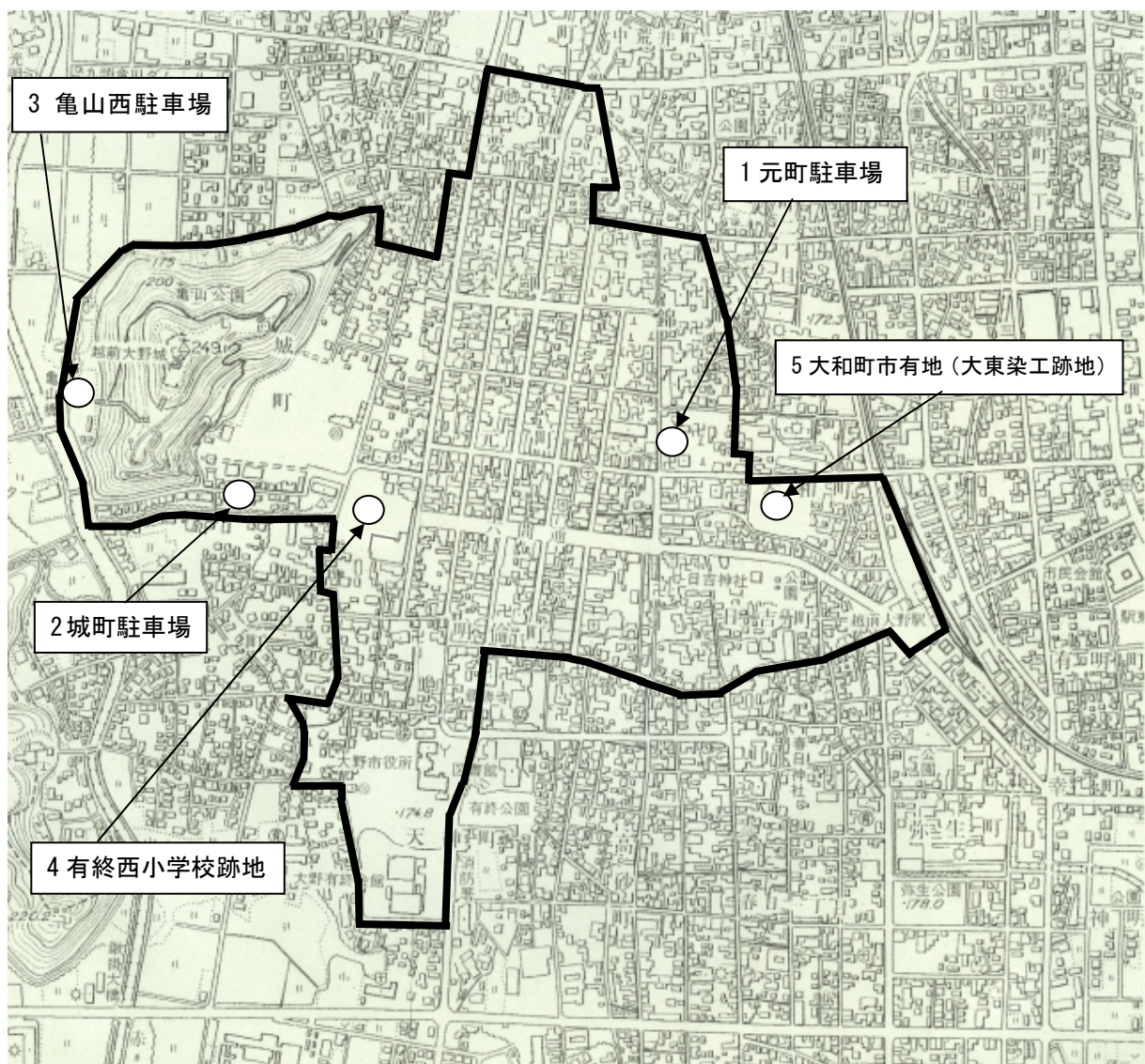


(資料：JR越前大野駅)

10) 駐車場

- まちなか観光の際に利用できる中心市街地の区域内の駐車場は、元町駐車場、城町駐車場、亀山西駐車場並びに仮設駐車場である有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地）の5箇所がありますが、駐車可能台数は、普通車が117台、大型バスが18台となっており、イベント開催時等には、駐車場が不足する状態となっています。また、まちなか観光や日常の買い物の安全性を確保する観点からは、有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地）という東西の玄関口に駐車場を集約的に整備することが肝要です。

No.	名称	普通車駐車台数	観光バス駐車台数
1	元町駐車場	30台	
2	城町駐車場	34台	
3	亀山西駐車場	25台	
4	有終西小学校跡地（仮設）	14台	8台
5	大和町市有地（仮設）	14台	10台
	計	117台	18台



[3] 第四次大野市総合計画における中心市街地活性化対策

ここでは、本市におけるまちづくりの目標と方向性を明示した最上位の計画である「第四次大野市総合計画」における中心市街地活性化に関する内容等をまとめました。

(1) 第四次大野市総合計画（平成13年3月策定 計画期間：平成13年度～22年度）

1) 本市の現況と課題

本市の現況と課題の一つに市街地の空洞化を挙げ、次のように分析しています。

- ① 三番通り、五番通りや七間通りに代表されるように、古くからの町割が現存する中心市街地は、商業や娯楽などの機能が集まり、本市の活力や個性を代表する「顔」ともいえる場所です。
- ② これまで市街地活性化対策としては、七間通りや寺町通りの石畳をはじめ、武家屋敷旧内山家や元町会館の整備など、本市の歴史・文化を生かした特色あるまちづくりを行ってきました。
- ③ しかし近年、核家族化や車社会の進展、郊外型店舗の増加、市街地近郊での土地区画整理事業の推進などにより、中心部では人口の減少と少子高齢化、空き地空き家の増加が目立っています。
- ④ 中心市街地の空洞化は、城下町としての顔と魅力を失うことにつながります。亀山周辺整備事業を核に、市街地を人が住み・育ち・学び・働き・交流する場として再生し、魅力アップを図ることが強く期待されています。

2) 基本構想

- ① まちづくりの基本理念
力強く・やさしく・美しく
- ② まちづくりの将来像
自然と人とが調和し ともに創り育てる 名水のまち大野
- ③ 基本目標
ア 創造性と活力ある産業のまち
イ 思いやりと豊かな心を育むまち
ウ 環境保全と美しい環境づくりのまち
エ 人が集い心が響きあうまち
オ 住みたい・住み続けたいまち

3) 重点プロジェクト

基本構想に定めた将来像の実現を図るため、前期基本計画の5年間で、先導的かつ重点的に実施すべき重点プロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を挙げ、次のように規定しています。

- ① 亀山周辺を本市の特性である歴史・文化・自然などを生かして再開発し、都市としての魅力を高めるとともに、市民が自信と誇りを持てる空間、さらには後世にも末永く評価されるまちに再生します。
- ② 大野高校跡地は「シビックセンター」として市民の文化的・教育的サービス

の拠点にし、そこに有終西小学校をパートナーとして移転改築します。

- ③ 有終西小学校移転後の跡地は、六間通りと国道158号（犬山）を結ぶ西部アクセスを通し、外来者と市民を結びつける玄関口とします。この新たな空間は交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点として整備します。

基本構想に定めた将来像の実現を図るため、重点プロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を挙げ、亀山周辺を21世紀の市民のシンボルとなる歴史・文化の拠点、市街地活性化の拠点と位置付けて整備します。

（2）第四次大野市総合計画後期基本計画（平成18年3月策定 計画期間：平成18年度～22年度）

1) 重点プロジェクト

基本構想に定めた将来像の実現を図るため、前期基本計画の進捗状況を踏まえ、後期基本計画の5年間で優先的・重点的に実施するプロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を挙げ、次のように規定しています。

- ① 歴史・文化、市民の交流の拠点、地域産業活性化の拠点として中心市街地の整備を図ることは、市街地や市全体の活性化につながります。亀山周辺については21世紀の市民のシンボルとなる歴史・文化の拠点、市街地活性化の拠点として、「大野市亀山周辺整備基本計画」に基づき、整備を進めてきました。
- ② 旧大野高校跡地に子どもからお年寄りまで幅広い層の市民が、集い・楽しみ・学び合うための文化的拠点として整備を進めてきた“学びの里「めいりん」”が完成します。
- ③ “学びの里「めいりん」”は、有終西小学校と生涯学習センター、大野公民館が一体的な空間として整備されています。
- ④ 有終西小学校移転後の跡地は、六間通りと国道158号（犬山地係）を「西部アクセス道路(仮称)」で結び、交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点とします。

重点プロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を挙げ、“学びの里「めいりん」”の整備の後、有終西小学校移転後の跡地を交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点とします。

2) 基本目標 創造性と活力ある産業のまち—魅力ある商業の確立

① 現況と方針

ア 商店街や中心市街地は、古くから人・物・情報が集積する場所であり、そのまちの活力や個性を代表する顔ともいえるべきものです。本市の商店街では、経営者の高齢化、後継者不足などが続くとともに、中心市街地の空洞化が進むなど厳しい状況です。

イ このような中、地域活動の中心として人が住み、学び、働き、交流する場として、魅力ある商店街や中心市街地づくりが求められています。また、魅

力ある商業を確立するためには、商店や商店街の自助努力が不可欠ですが、これからは、広い視野から見た本市全体の商業のあり方を考えていく必要があります。

ウ 今後とも、関係機関との連携を一層深めるとともに、時代に即応した経営者の育成や商店街の枠を越える新しいネットワークの構築による商店街の改革を支援します。

② 中心市街地の活性化に関する施策の概要

ア 亀山周辺整備事業の推進

○ 商店街の活性化は、中心市街地の活性化と密接な関係にあります。商店街の活性化を図るためには、亀山周辺整備事業の推進による中心市街地の活性化が重要です。

○ 有終西小学校の跡地は、観光客のための駐車場やトイレなどを整備し、交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点とします。

イ 空き地空き家対策の推進

○ 商店街の空き地や空き家の有効利用を図り、賑わいと活力ある商店街づくりを支援します。

○ 中心市街地での集合住宅建設に補助する城下町おおの定住促進事業を推進することで居住人口の増加を図り、購買力の増加につなげます。

○ 民間建築物などへの景観助成を推進し、魅力ある店舗改修などを支援することで、個店の売り上げの増加や商店街の活性化を図ります。

魅力ある商業の確立に向け、中心市街地の活性化の施策として、亀山周辺整備事業の推進と空き地空き家対策を推進します。

3) 基本目標 環境保全と美しい環境づくりのまち—地下水や河川の保護・保全

① 現況と方針

ア 水は本市を特徴付ける大きな要素であり、豊かな水辺環境は貴重な地域資源です。

イ 水の再利用システムの構築や河川や水路の流量を確保することにより、潤いがある水辺環境を整備します。

② 豊かな水辺環境の形成に関する施策の概要

○ 中心市街地などで市民や観光客が水を目にし、水を感じることができる「水のみえるまちづくり」を目指すため、「大野市水のみえるまちづくり計画」に基づき、計画的に親水空間を整備していきます。

○ 特に、街なみ環境整備事業により、百間堀周辺での親水空間の整備とともに、背割り水路沿いに魅力ある水辺空間をモデル的に整備することで、他の背割り水路での水辺空間整備への波及を促進します。

○ 魅力ある水辺環境を創出するため、河川や水路、湧水地などの整備に当たっては、自然石を利用するなどの自然や環境に配慮した工法を取り入れるよう努めます。

地下水や河川の保護・保全の施策として、豊かな水辺環境の形成を進めます。

4) 基本目標 環境保全と美しい環境づくりのまち—歴史・文化的価値の保全と景観づくり

① 現況と方針

ア 本市には城下町の町割りと歴史的な建造物が多く残っており、落ち着いたまち並みや景観が形成されています。

イ 「城下町大野」にふさわしい歴史性豊かなまち並みや景観の保全、また、歴史的建造物の保存・活用に取り組みます。

② 施策の概要

ア 城下町の景観形成と保護

○ まち並みや景観を形成するための方針や行為の規制についての景観計画を策定し、地域の個性を伸ばす美しいまちづくりを推進します。

○ 良好なまち並みや景観を保全するため、関係住民の理解を得て、都市景観形成地区の指定に努めます。また、都市景観形成地区や重要建築物に指定された民間建築などを支援します。

○ 「名水のまち大野」にふさわしい景観づくりを行うため、街なみ環境整備事業により「水のみえるまちづくり」を進めます。

イ まちの景観デザインの統一

○ 案内板などが周辺環境に調和したまちづくりを行うため、公共機関が設置する案内板などについては「大野市公共サイン整備計画」に沿って更新していきます。また、民間の広告物などについても周辺の景観に調和するよう誘導します。

歴史・文化的価値の保全と景観づくりの施策として、城下町の景観形成と保護とまちの景観デザインの統一を図ります。

5) 基本目標 住みたい・住み続けたいまち—安全で美しいまちづくりの推進

① 現況と方針

○ 本市には、恵まれた自然環境と歴史を感じさせる市街地の景観があります。

○ 本市では、これまでも景観に調和した市街地の整備や安全な道路整備を推進してきましたが、今後も、市民が愛着や誇りを持つ風土や歴史を感じさせるまち並みの整備を図ります。

② 施策の概要

ア 景観に調和したまちづくりの推進

○ 電線類が見えないように工夫するなど美しい景観を創出し、また、観光上、重要な道路を石畳舗装などで整備します。

○ 案内板などが周辺環境に調和したまちづくりを行うため、公共機関が設

置する案内板などについては「大野市公共サイン整備計画」に沿って更新していきます。また、民間の広告物などについても周辺の景観に調和するよう誘導します。

イ 歴史や自然を生かしたまちづくりの推進

- 良好なまち並みや景観を保全するため、都市景観形成地区の指定に努めます。また、都市景観形成地区や重要建築物の民間建築などを支援します。
- 城下町の風情に調和した緑化や公園整備を推進するとともに、地域住民が愛着を感じる広場の整備に努めます。

安全で美しいまちづくりの推進の施策として、景観に調和したまちづくりの推進と歴史や自然を生かしたまちづくりを推進します。

〔4〕これまでの施策の検証

これまで中心市街地で実施してきた事業は、基本的には、「第四次大野市総合計画」に掲げられた基本目標を実現するための具体策として位置付けられますが、これらの事業は、市全体の総花的なまちづくり施策の一部であることから、旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定していない本市においては、中心市街地の活性化という視点からの事業効果等の検証については、実施されていない状況にあります。

そこで、ここでは、これらの事業を中心市街地の活性化という観点から、改めて事業目的別に「交流人口の増加」、「居住環境の向上」及び「商店街の活性化」の3つに分類した上で個別に検証するとともに、実施してきた事業全体を中心市街地活性化への取組みとして総合的に検証します。

(1) 個別事業毎の検証

1) 交流人口を増加するための事業

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
1 ひと、まちふれあい館 整備事業 まちなか観光拠点施設 整備事業(ハード事業)	平成 11・ 12・16年度	市	まちなか観光の拠点となる施設 及び市民の交流の場となる施設 の整備 ・平成大野屋洋館(レストラン、 物販コーナー、観光案内、展示 コーナー等) ・平成大野屋平蔵及び平成大野 屋二階蔵
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産 業のまち 【施策】 個性ある観光の推進	<p>洋館は、まちなか散策を中心とした観光客の食事、休憩、物産販売等、まちなか観光の拠点として多くの利用があり、また、平蔵及び二階蔵は、平成大野屋事業や市民によるイベントが多数開催されており、一定の事業効果が認められます。</p> <p>一方で、平成大野屋を中心とした散策ルートづくり、まちなか観光を進める上での案内板の設置等の環境整備が遅れているため、中心市街地全体への波及効果が十分表れていません。</p>		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
2 J R 越前大野駅前や すらぎ空間整備事業 (ハード事業)	平成 14 年度	市	J R 越前大野駅の駅舎に併設した休憩施設の整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	J R 越美北線を利用して訪れる観光客にとって本市の入口となる J R 越前大野駅の駅舎が城下町と調和した景観となり、駅に降り立ったときから、落ち着いた風情を味わえる空間となっています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、スポット的な整備であり、まちなかへの誘導策が十分でないことから、観光客にとって駅からの散策ルートがわかりにくくなっています。		
3 観光案内所（元町会館）整備事業（ハード事業）	平成 15 年度	市・観光協会	七間通りの無料休憩所「元町会館」を観光協会が運営する観光案内所として整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	まちなか観光の中心となる七間通りにおける東の入口にあった無人休憩所が、観光協会が運営する観光案内所となったことで、まちなか観光のサービス向上につながっています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、他の事業との連携不足により、中心的な案内所としての機能が十分発揮されていません。		
4 有終西小学校跡地仮設駐車場整備事業・旧大東染工跡地仮設駐車場整備事業（ハード事業）	平成 18 年度	市	観光客用仮設駐車場の整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	旧城下町の東西の玄関口に位置し、まちなか観光に訪れる大型バスや自家用車の駐車場として多くの利用があります。		
【施策】 個性ある観光の推進	この 2 箇所の再利用を今回の中心市街地活性化の核とする事業として位置付ける必要があります。		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
5 おおの城まつり（ソフト事業）	昭和 43 年度 ～	市・実行委員会	8月の旧盆に、大花火大会を皮切りにして、中心市街地の六間通りで越前おおのおどり大会等を開催
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	市民が自分達のまちを意識するイベントとして定着しています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、事業効果が継続的なものではなく、他のイベントと合わせて、まつりの運営について検討していく必要があります。		
6 越前おおの四季の灯りまつり（ソフト事業）	昭和 54 年度 ～	市・観光協会	「灯り」をテーマとした四季のイベントを開催 ・大野さくらまつり ・万灯会 ・幻灯 ・雪見灯ろう会
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	各催し物を開催している期間中は、中心市街地の観光客の集客に効果があります。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、長期間、同じ内容で事業を実施していることから、企画に工夫が乏しく、惰性的な傾向に陥っています。		
7 観光イベント事業（ソフト事業）	昭和 59 年度 ～	商店街	商店街などが実施する観光イベントへの補助 ・三大朝市物産まつり ・七間朝市山菜フードピア ・越前大野小京都物産五番まつり
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	七間商店街や五番商店街が実施する事業であり、大野を代表する祭りとして定着しています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、長期間、同じ内容で事業を実施していることから、企画に工夫が乏しく、惰性的な傾向に陥っています。		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
8 人力車運行（ソフト事業）	平成 8 年度 ～	民間団体（越前こぶし組）	まちなかを案内する人力車の運行
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	まちなかの観光拠点を巡る人力車の運行により、城下町としての本市のイメージアップに貢献しています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、他の事業との連携不足や人手不足により、定期的な運営が困難となっています。		
9 平成大野屋事業（ソフト事業）	平成 8 年度 ～	市・(株)平成大野屋	全国の「大野姓の支店主」による大野のPRで、本市の知名度アップと全国への情報発信を展開
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 人が集い響きあうまち	ユニークなまちづくり事業として全国的にも先進的な事例となっています。		
【施策】 自然・文化を生かしたふるさと交流の推進	一方、最近では、一般の参画者の間で、取組み意識に温度差が見受けられるようになり、企画等に工夫が必要となっています。		
10 越美北線等利用促進事業（ソフト事業）	平成 14 年度 ～	市	観光客に市内観光施設等で利用できる観光利用券を交付
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 人が集い心が響きあうまち	観光客数と越美北線利用者の増加を図るための連携事業で、双方にある程度の相乗効果が認められます。		
【施策】 交流促進のための環境整備	一方で、PR不足、他の事業や商店街との連携不足により、中心市街地の賑わいへの波及効果が十分表れるまでには至っていません。		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
11 まちなか交流観光体験事業（ソフト事業）	平成 14 年度 ～	市・市民グループ	まちなか観光客への七間通り及び平成大野屋二階蔵での体験メニューと交流の場を提供
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	体験講習などにより、主にまちなか遠足の小中学生との交流を図り、体験型観光の推進に効果が表れています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、他の事業との連携不足や体験メニューが固定化されていることから、まちなか観光の大きな目玉となるまでには至っていません。		
12 まちなか遠足誘致促進事業（ソフト事業）	平成 15 年度 ～	市	県内外の小・中・高校の遠足や修学旅行を誘致
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	遠足や修学旅行で多くの児童・生徒などが訪れ（平成 18 年度実績 38 校（4,400 人））、交流人口の増加に大きな効果が表れています。		
【施策】 個性ある観光の推進	一方で、気軽に休める場所や遊べる広場が少ないため、十分な満足感を与えられない場合もあります。		

2) 居住環境を向上するための事業

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
1 バリアフリー歩道整備事業（ハード事業）	平成 11～17 年度	市	バリアフリーの歩道の整備 ・市道善導寺線及び市道三番市庁舎新庄線の歩道の整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 住みたい・住み続けたいまち	高齢者や越前大野駅への通勤通学者、市役所来庁者、大野高校生徒等の自転車・歩行者の安全性の向上に一定の効果が認められます。		
【施策】 安全で美しいまちづくりの推進	一方で、個々の住民ニーズに対応した事業であるため、部分的な整備に終わり、中心市街地全体の安全性や統一性の確保にはつながっていません。		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
2 散策道路整備事業（ハード事業）	平成 12～13 年度	市	歩行者優先道路の整備 ・市道泉町南北 6・7 号及び市道東西 3 号線の透水性カラー舗装
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 環境保全と美しい景観づくりのまち	亀山から御清水周辺までの動線となり、歩行者の安全性が向上するとともに、良好なまちなみ景観が形成されています。		
【施策】 歴史・文化的価値の保全と景観づくり	一方で、個々の住民ニーズに対応した事業であるため、部分的な整備に終わり、中心市街地全体の安全性や統一性の確保にはつながっていません。		
3 特定優良賃貸住宅供給促進事業（インフィル型住宅）（ハード事業）	平成 13 年度 平成 14 年度	市・民間事業者	民間と連携した特定優良賃貸住宅の整備 ・大野市東二番町屋住宅（14 戸） ・大野市西二番町屋住宅（10 戸）
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 住みたい・住み続けたいまち	居住人口の減少の歯止めにより一定の効果が認められるとともに、良好なまちなみ景観を形成することができました。		
【施策】 快適な住宅の整備	一方で、部屋のグレードが若干高いことから賃貸料の水準が高く空き室があるとともに、持ち家志向が高いことから中心市街地から周辺の区画整理事業地に出て新築する世帯も多く、中心市街地における居住人口の増加への直接的な効果は十分ではありません。		
4 シビックセンター整備事業（学びの里「めいりん」）（ハード事業）	平成 16～18 年度	市	子どもからお年寄りまで、幅広い市民が集い・楽しみ・学び合う拠点として、有終西小学校、大野市生涯学習センター及び大野公民館を一体的に整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 思いやりと豊かな心を育むまち	有終西小学校との複合施設で地域に開かれた生涯学習の拠点として先進事例となっているとともに、市民が集う場所としての都市機能を発揮しています。		
【施策】 学習機会の充実			

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
5 街なみ環境整備事業 (ハード事業)	平成 17～26 年度	市	良好なまちなみ景観の整備 ・百間堀の復元、旧内山家周辺背割水路の整備 ・城見通り、柳町通り及び三の丸通りの水路の整備
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 環境保全と美しい景観づくりのまち	水に育まれた旧城下町のまちなみ景観を復元することにより、「水」に対する市民の意識の醸成を図るとともに、水辺空間の整備により「水」に身近な生活環境を演出しています。		
【施策】 歴史・文化的価値の保全と景観づくり	一方で、モデル的な整備であるため、事業効果が中心市街地全体に十分波及するまでには至っていません。		
6 ふるさと定住事業・城下町おおの定住促進事業 (ソフト事業)	平成 12 年度～	市民	賃貸住宅への家賃補助、住宅取得への補助、空き家賃貸への補助及び共同住宅建設への補助
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 住みたい・住み続けたいまち	「ふるさと定住事業」では家賃補助が42戸(74人)、住宅取得補助が新築30戸・中古10戸(110人)、「城下町おおの定住促進事業」では空き家賃貸補助が1戸、住宅取得補助が4戸の利用者があり、居住人口の減少の歯止めにより一定の効果が認められます。		
【施策】 若者の就業環境の整備	一方で、郊外での住宅建設の増、貸家の不足、PR不足等により、居住人口の増加に結び付く抜本的な対策とはなっていません。		
7 街なみ環境整備事業 (ソフト事業)	平成 17～26 年度	市民	協定を結んだ七間通り・五番通り・寺町通り(景観形成地区)における大野らしい優れた都市景観の形成に寄与する建築物等の修繕、新築等に対する補助
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 環境保全と美しい景観づくりのまち	17年度に1件、18年度に3件の利用者があり、城下町を保全するという市民の意識の醸成と城下町の風情を残す景観形成につながっています。		
【施策】 歴史・文化的価値の保全と景観づくり	一方で、各商店の体力不足や行政のPR不足もあり、利用者の広がりが少なくなっています。		

事業名	実施年度	実施主体	事業概要
8 大野市名水を活かした水先案内事業（ソフト事業）	平成 18・19 年度	実行委員会	名水を活かした事業（名水特産市、名水ツアー、名水フォーラム等）の実施
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 環境保全と美しい景観づくりのまち	名水をコンセプトにした活動に取り組むことにより、「名水のまち越前おおの」の知名度アップ、イメージアップに効果が認められます。		
【施策】 地下水や河川の保護・保全	一方で、行政、商店街、事業者等が、より一層の一体感を持って、継続的に取り組んでいくことが必要です。		
3) 商店街を活性化するための事業			
事業名	実施年度	実施主体	事業概要
1 商業振興対策事業（ソフト事業）	昭和 63 年度～	商店街	各商店街及び商店街が連携して取り組む事業に対する補助
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	各種事業の実施期間中は、一時的ではありますが、商店街の賑わいづくりに効果がありました。		
【施策】 魅力ある商業の確立	一方で、長期間、同じ事業を実施していることから、企画に工夫がなく、惰性的な傾向にあるとともに、商店街の自主性・自立性が損なわれてきています。		
2 大野市商店街空地空家活性化対策事業（ソフト事業）	平成 8 年度～	商業者	商店街の空き地・空き家を利用して店舗を開業する起業家に対する店舗の新築、改装等の経費の補助
第四次総合計画	【検証】		
【基本目標】 創造性と活力ある産業のまち	これまでに、空き店舗で開業した 20 店舗中 12 店舗が現在も営業しており、空き店舗の増加の歯止めには一定の効果がありました。		
【施策】 魅力ある商業の確立	一方で、特に若者を中心とした起業家を開拓する仕組み、商店街の受入れ態勢の整備等が確立されていないため、新規開業が減少しています。		

(2) 総合的な検証

1) 事業実施面からの検証

- ① 「第四次大野市総合計画」では、中心市街地活性化という目標は、「創造性と活力ある産業のまち」という基本目標の中の「魅力ある商業の確立」という施策体系の中の一つとして位置付けられており、一つの施策又は柱として体系化されているものではありません。

したがって、これまで中心市街地で実施してきた事業は、「第四次大野市総合計画」の5つの基本目標と施策の方向性の中に散在する形で位置付けられていたことから、中心市街地活性化という事業の目的、方向性等が希薄となり、明確化されていませんでした。

また、中心市街地活性化という基本的な方向性のもとに事業全体が体系化されていなかったため、個々の事業について、その時々々の行政ニーズ、住民ニーズ等に合わせて実施するという散発的な傾向が見られ、戦略的な事業展開という視点に欠けていました。

- ② 「第四次大野市総合計画」における中心市街地活性化に係る事業としては、「亀山周辺整備事業」と「商店街空き地空き家対策事業」の2事業が掲げられていますが、他の事業とともに体系化されていない中では、核又は柱となる事業として位置付けできるまでには至っていませんでした。

なお、「亀山周辺整備事業」の一環として実施した「シビックセンター（学びの里「めいりん」）整備事業」は、亀山の麓にあった旧大野高校跡地に生涯学習の拠点を整備したのですが、中心市街地における都市機能の集積という観点からは、先駆的な事業であると捉えられます。

- ③ 中心市街地活性化という目的が明確でなかったため、事業の立案に当たって、その目的達成の目安となる中心市街地の人口、歩行者数、事業者数、年間小売販売額、空き地・空き家・空き店舗数、観光客数等各種統計データの分析が希薄となっており、必然的に事業の「選択と集中」という視点も欠落していました。

- ④ これまで実施してきた事業の実施主体は、一部の補助事業を除いて、そのほとんどが市であり、行政主導で進められてきました。このことが、中心市街地を日々の営みや生活の拠点としている商店街、関係団体、地域住民等の行政依存体質を助長させ、まちづくりに向けた一体的、計画的な施策の展開及び取組体制の構築を阻害していました。

また、行政内部においても、各事業の所管部局・課毎における目的意識の相違から横の連携が図られず、中心市街地活性化に向けた一体感が形成されていませんでした。

2) 事業効果面からの検証

- ① これまでは、中心市街地活性化という事業の目的、方向性等が明確化されていなかったため、事業の実施に当たっては、「施設を整備する」、「イベント等を実施する」等といった個々の事業目的の達成のみを事業の成果として評価す

るだけで、事業の実施による効果をデータ分析、アンケート調査等に基づいて検証しながらより効果的な見直しを実施するという視点が欠落していました。

- ② 中心市街地活性化の観点から、一つひとつの事業を検証した場合、一定の事業効果が認められるものもありますが、中心市街地における人口、事業者数、年間小売販売額、観光客数やJR越美北線の乗降客数が減少を続け、また空き地・空き家・空き店舗数が増加している現状からは、その事業効果も継続的なものではなく、一過性、カンフル剂的なものとも認めざるを得ません。
- ③ 本市独自の事業として注目を集めた、平成大野屋の整備、まちなか遠足の誘致、学びの里「めいりん」の整備、城下町おおの定住促進等の事業は、個々の事業効果という点においては高く評価されます。一方、中心市街地活性化という方向性のもとに、他の事業とともに体系化されていないことから、他の事業との連携不足が要因となって、その事業効果が中心市街地全体に広まっておらず、また波及効果、相乗効果が十分に認められるまでには至っていません。
- ④ 商店街等が実施主体である補助事業については、中心市街地におけるイベントの開催が主なものであり、開催時の集客や売上げには一定の効果が認められます。しかしながら、何のために行うイベントかという目的意識が徐々に希薄となっていることや他の団体等との連携が不足していることなどから、惰性的、単発的な傾向が散見されるようになり、中心市街地全体の底上げ効果を十分発揮するまでには至っていません。

【5】 ニーズ調査

（1） 大野市中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（平成19年度実施）

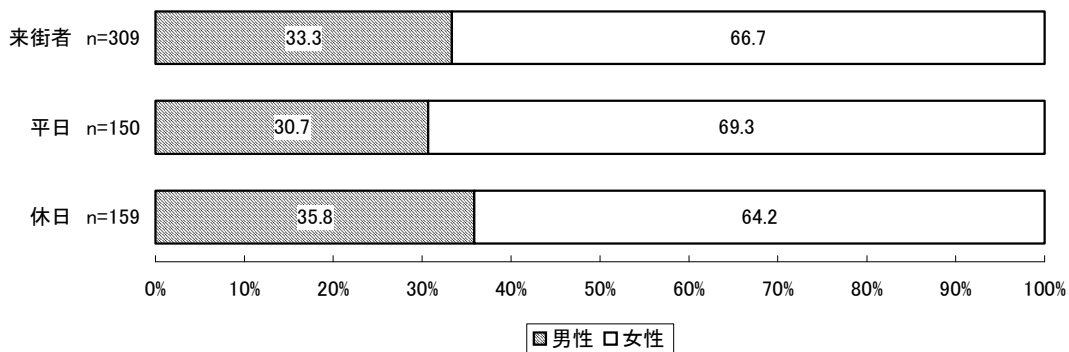
経済産業省が平成19年度に実施した「大野市中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」の一環として、平成19年9月9日（日）及び9月10日（月）に中心市街地来街者及び郊外型大型店来店者アンケートを実施し、地域住民のニーズ等を分析しました。

1) 性別

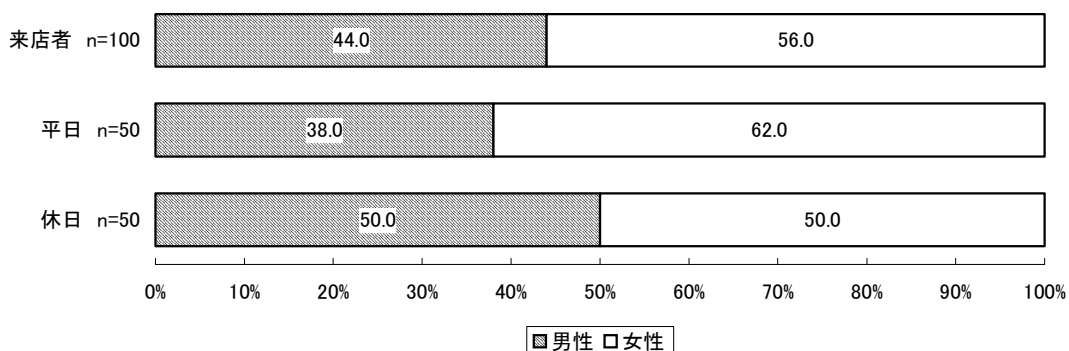
中心市街地来街者では66.7%を女性が占めており、郊外型大型店でも女性が多くなっています。

平日と休日の比較では、いずれも休日の男性の来街店者が多くなっています。

性別【中心市街地来街者】



性別【郊外型大型店来店者】

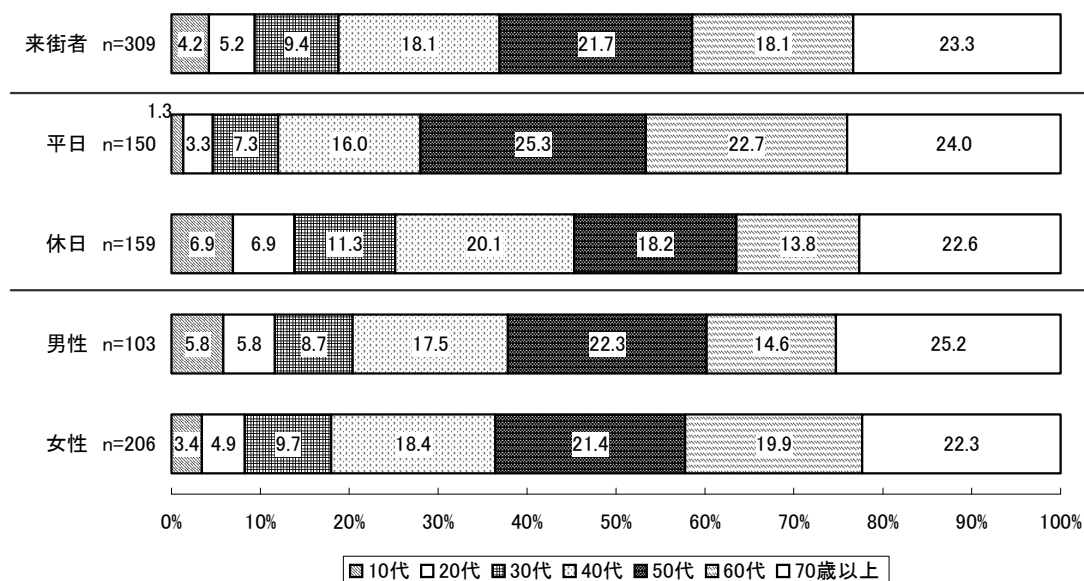


2) 年齢

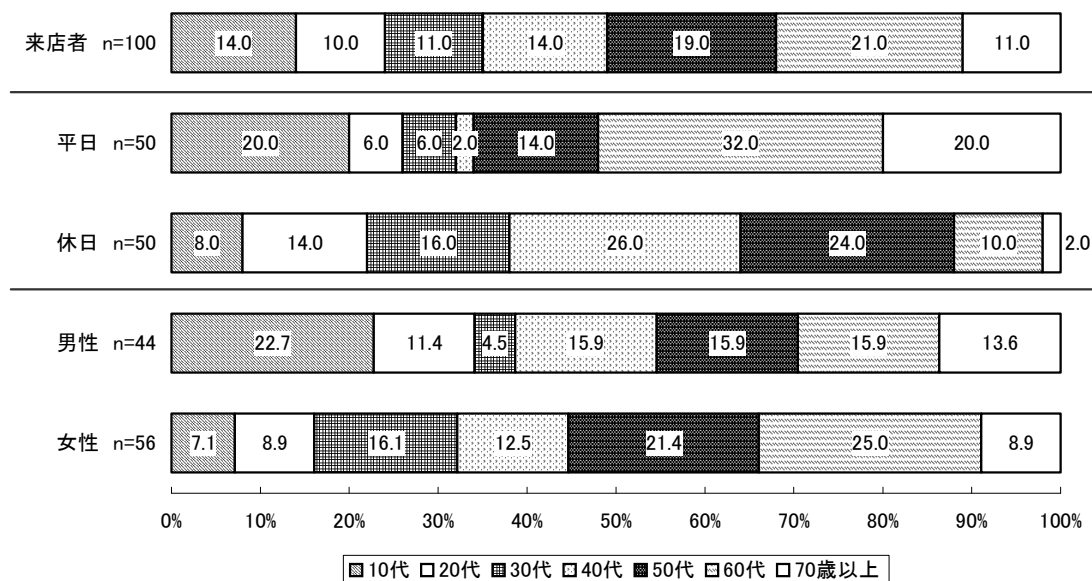
中心市街地来街者では40代以上が81.2%を占めており、若年層が中心市街地から遠ざかっています。郊外型大型店でも65%が40代以上となっています。

平日と休日の比較では、中心市街地来街者では特に10代及び20代を中心に休日の若年層の来街者が多くなっています。郊外型大型店では40代及び50代で休日の来店者の50%を占めています。

年齢【中心市街地来街者】



年齢【郊外型大型店来店者】

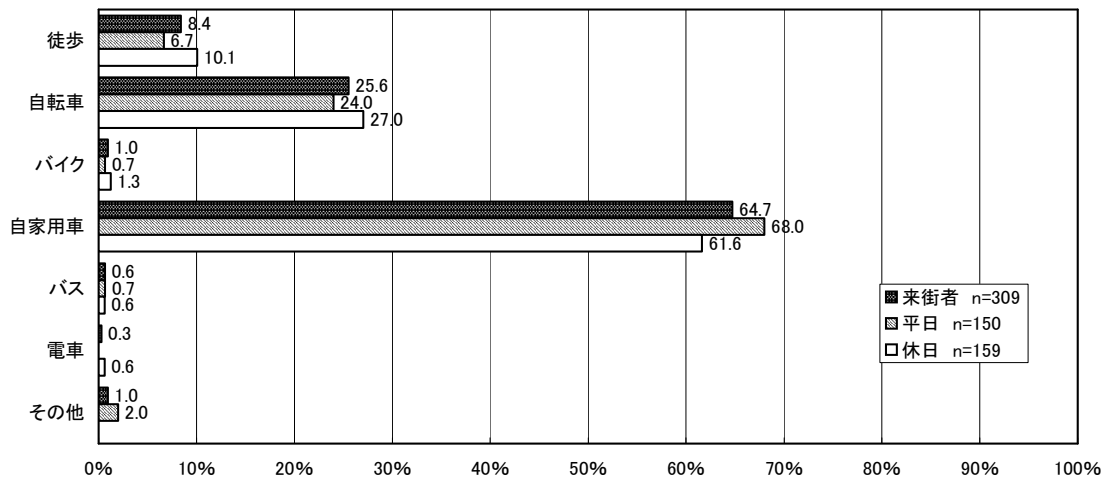


3) 来街交通手段

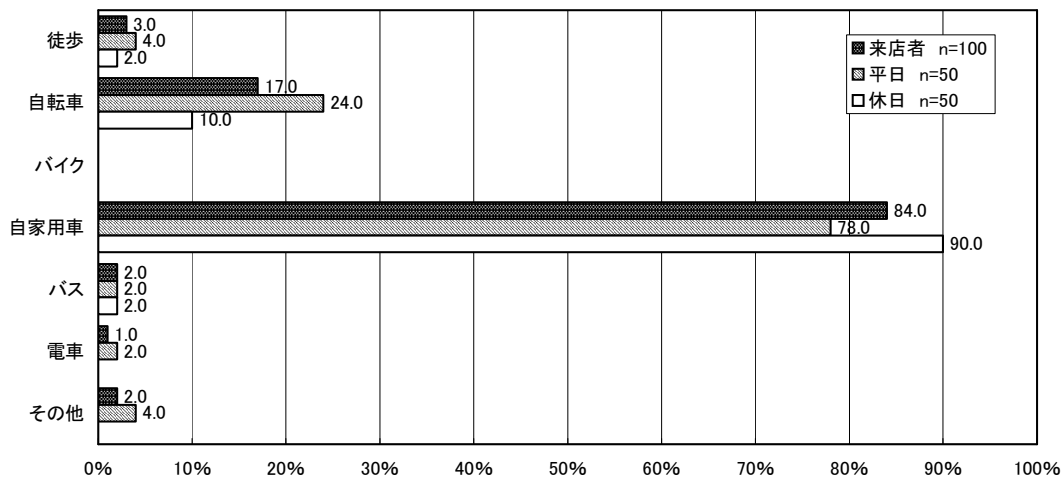
郊外型大型店の来街交通手段の84%が自家用車というのは立地条件からすると当然ですが、中心市街地来街者でも、自家用車が64.7%で、次いで自転車が25.6%となっており、徒歩は8.4%という状況です。

中心市街地であっても自家用車で訪れることが多く、市民全体が自動車中心の生活であることの一端を表しています。

来街交通手段（複数回答）【中心市街地来街者】



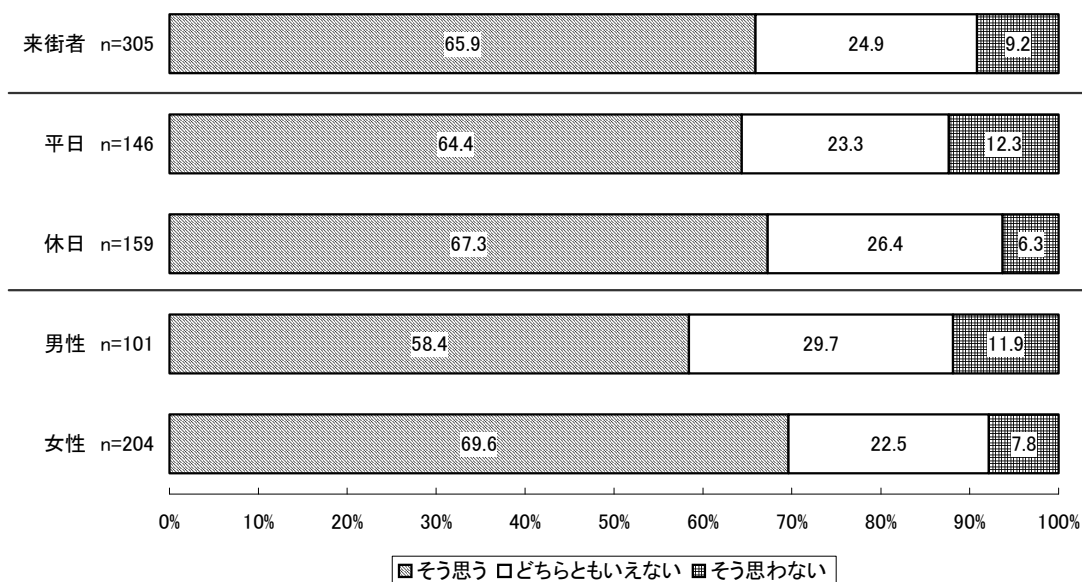
来街交通手段（複数回答）【郊外型大型店来店者】



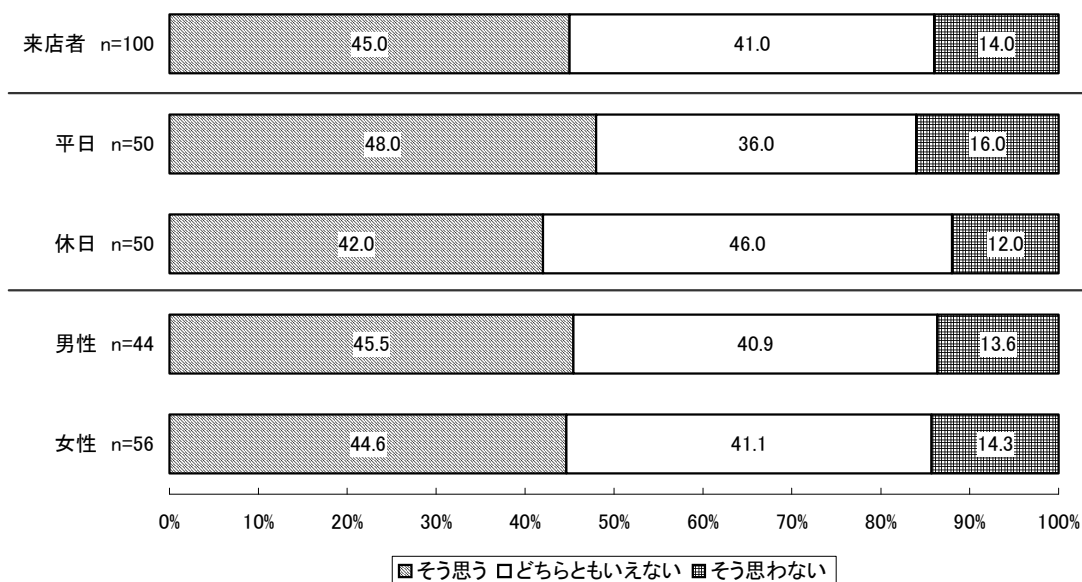
4) 中心市街地全体の住みやすさ

中心市街地全体の住みやすさについては、中心市街地来街者の65.9%が、郊外型大型店来店者でも45%が「そう思う」と答えていることから、日々の生活を送る場所としては、総体的には概ね評価をしていることがうかがえます。

中心市街地全体の住みやすさ【中心市街地来街者】



中心市街地全体の住みやすさ【郊外型大型店来店者】



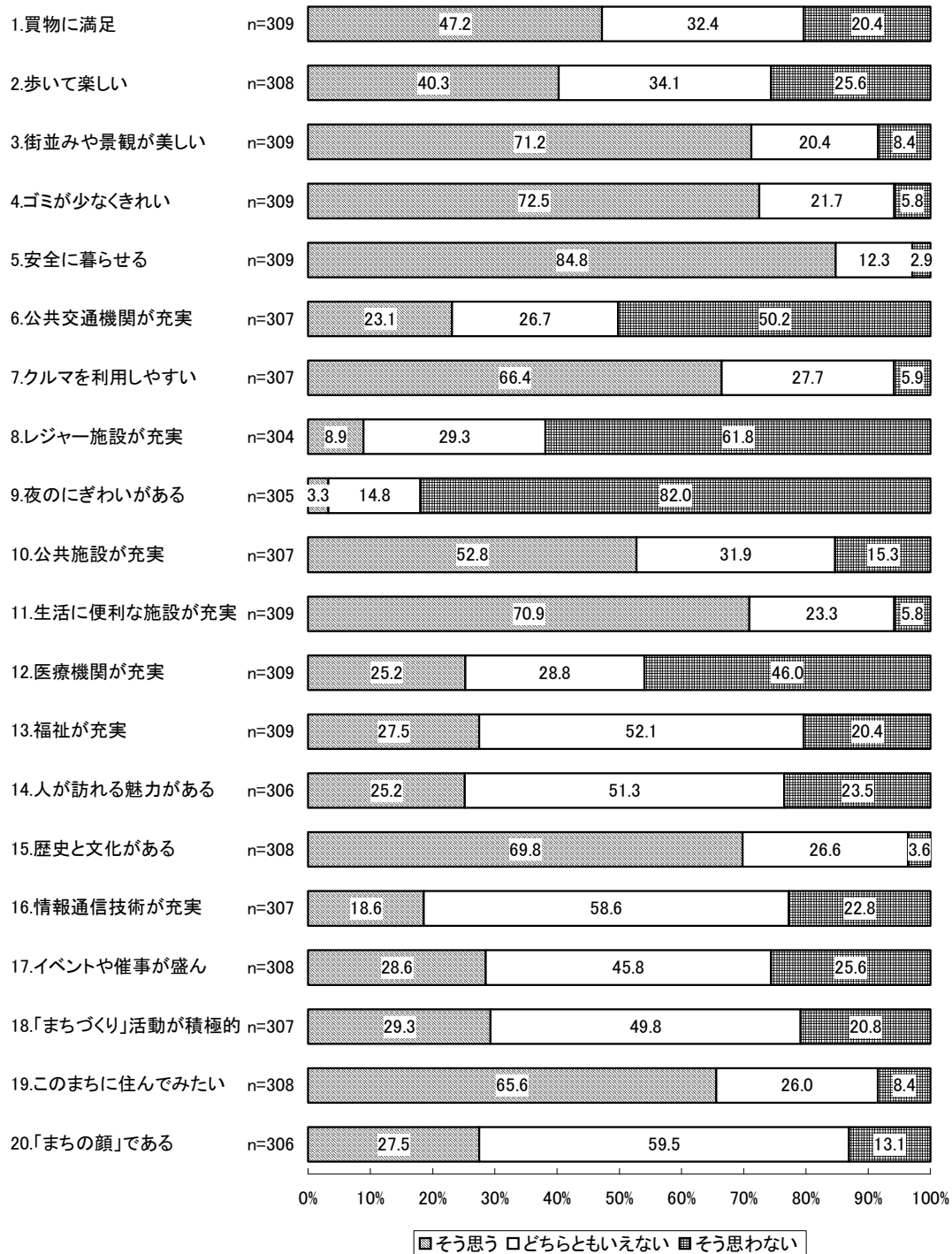
5) 中心市街地全体の満足度

中心市街地全体の住みやすさについては、中心市街地来街者では、「5. 安全に暮らせる」、「4. ごみが少なくきれい」、「3. 街並みや景観が美しい」等20項目中8項目で50%以上の回答者が満足しています。一方で、「9. 夜のにぎわいがある」、「8. レジャー施設が充実」及び「6. 公共交通機関が充実」の3項目で50%以上の回答者が不満であると答えています。

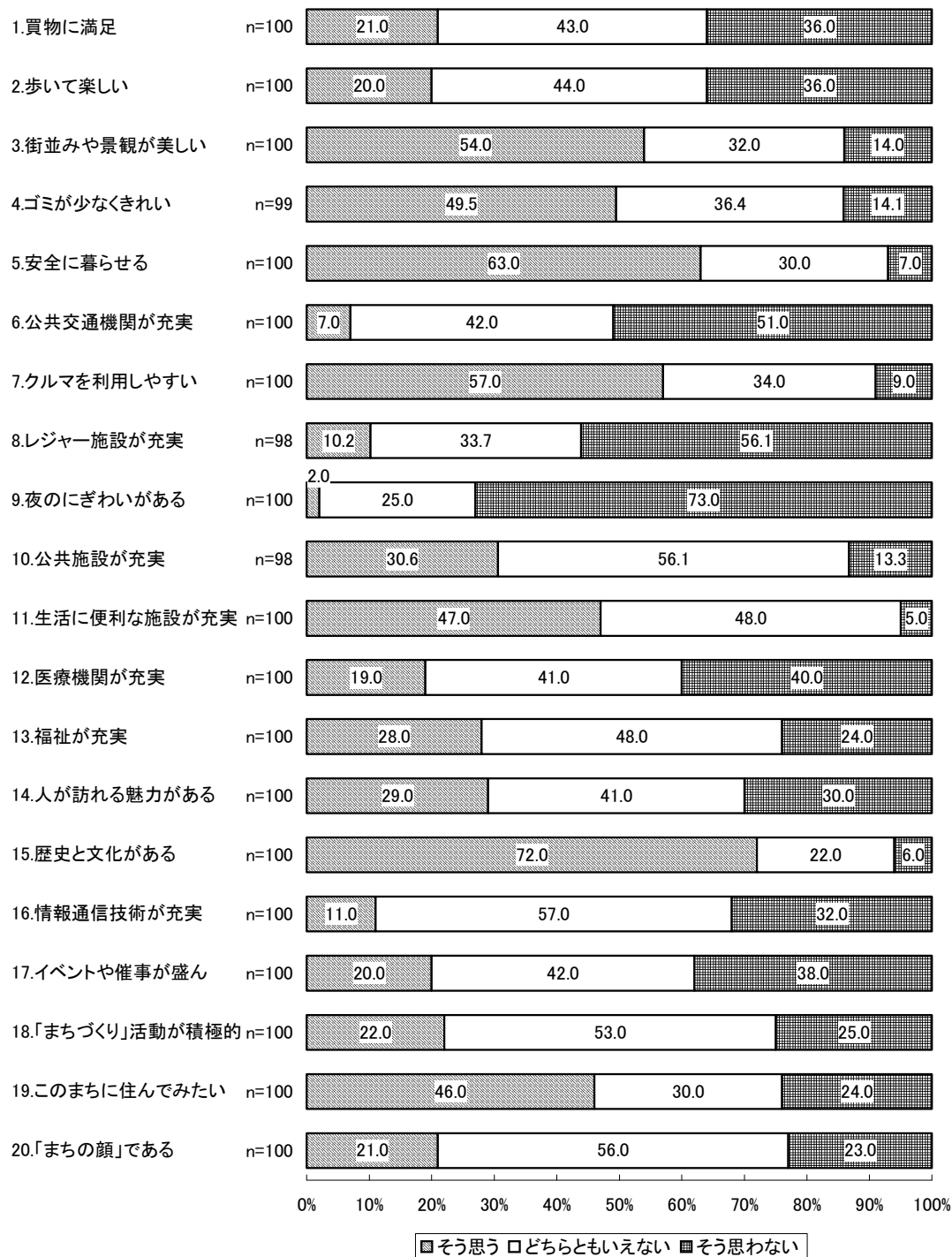
郊外型大型店来店者では、「15. 歴史と文化がある」、「5. 安全に暮らせる」、「3. 街並みや景観が美しい」等の4項目で50%以上の回答者が満足しています。一方で、中心市街地来街者と同じ3項目で50%以上の回答者が不満であると答えています。

これらのことから、本市の中心市街地における居住環境に対しては、まちに対するイメージという観念的な部分については概ね満足しているものの、飲食、レジャー、交通機関等の日々の生活に直結する実態的部分については、利便性や娯楽性という点で満足度が低くなっています。

中心市街地の満足度 1【中心市街地来街者】



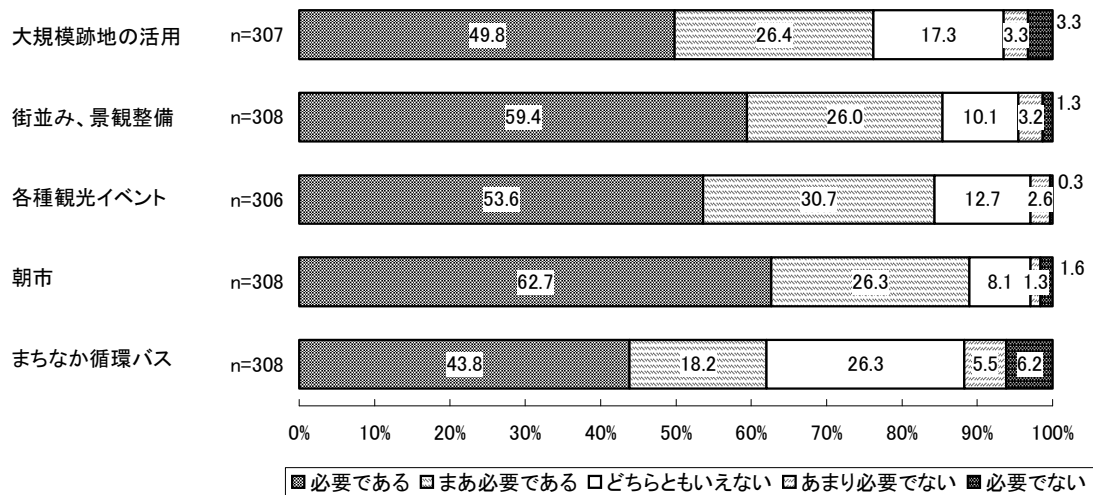
中心市街地の満足度 1【郊外型大型店来店者】



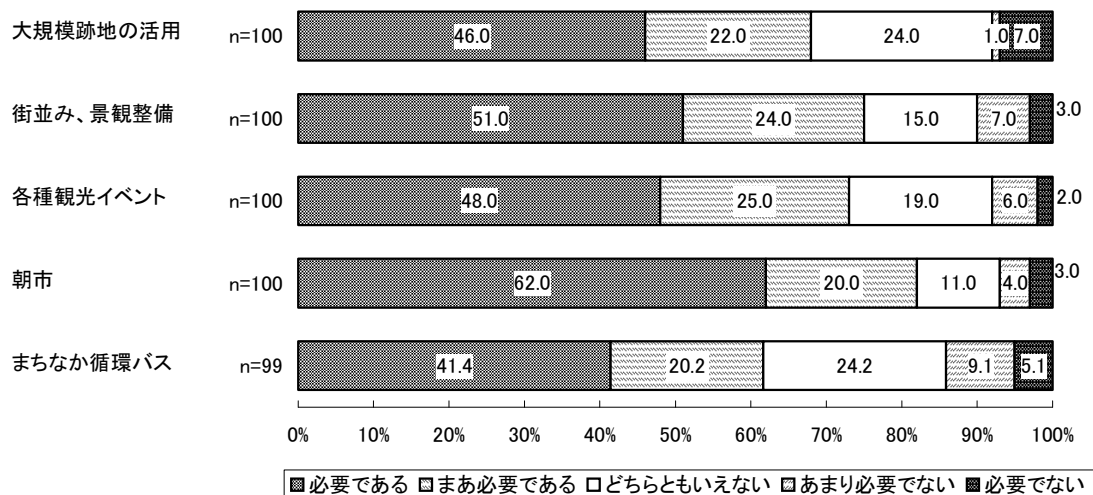
6) 施設・サービスの必要性

「本市の中心市街地での施設・サービスはどの程度必要（あるいは充実）すべきだと思いますか。」との質問に対して、市が中心市街地における課題と位置付けている大規模跡地（有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地））の活用、朝市の活性化並びに街並み及び景観整備は、いずれも7割から8割の来街店者がその必要性を認めています。

施設・サービスの必要性 1【中心市街地来街者】



施設・サービスの必要性 1【郊外型大型店来店者】



(2) アンケートから推察される観光客のニーズ

本市では、4月から5月、9月から10月の年2回、スタンプラリーを開催しており、その中で「山あいの小京都浪漫ちっく散歩道アンケート」を、「まちなか遠足誘致促進事業」では、遠足実施校における教師や生徒に対するアンケートを実施しています。

また、無料休憩所の御清水会館と石灯籠会館にも、アンケート用紙を常時設置し、観光客のニーズの把握に努めています。

さらに、平成19年9月から11月には、わかりやすいまちなか観光案内サインを整備するため、観光バスの運転手や自家用車で訪れた観光客、まちなか遠足の教師、生徒を対象に観光サインアンケートを実施しました。

これらのアンケートの中の自由意見などから、観光客のニーズを次のようにまとめました。

アンケートの中で、観光施設の中でよかったところは、七間朝市、越前大野城、御清水、寺町通りなどが挙げられています。

- ① 七間朝市では、地元の特産物の購入に加え、朝市のおばさんとの会話が楽しみと感じている一方、出店者が少なく寂しかった、朝市の時間をもう少し長くして欲しいなどの意見も多く、七間朝市の活性化を望んでいることが分かります。
- ② 越前大野城は、本市のシンボルでもあり、観光客にとっても是非とも訪れたい施設の一つとなっており、城を頂く亀山全体を四季を通じて楽しめる公園とすることで、魅力を向上させることが必要と思われれます。
- ③ 日本名水百選「御清水」については、水を飲んで冷たくて美味しかったという感想が多く見受けられますが、地下水位低下時期（9月から11月頃）に訪れた観光客からは、水が少なくてがっかりしたとの指摘があり、名水のまちとして、一年を通じて水を感じることを求められるています。
- ④ 寺町通りは、静かで落ち着いていてとても良いとの意見がほとんどであり、七間通りから寺町通り、石灯籠通りへと続く石畳舗装が、城下町の風情をより一層効果的に醸し出しているものと思われれます。

(3) アンケートから推察される地域住民及び観光客のニーズ

「商店街来街者アンケート」、「大型店来店者アンケート」及び「観光客アンケート」から地域住民及び観光客のニーズを次のようにまとめました。

1) 商店街来街者アンケート及び大型店来店者アンケートから推察される地域住民ニーズ

- ① 中心市街地来街者及び郊外型大型店来店者とも、安全な暮らし、良好な環境、美しい景観、歴史・文化の充実等、まちのイメージや雰囲気という点では満足していますが、まちの賑わい、レジャー施設、公共交通機関等、実際の生活面における利便性や娯楽性については、物足りなさを感じていることが見受けられます。

このことから、市民は、今後の中心市街地に対しては、現在ある都市機能や商業機能を一層充実させて、まちの賑わい、快適性、利便性、安全性等を高めていくことを求めているものと考えられます。

- ② 中心市街地来街者及び郊外型大型店来店者とも、市が中心市街地における課題と位置付けている大規模跡地（有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地））の活用、朝市の活性化、街並み及び景観整備等は、いずれもその必要性を認める声が多くなっています。

このことから、今後のまちづくりの方向性に関しては、市の施策の基本的な考え方と市民のニーズは、概ね一致しているものと考えられます。

2) 観光客アンケートから推察される観光客のニーズ

観光客からは、七間朝市、越前大野城、御清水、寺町通りなどが好評を得ていますが、一方で、朝市の出店数の増加や時間延長、御清水が年間を通じて湧水を楽しむことなどが求められています。

このことから、今後のまちづくりの方向性に関しては、市の施策の基本的な考え方と観光客のニーズは、概ね一致しているものと考えられますが、さらに、朝市の活性化、湧水の確保等に取り組む必要があります。

〔6〕 課題の整理

（1） 中心市街地における課題

本市では、旧法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定していないため、これまでその活性化策の具体的な基本方針については、確立されたものはありませんでした。今回、新法に基づいて中心市街地活性化基本計画を策定するに当たって、新法が目標とする「コンパクトなまちづくり」や「賑わいあふれるまちづくり」を実現するために、「交流人口の増加」、「居住環境の向上」及び「商店街の活性化」をその基本的な柱として位置付けて、活性化策を展開していくこととしました。

そこで、ここでは、この3つの視点から、これまでの中心市街地における取組み、アンケート調査、各種統計データ等を踏まえ、中心市街地に内在する課題を整理しました。

1) 交流人口の増加

本市では、これまで、城下町の佇まいが残るまちなみや豊かな水を観光資源として、まちなか観光を積極的に推進してきており、「平成16年7月福井豪雨」によるJR越美北線の一部不通及び「平成18年豪雪」による越前大野城の一部損壊の影響もありましたが、まちなか観光客数は微増傾向にあります。

このことは、近年、地域の歴史・文化・伝統に触れることを目的とするまちなか散策へのニーズが高まってきている中で、430年の歴史を誇る城下町を含む本市の中心市街地が、そうした観光ニーズに応え得る高いポテンシャルを有しているということを物語っています。

賑わいあふれるまちなかを形成していくためには、「居住人口の増加」や「商店街の活性化」を推進することが重要です。しかしながら、人口減少社会の中にあつて、人口約4万人の地方小都市である本市においては、観光客を中心とした交流人口の増加も非常に大きなウェイトを占めており、今後もこの高いポテンシャルを生かして交流人口の増加を推進していくためには、受入態勢の整備が非常に重要となります。

現在、まちなか観光客の大部分は観光バスや自家用車を利用していますが、観光客用としての駐車場は不足している状況にあり、特に、遠足やイベント開催時には顕著となります。気楽に安心して訪れていただくためには、中心市街地における駐車場の整備が不可欠であり、有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地）を有効に活用していくことが必要です。

特に、交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点と位置づけられている有終西小学校跡地及びその周辺は、中心市街地の賑わい創出の起点として、市内外から多くの人・もの・情報の集まり、交わり、広がる結節点となる場所（エリア）を形成していくことが重要です。

また、まちなか散策を柱として推進するためには、「歩く人にやさしいまち」、「歩いてみたくなるまち」、「おもてなしの心があふれるまち」を演出していくことが重要であり、そのためには、主要な通りにおける自動車の通行・駐車規制、観光案内サインの整備、多様な散策ルートづくり、水を体感できる休憩所や憩い

の場の整備、城下町の景観の保全、朝市の活性化等を進めていくこととしています。

2) 居住環境の向上

中心市街地においては、居住人口が最近10年間で18.8%減少しており、また高齢化率は34.0%と、人口減少・少子高齢化社会の形態を如実に示しています。これは、核家族化の進展や、住宅の建替えに際して敷地面積を十分に確保できる郊外の住宅地への転居などが主な要因として挙げられますが、豪雪地域特有の要因として、屋根雪下ろしや住宅周りの雪かきなどの困難さも挙げられます。

また、中心市街地では生活者にとって最も身近な生鮮食料品店が手薄であることから、品揃えが豊富な郊外の大規模小売店舗の近辺への転居なども要因として挙げられます。

一方で、中心市街地には、商店街等の商業機能や公共公益施設、医療機関等の都市機能が集積しており、本市の「顔」として、市民の生活や地域経済に重要な役割を担っています。

このように、中心市街地は、市民全体から見れば現在でも「まちの顔」としての存在感はありますが、まちなかの生活者の視点からは、利便性や快適性が薄れてきていることが明らかであり、これをどのように向上させていくかが大きな課題となっています。

具体的には、先ず、居住人口の減少に歯止めをかけるためには、居住空間の創出が挙げられますが、中心市街地における地価の相対的な高さ、宅地の拡張の困難性、豪雪地域特有の住宅の維持管理労力等を考慮すると、今後は空き家や低・未利用地を有効に活用した賃貸住宅や共同住宅の提供を促進していく必要があります。

また、生活者の視点からは、「安心して歩いて暮らせるまち」の実現が求められており、生活必需品の小売店舗の充実による商店街全体のショッピングセンター化、自動車の通行・駐車規制の実施、空き家・空き店舗を有効利活用した介護・子育て支援施設の設置、保健・医療・福祉サービスのワンストップ化等を進めていくことが必要です。

3) 商店街の活性化

全国各地の商店街では、基幹産業の衰退、基幹企業の撤退、宅地や大規模集客施設の郊外立地等の様々な要因から、いわゆる「シャッター通り」が増え続けていますが、本市の中心市街地における商店街では、空き店舗は増加しているものの、深刻な事態に陥っているわけではありません。

これは、各商店街がそれぞれの特徴を生かしてコンパクトにまとまっていること、歴史ある商店が多いため馴染み客を確保していること、まちなか観光による来街者を顧客として確保できること等によるところが大きいと推察できますが、一方では、大規模小売店舗の郊外立地の影響もあり、年間小売販売額は減少を続

けているのが現実です。また、商店街の経営者の高齢化や後継者不足も進み、現状のままで何も対策を講じなければ、空き家や空き店舗の増加を招きながら、衰退の一途を辿ることは明白です。

各商店街においては、これまでも、活性化に向けた独自の取組みを実施してきましたが、各商店街、さらには各商店に意欲の温度差が見受けられるとともに、行政依存、商店街同士の連携不足、消費者ニーズに対する対応不足等から、以前のような賑わいを呼び戻すには至っていません。

したがって、「商店街の活性化」は、「交流人口の増加」及び「居住環境の向上」を目指す上でも、基礎となるべきものであるという共通の認識のもとに意識の醸成を図り、各商店街はもとより、各種団体、事業者、地域住民、行政等が一体となって、安心して歩いて暮らせるまちづくり、多様な来街者を対象としたイベントの開催、商店街の核となる憩いの場の提供、空き店舗の有効利活用等の事業展開が必要です。

また、約10km四方の盆地にある人口約4万人の本市における消費活動を考慮すると、新たな大規模集客施設の郊外立地は、中心市街地の商店街における消費活動をさらに減退させることにつながることから、本市独自の規制が必要な時期にきています。

(2) 中心市街地活性化対策を推進する上での課題

本基本計画では、「交流人口の増加」、「居住環境の向上」及び「商店街の活性化」をその基本的な柱とすることとしますが、ここでは、これらの柱に基づいて活性化対策を進めていく上での課題を整理しました。

1) 本市独自のまちづくりに向けた基本的な考え方及び方向性の明確化

これまでの取組みは、行政、各種団体、商店街、事業者等が、それぞれの立場で、それぞれの事業目的を掲げて実施してきており、中心市街地を中心としたまちづくりという基本的なコンセプトのもとに結集されていませんでした。

今回の基本計画の策定を機に、本市独自のまちづくりのコンセプト、基本的な方向性、目標を明確にした上で、まちづくりへの参加者すべての中で意思統一を図っていく必要があります。

2) 「選択と集中」による取組みの推進

本基本計画の計画期間は5年間であることから、単発的、散発的な事業実施は極力避けて、目標達成に向けた取組みを「選択と集中」によって、より効果的、効率的に実施していくことが必要です。

また、これまではあまり実施してこなかった、各種統計データ等に基づく事後評価を取り入れ、「費用対効果」を分析しながら実施する事業の取捨選択又は見直しを進めていくことも必要です。

3) 官民一体となった取組みの推進

本市におけるまちづくりに関するこれまでの取組みは、行政が主導して、民間が追随してくるという形態が常態化しており、さらに、行政も民間も戦略的な取組みが欠落していたため、一つの目的に向けた一体感が醸成されてきませんでした。

今回の基本計画の策定を機に、まちづくりの目標毎に行政、各種団体、商店街、事業者、地域住民等のそれぞれの役割分担を明確にした上で、一体となって活性化対策に取り組んでいく必要があります。

また、取組み全体を基本的な方向性のもとに体系化することによって、市民全体に対してもわかりやすく、参加しやすい環境を整備し、地域全体の活性化にも波及効果をもたらすような態勢づくりが必要です。

[7] コンセプト及び基本方針

(1) コンセプト

原点への回帰 ～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～

本市のまちづくりの原点は、天正8年（1580年）に、金森長近公が亀山に城を築き、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったことにあります。

城下町は、諸侯の居城を中心としてその周りに発達した町であり、本市の場合も、長い年月をかけて人々の生活や営みの中心として発展してきましたが、そこには、生活や営みに必要な機能、いわゆる都市機能や商業機能が凝縮した暮らしやすいまち、城下町の生活者はもとより旅人や近隣からの来街者などによって創出された賑わいがあふれるまちが存在していました。また、こうした人々の生活や営みの中で、豊かな水に育まれた文化が、本市独自の文化として培われてきました。

本計画では、時代の変遷とともに昔ながらの暮らしやすさや賑わいが徐々に失われてきた中心市街地を、今一度、まちづくりの原点に立ち帰って、人々の生活や営みの中心として再生することを目指すとともに、現在も保存されている歴史的・文化的資源、景観資源等を有効に活用しながら、多様な人々が集う、活気に満ちた魅力あるまちに再生することを目指すものです。

(2) 基本方針

1 多彩な交流で賑わうまち

まちの賑わいや活気は、人々が多様な目的を持って集い、そして交流することによって創出されるものです。

そのためには、来街者の視点からは「訪れたいまち」、また生活者の視点からは「安心して歩いて暮らせるまち」と感じられる魅力を創出・発信し、多くの人を招く必要があります。

本市の中心市街地には、今なお城下町の風情が漂っており、また、豊かな自然環境の中で培われた本市独自の文化も息づいています。特に、豊かな湧水に育まれた本市特有の「水」の文化は、現代においても人々の生活や営みの中に色濃く残っています。これらは、本市が持つ高いポテンシャルを示すものであり、大切に守り、そして有効に活用することによって、まちの魅力を高めていくことができます。

そこで、本市においては、「歴史・文化・伝統・水に育まれた城下町」を魅力としながら「訪れたいまち」を形成し、その魅力を十分享受できるようにすることによって、子どもから高齢者まで多くの人を招き入れ、「交流人口の増加」を図ります。

特に、有終西小学校跡地及びその周辺については、「第四次大野市総合計画後期基本計画(平成18年3月策定)」において、交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点として位置付けられており、①地域住民の交流拠点としての機能と、②観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアとして、「越前おおの結(ゆい)ステーション(※49ページ参照)＝人・もの・情報の結節点(ターミナル)の形成を図ります。

「越前おおの結(ゆい)ステーション」は、観光やまちなか遠足など市内外からの来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所とし、まちなか観光や商店街での買い物はもとより、四季を通じたイベントや祭、郊外での観光・レジャー、エコ・グリーンツーリズムなど越前おおのの魅力を感じさせる出発駅となります。

また、商店街については、観光客を意識した景観に配慮したまちづくりや店舗の営業(住民が利用する日用品や買回品を販売する店というだけではなく、観光土産品となる品揃え、接客対応、サービスの向上等を図る)を行うことにより、郊外の大店との差別化を図り、直接の競争を回避し、賑わいを創出していきます。

このように、中心市街地を「来街者と地域住民が交流を温める場」として位置付け、来街者と地域住民による多彩な交流(イベントや祭、体験事業等)に加えて各種誘客活動、越前おおのブランドの創出・発信の充実によっても、一層の賑わいの創出につなげていきます。

2 暮らしやすく便利なまち

快適な生活空間の形成は、子どもから高齢者までのすべての人々が希求するとともに、人々がそうした空間に集い、そして楽しむことによって、まちの魅力がさらに高められます。

これを生活者の視点から見ると「安心して歩いて暮らせるまち」、「住み続けたいまち」の実現が期待されているということが言えます。

そのためには、日々の消費活動、健康維持、情報受発信等、身近な商店街における暮らしに必要なサービスの利便性の向上や、すべての人々がまちなかで過ごすための快適な居住空間の確保が大きな要素となってきます。

そこで、「誰もが安心して暮らせるまち」、「住んでみたくなる便利で快適なまち」の実現を目指して、中心市街地における「居住環境の向上」と「商店街の活性化」を推進していきます。

○「越前おおの結(ゆい)ステーション」

市内外から多くの人・もの・情報が集まり、交わり、広がる結節点(ターミナル)となる場所(エリア)です。また、観光客など市内外からの来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所とし、越前おおのの魅力を感じさせる出発駅とします。

このため、51ページの表にあるように関連施設を配置し、関連施設が担う各機能を有機的に結びつけ、エリア全体を交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点として整備します。

特に、結ステーションの中核施設、シンボル施設として来訪者をまちなか(商店街)へ確実に導く機能を持つ「輝(キラリ)センター」を整備します。

なお、このエリアで結(ゆい)ステーションの機能が発揮されることにより、中心市街地の活性化に向けて、例えば以下のような効果が発現されることとなります。

例1) 地域住民の交流拠点として賑わいを創出する機能

多目的広場でのイベント開催時

⇒ 多彩な交流による賑わい創出、魅力体感、産業活性化 等

- ① 多目的広場A・B：屋外展示広場、体験広場、飲食広場、物販広場、子ども広場、交流広場等
- ② オープンデッキ(輝(キラリ)ステージ=オープンステージ)：セレモニー、ステージイベント(郷土芸能披露、キャラクターショー、クイズ大会、発表会、歌謡ショー、ミニコンサート等)、トイレ
- ③ 体育館(産業会館)：室内展示

- ④ 旧大野藩武者溜（藩主隠居所）：休憩所
- ⑤ 廊下式物品販売所：物品販売

例2) 来訪者のまちなかへの回遊性を高める拠点として賑わいの創出や商店街の活性化を図る機能

平時

⇒ まちなか観光等の推進、賑わい創出、商業活性化 等

- ① 多目的広場A：大型バス駐車場（無料）
- ② 多目的広場B：自家用自動車駐車場（無料）
- ③ オープンデッキ（輝（キラリ）センター＝オープンカフェ）：観光客等来訪者に商店街情報をはじめ、観光・イベント情報などを提供し、まちなか（商店街）へ導く機能を持つ小休憩所、観光案内カウンター、観光ボランティア待機所、トイレ
- ④ 廊下式物品販売所及び回廊：夕市開催（生産者直売所）、フリーマーケット、団体観光客等の誘導通路
- ⑤ 旧大野藩武者溜（藩主隠居所）：休憩所、まちなか遠足の子どもたちの休憩所、エコ・グリーンツーリズム等の総合窓口
- ⑥ 平成大野屋（まちなか観光拠点）：レストラン、土産品販売、体験事業、まちなか観光案内等
- ⑦ 地域交流センター：団体間の交流会場、交流イベント会場

◎ 越前おおの魅力体感の出発駅

（まちなか観光）

- ・東方向：まちなか散策（七間朝市、歴史回廊（城下町情緒）、商店街、寺町（御朱印帳16ヶ寺巡り）、名水探訪等）
 - ・南方向：名水百選御清水・朝倉義景墓所への散策、歴史博物館・産業文化展示館見学等
 - ・西方向：亀山（越前大野城）散策、民俗資料館見学等
 - ・北方向：武家屋敷旧内山家見学・平成大野屋二階蔵（体験・見学）等
- （まちなかでの四季を通じた各種イベント・祭）
- ・大野さくらまつり、七間朝市山菜フードピア、おおの城まつり、万灯会、三大朝市物産まつり、越前おおの冬物語（雪見灯ろう会）等
- （郊外での観光・レジャースポット、エコ・グリーンツーリズム）

○「越前おおの結(ゆい)ステーション」の関連施設及び機能

ゆい
結ステーション = 越前おおの魅力体感の出発駅
 = 人、もの、情報の結節点(ターミナル)機能

結(ゆい)・・・大野では昔から、農作業等の際、お互い助け合い、支え合うことを「結」と言っている。人、もの、情報を結ぶ、結びつける、結ばれ、新たな起点となるという意味に加え、連携する、協力して事を成すという思いを込めた言葉。

施設	機能	具体的内容等
多目的広場A・B	多目的イベントスペース 駐車場	多目的な屋外イベントに利用 平時は無料駐車場 A：約2,600㎡(大型バス用) B：約1,800㎡(自家用車用)
オープンデッキ	多目的広場でのイベント開催時のステージ 平時は観光客等来訪者に商店街・観光・イベント情報など提供し、まちなか(商店街)へ導く機能を持つ小休憩場所 (大野商工会館に併設)	◎シャッター式ガラス戸を持つオープンデッキ、トイレ併設 ・多目的広場におけるイベント開催時のオープンステージ ・平時はオープンカフェ、観光案内カウンター、観光ボランティア待機所として利用 ・トイレを団体観光客等に無料で開放
大野市西体育館 (産業会館)	平時は体育館 室内催事場＝産業会館機能	◎フローリングの体育館(有終西小学校体育館の再利用) ・室内展示場。産業会館として産業フェアや展示商談会等にも利用
廊下式物品販売所及び回廊	屋根付きの物品販売場所 団体観光客等の誘導通路	・夕市(生産者直売所)やフリーマーケットの会場 ・団体観光客等の誘導通路
旧大野藩武者溜(藩主隠居所)	室内休憩所	◎木造一階建て瓦葺(武者溜所) 約180㎡(うち畳50帖) ・まちなか遠足の子どものための休憩所 ・団体観光客等の雨天時休憩所、まちなか観光説明場所等に利用 ・エコ・グリーンツーリズム等の総合窓口
平成大野屋 ・洋館 ・平蔵 ・二階蔵	まちなか観光拠点施設 まちづくり会社	・レストラン、土産品の販売、体験事業、まちなか観光案内等 ・展示スペース、イベント小ホール、ミニギャラリー等も開催
地域交流センター	団体間の交流会場、交流イベント会場	◎会議室2室 ・地元団体や団体客が利用する交流会場、体育館での催事開催時に関係機関や団体間の交流イベント会場としても利用
新大野商工会館	大野商工会議所事務所	

○大野市の観光資源・素材エリア別一覧

越前大野城



まちなか観光

- ・平成大野屋（平蔵、二階蔵） ・越前大野城
- ・武家屋敷旧内山家 ・寺町通り ・御清水
- ・本願清水イトヨの里 ・大野市民俗資料館
- ・大野市歴史博物館 ・朝倉義景墓所
- ・篠座神社の御霊泉 ・義景清水
- ・七間清水 ・石灯籠地藏尊
- ・七間朝市 ・越前こぶし組
- ・大野さくらまつり・七間朝市山菜フードピア
- ・おおの城まつり ・三大朝市物産まつり
- ・越前大野小京都物産五番まつり



宝慶寺

- ・木本薬師堂の清水
- ・宝慶寺
- ・宝慶寺いこいの森
- ・黒谷観音 ・銀杏峰

麻那姫湖エリア

- ・麻那姫湖青少年旅行村
- ・平家平 ・姥ヶ岳 ・能郷白山

九頭竜湖



六呂師高原・阪谷エリア

- ・奥越高原牧場 ・六呂師ハイランドホテル
- ・トロン温浴施設うらら館・ミルク工房奥越前
- ・サンスポーツランド・円山公園（ミニ牧場）
- ・六呂師スキー場 ・妻平湿原 ・経ヶ岳
- ・県立自然保護センター・奥越青少年自然の家
- ・六呂師自然楽舎 ・白山ワイナリー
- ・スターランドさかだに

五箇エリア

- ・小池公園（キャンプ場）
- ・刈込池 ・鳩ヶ湯温泉
- ・カドハラスキー場
- ・九頭竜峡 ・仏御前の滝
- ・赤兎山・荒島岳・三ノ峰

和泉エリア

- ・九頭竜湖（ダム、夢のかけはし）
- ・上、下半原ふれあい湖畔（キャンプ場）
- ・和泉前坂家族旅行村 ・伊月の湧水
- ・天狗岩ファミリーパーク
- ・九頭竜保養の里（九頭竜温泉平成の湯、ホテルフレール和泉、コテージ）
- ・国民休養地（パークホテル九頭竜、キャンプ場、九頭竜スキー場）
- ・福井和泉スキー場
- ・道の駅九頭竜
- ・歴史の里（郷土資料館、笛資料館、穴馬民俗館）
- ・九頭竜新緑まつり ・九頭竜紅葉まつり
- ・九頭竜自然楽校
- ・平家岳 ・鷲鞍岳

○大野市の年間主要イベント一覧

※アンダーラインは中心市街地で開催されるイベント

月	行事名	会場	内容	備考
4	<u>大野さくらまつり</u>	有終公園、亀山公園、義景公園	ぼんぼり点灯、ステージイベント、フリーマーケット、餅・おかしまき等	平成19年入込み 客数：5,000人
	<u>越前大野春の小京都まつり</u>	五番通り	ゆかりのあるまち物産市、全国小京都物産市	
5	荒島岳山開き「芽吹祭」	勝原スキー場周辺	ロジギンレイで安全祈願祭、記念登山、その他イベント	
	銀杏峰山開き	小葉谷登山口	安全祈願祭、記念登山	
	<u>七間朝市山菜フードピア</u>	七間通り	朝市総出店、山菜茶屋開設、よもぎ餅つきの実演販売等	平成19年入込み 客数：25,000人
	九頭竜新緑まつり	九頭竜国民休養地	ステージイベント、新緑市場、フリーマーケット、子供の広場	平成19年入込み 客数：13,000人
	<u>越前おおの名水マラソン</u>	市民グラウンド	マラソン大会、名水サービスなど	
7	九頭竜自然楽校	下半原ふれあい湖畔キャンプ場	キャンプ、ダッチオープン料理、溪流トレッキング、カヌー体験	
8	<u>おおの城まつり</u>	六間通り、真名川憩いの島	盆踊り、花火大会、ふるさと味パーク	平成19年入込み 客数：113,700人
	<u>万灯会</u>	寺町通り	お盆送り火として3,000本のろうそくが通りに並ぶ	
	<u>そばまつり</u>	有終会館	奥越のおいしい「おろしそば」の普及PR	
10	<u>おおの産業フェア</u>	有終会館	商工林製品の展示販売、ステージイベント	
	<u>三大朝市物産まつり</u>	七間通り	七間朝市総出店、飛騨高山・糸魚川・新ひだか町の物産市他	平成19年入込み 客数：45,000人
	九頭竜紅葉まつり	九頭竜国民休養地	ステージイベント、紅葉市場、体験コーナー、紅葉杯争奪ゲートボール大会	
11	幻灯	市街地	会場を灯り（万灯と行灯）で幻想的に設営、のっぺい汁等の振舞	
	<u>越前大野小京都物産五番まつり</u>	五番通り	ゆかりのあるまち物産市、舞妓さん体験、全国小京都物産市	平成19年入込み 客数：31,000人
2	<u>越前おおの冬物語</u>	七間通り、五番通り、めいりん	石畳道路の両側に雪灯籠を100基設置、冬花火大会、豆まき等	平成19年入込み 客数：7,000人
	<u>雪見灯ろう会</u>	七間通り	石畳道路の両側に雪灯籠を設置	
3	七間朝市開き	七間通り	朝市総出店、饅頭まき	

○大野市において今後予定されている大規模イベント

※アンダーラインは中心市街地で開催されるイベント

年	イベント名	備考
平成20年(2008)	「森と湖に親しむ旬間」全国行事	
平成21年(2009)	<u>全国植樹祭(奥越会場)</u>	
平成22年(2010)	<u>越前大野城築城430年記念事業</u>	
	<u>越美北線開業50周年記念事業</u>	
平成23年(2011)		
平成24年(2012)		

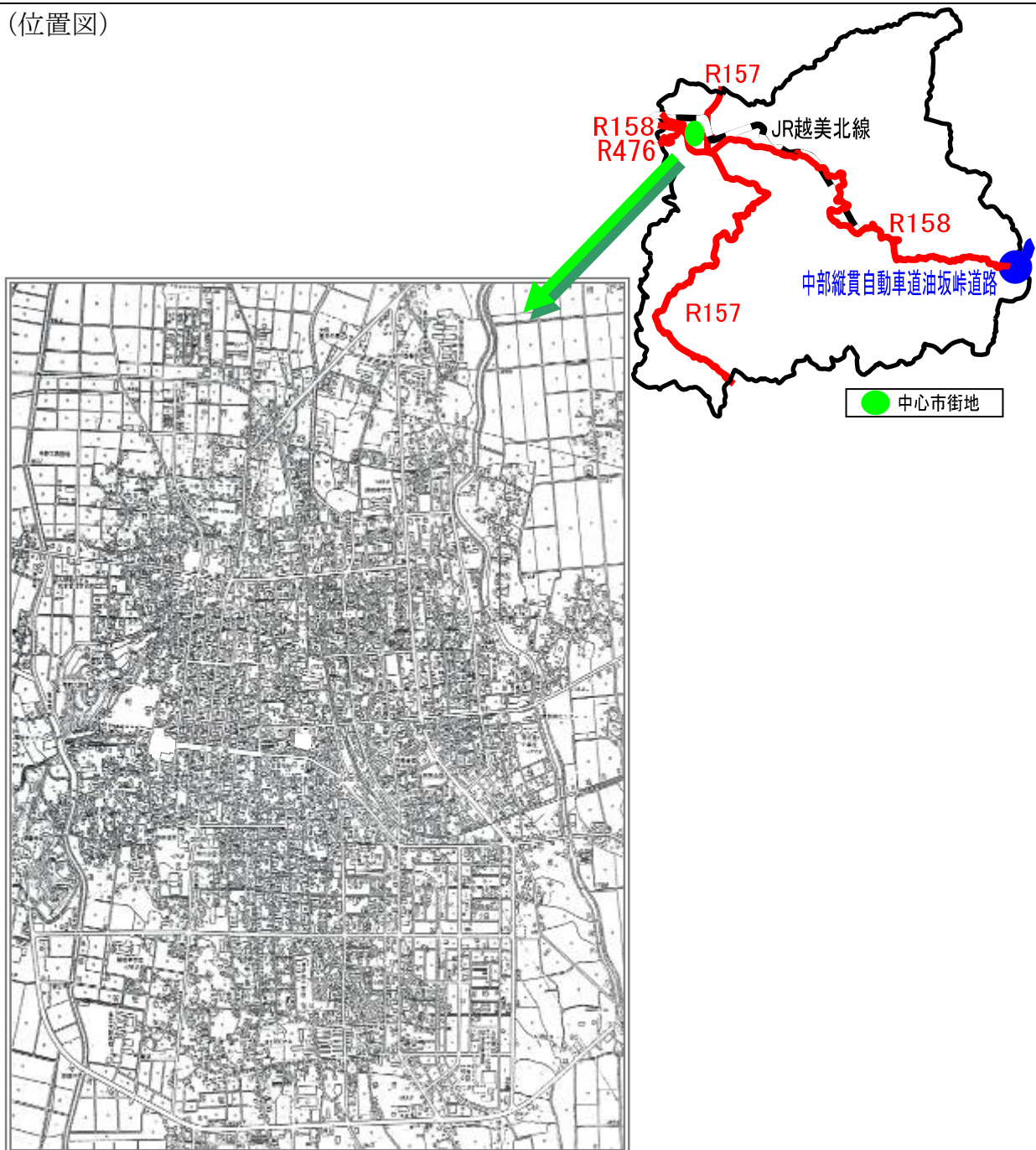
2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

- 越前大野城の東麓に位置する東西六条、南北六条の城下町の区域は、越前大野城の築城以降、平成の今日まで、まちの中心として発展してきた市街地であり、武家屋敷旧内山家をはじめとする歴史文化資源が数多く残されています。
- また、行政、文化、教育、交通、医療など多様な都市機能も集積していることから、本計画においても、この旧城下町地区を中心とした区域を中心市街地として位置付けることとします。

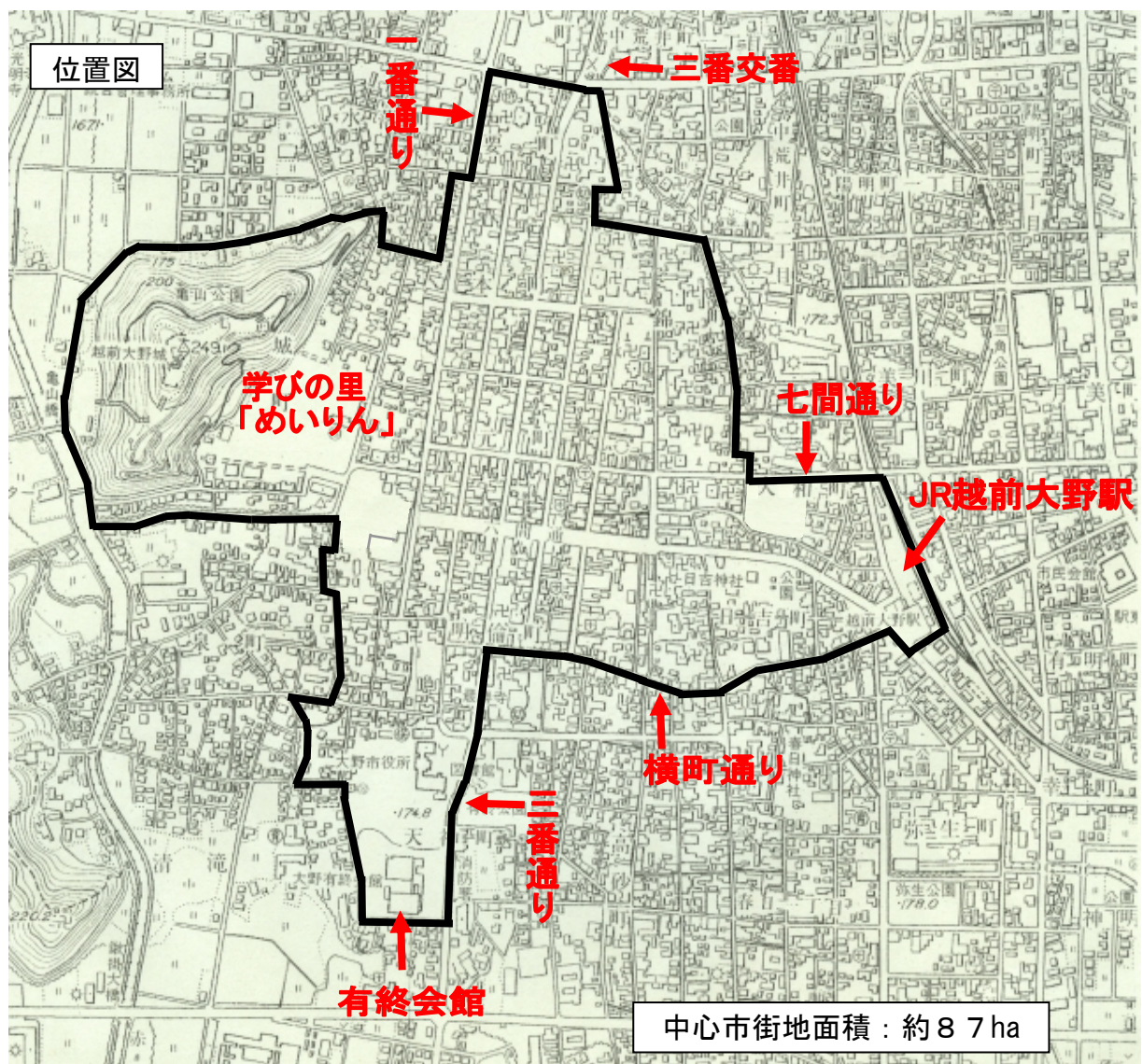
(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

- 天正8年(1580年)、金森長近公が亀山に城を築き、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったのが、現在の大野市街地の起こりです。
- この旧城下町を中心とした三番通り、七間通り、五番通り等が賑わいの中心として栄えてきており、官公庁、医療・福祉施設等の都市機能は、現在でも、中心市街地及びその周辺に集積しています。
- このような状況を踏まえた上で、次の4つの考え方を基本として、旧城下町を中心に、亀山周辺、JR越前大野駅前及び市役所周辺を加えた約87ha(うち亀山が約11haを占めており、実質的な区域は約76ha)を、この計画における中心市街地として設定します。
 - ① 長い歴史の中で、まちの中心地として栄えてきた旧城下町を中心とすること。
 - ② まちなか観光を進める上で、最低限必要とされるエリアであること。
 - ③ 交流人口の増加により、賑わいの再生が期待できる商店街(三番商店街、七間商店街、五番商店街及び六間通り商店街)に絞ること。
 - ④ 本市の都市規模を考慮した身の丈にあった面積とすること。



〔3〕 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>① 商店街が集積しています。</p> <p>市内6商店街のうち4商店街が区域内にあり、残る2商店街も隣接しています。</p> <p>小売商業について、本市全体の約19%の事業所、約14%の従業者及び約13%の売場面積が集積しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>市全体</th> <th>中心市街地</th> <th>対市シェア(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所数</td> <td>549</td> <td>104</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>従業者数(人)</td> <td>2,359</td> <td>334</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>年間販売額(百万円)</td> <td>36,995</td> <td>3,166</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>売場面積(m²)</td> <td>61,485</td> <td>8,193</td> <td>13.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：平成16年商業統計調査</p> <p>② 都市機能が集積しています。</p> <p>大野市役所、学びの里「めいりん」、多田記念大野有終会館、大野商工会議所、福井県奥越健康福祉センター等の公共公益施設、交通結節点であるJR越前大野駅、病院、幼稚園、保育所等の都市機能が集積しており、市民生活の中心となっている区域です。</p> <p>③ 歴史的にも中心的な位置付けにあります。</p> <p>天正3年(1575年)に金森長近公が大野にはいり、亀山に城を、その東麓に東西六条、南北六条の碁盤の目の城下町を造ったときから、中心として栄えてきました。</p> <p>④ まとめ</p> <p>本市の中心市街地には、城下町のまちなみを残す歴史的・文化的資源が多く残っているとともに、相当数の小売商業者、公共公益施設等の主要な都市機能が集積しており、さらに、歴史的な位置付けからも、本市における経済的・社会的な中心としての役割を果たしています。</p>		市全体	中心市街地	対市シェア(%)	事業所数	549	104	18.9	従業者数(人)	2,359	334	14.2	年間販売額(百万円)	36,995	3,166	8.6	売場面積(m ²)	61,485	8,193	13.3
	市全体	中心市街地	対市シェア(%)																		
事業所数	549	104	18.9																		
従業者数(人)	2,359	334	14.2																		
年間販売額(百万円)	36,995	3,166	8.6																		
売場面積(m ²)	61,485	8,193	13.3																		

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

① 低・未利用地が増えています。

平成6年と平成17年を比較すると、中心市街地において、空き家及び駐車場が2倍近くに増えています。

店舗や住宅を取り壊した後の土地の駐車場への転換により商店街の商業集積が阻害されていることなどから、中心市街地の空洞化と活力の低下が一層進み、さらに集客力や人口が減少して活力を失うという悪循環に陥っています。

中心市街地の空き家・駐車場・空き地（件）

	空き家	駐車場	空き地
H6	18	19	2
H8	22	23	3
H12	26	26	4
H17	33	35	2

（資料：商店街用途別利用状況調査結果報告書）

② 人口及び世帯数が減少しています。

人口の郊外への流出により、中心市街地の人口及び世帯数が減少傾向にあり、中心市街地の活力の低下につながっています。

中心市街地の人口（人）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市全体	41,682	41,455	41,211	41,010	40,713	40,499	40,082	39,804	39,360	38,896	38,455
中心市街地	3,474	3,393	3,311	3,235	3,179	3,147	3,086	3,032	2,961	2,915	2,820

（資料：住民基本台帳）

中心市街地の世帯数（世帯）

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市全体	11,578	11,616	11,640	11,670	11,665	11,694	11,716	11,756	11,754	11,747	11,781
中心市街地	1,013	1,003	993	978	971	976	972	971	960	956	948

（資料：住民基本台帳）

③ コミュニティーが衰退の傾向にあります。

人口減少と少子高齢化の進展により、自治会活動や自主防災活動が困難な町内が出始めるなど、地域のつながり、助け合い等が衰退傾向にあります。

高齢化率

	H16	H17	H18	H19
市全体人口(人)	39,804	39,360	38,896	38,455
市全体のうち65才以上人口(人)	10,373	10,409	10,542	10,681
市全体の高齢化率(%)	26.1	26.4	27.1	27.8
中心市街地人口(人)	4,105	4,021	3,971	3,844
中心市街地のうち65才以上人口(人)	1,323	1,299	1,309	1,307
中心市街地の高齢化率(%)	32.2	32.3	33.0	34.0

（中心市街地のうち65才以上人口は、中心市街地の隣接地のものを含む。）

（資料：住民基本台帳）

④ 商業活動が衰退しています。

大規模小売店舗の中心市街地域外への立地等により、事業所及び年間小売販売額が減少し、中心市街地全体の商業活動が衰退しています。

事業所数

	H6	H9	H14	H16
市全体(店)	689	650	570	549
中心市街地(店)	168	188	105	104
割合(%)	24.4	28.9	18.4	18.9

従業者数

	H6	H9	H14	H16
市全体(人)	2,611	2,392	2,529	2,359
中心市街地(人)	553	594	373	334
割合(%)	21.2	24.8	14.7	14.2

年間小売販売額

	H6	H9	H14	H16
市全体(百万円)	48,355	48,937	39,601	36,995
中心市街地(百万円)	7,613	7,526	3,920	3,166
割合(%)	15.7	15.4	9.9	8.6

(資料：商業統計調査)

⑤ まとめ

本市の中心市街地は、人口の郊外流出、大規模小売店舗の郊外立地、中心市街地の事業所等の減少、空き店舗や低・未利用地の増加が商店街のさらなる衰退を招き、機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生じています。

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

① 中心市街地の活性化を推進することは、奥越地域全体の発展に寄与すると考えられます。

本市は、福井県の東部に位置することから、中京圏からの東の玄関口に当たるとともに、奥越地域全体を管轄する国、県の事務所等が市内に多く存在し、北側に隣接する勝山市を含む奥越地域の中心都市となっています。

本市がこうした地理的条件を効果的に活用したまちづくりを進めることにより、本市の中心市街地に観光客によるにぎわい呼び戻し、その効果が郊外一帯に広がることにより、さらに、社会的・経済的なつながりも強い奥越地域全体への波及効果も期待できます。

② 総合計画との整合性が取れています。

まちづくりの将来像を「自然と人とが調和し ともに創り育

てる「名水のまち大野」とし、重点プロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を挙げ、亀山周辺を21世紀の市民のシンボルとなる歴史・文化の拠点、市街地活性化の拠点と位置付けて整備することとしています。

基本目標の一つに「創造性と活力ある産業のまち」と掲げ、魅力ある商業の確立に向け、中心市街地の活性化の施策として、亀山周辺整備事業と空き地空き家対策を推進することとしています。

③ 都市マスタープランとの整合性が取れています。

市街地レベルの将来都市構造の基本方針として、

- ・将来の人口フレームに見合った適正な規模の市街地を設定し、コンパクトな市街地の形成に努めます。
- ・居住環境の向上、まちなか観光と連携した商業機能の再編などにより中心市街地の活性化を進め、個性豊かで風格と活力のある市街地を目指していきます。

④ 「越前おおのブランド」の一つの「顔」です。

平成19年3月に作成した「越前おおの元気プラン」では、「人、歴史、文化、伝統、自然環境、食」など大野が誇る魅力ある素材のすべてを「越前おおのブランド」とし、優れた素材を生かしたまちづくりを進めることとしています。

中心市街地は、「歴史、文化、伝統、水、食」が集積した「越前おおのブランド」の一つの「顔」となる区域であり、「越前おおのブランド」確立の中心的な役割を担っており、これを活性化することは、本市全体の活性化につながります。

⑤ まとめ

本市の中心市街地において、市民、事業者、行政などあらゆる関係者が一体となって、まちなか観光による交流人口の増加を図るとともに、生活者や来街者にとってやさしいまちを形成することにより、賑わいの創出を目指します。

この賑わいの波及効果により、中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上が図られ、市全域をはじめ周辺地域への経済効果が期待されます。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

430年の歴史を誇る城下町を含む中心市街地は、これまで本市の「顔」として、市民の生活や地域経済に重要な役割を果たすとともに、城下町ならではの歴史的・文化的な資源を生かして、多くの人々に魅力を発信し、招き入れてきました。

しかしながら、近年では、中心市街地における賑わいが徐々に失われてきており、さらに人口減少社会の到来や地域経済全体の低迷とも相まって、まち全体の活力が低下しつつあります。

こうした状況を踏まえ、中心市街地を今一度「人が集い、活気に満ちた城下町」に再生し、「まちの核」、「まちの顔」として復活を果たすために、向こう5年間は活性化に向けて足元を固める時期と捉え、まず、交流人口の増加とまちなか生活を充実するための取組みを優先し、次の目標を掲げて具体的な事業に取り組みます。

1 まちなか観光による交流人口の増加

人口約4万人の地方小都市である本市においては、観光客などの交流人口を如何に増やし、そして確保していくかが、賑わいの再生、さらには地域全体の活性化を図っていく上で、大きなウェイトを占めています。また、交流人口が増加することによって、中心市街地における消費活動も活発になり、地域経済の活性化にもつながります。

本市が推進しているまちなか観光は、近年の、地域における歴史・文化・伝統に直接触れたいという観光ニーズに的確に応えており、今後も交流人口の増加を目指す上で、中核的な役割を担っていくものです。

こうしたことから、越前大野藩の城下町ならではの歴史的・文化的資源や自然を最大限に生かして、子どもから高齢者までの幅広い層がまちなか散策を楽しめる、そして、地域住民との多彩な交流ができる、個性あるまちなか観光を提供することによって、賑わいのある中心市街地を目指していきます。

2 商店街を中心としたまちなか生活の充実

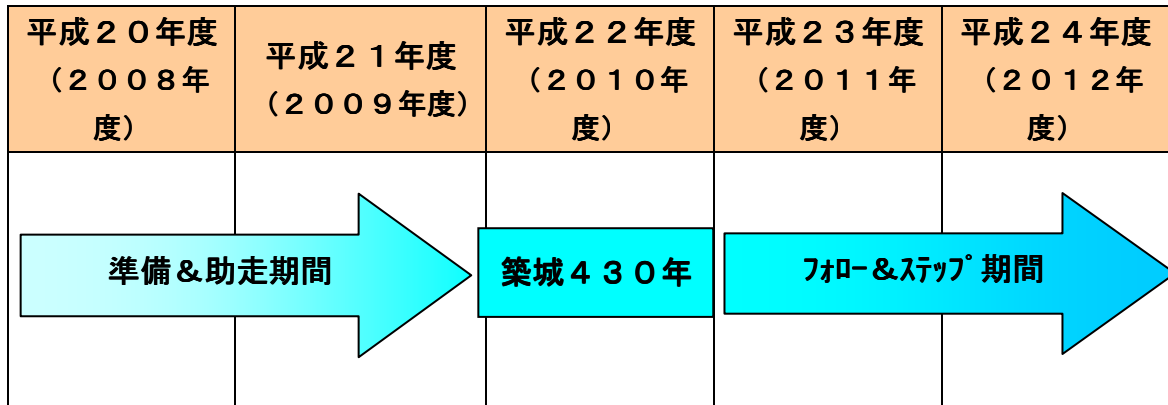
「暮らしやすいまち」には、様々な場面において利便性、快適性等が求められ、また、これらはそのまちが持つ大きな魅力となります。

中心市街地の中核的存在である商店街は、こうした魅力を創出する主役として大きな役割を担っており、生活者の利便性の高いワンストップショッピングが可能な商店街の形成に向けた取組みを進めていくことが必要です。

こうしたことから、現在、商店街にストックされている様々な資源を有効に利活用して、子どもから高齢者までの幅広い層が快適で暮らしやすく楽しめる空間を形成することによって、人々の往来で賑わう商店街を中心とした充実したまちなか生活の再生を目指していきます。

[2] 計画期間の考え方

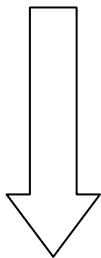
本基本計画では、越前大野城が築城されてから430年となる平成22年（2010年）を一つの基点として、その前2年間で条件整備、その後2年間で次へのステップと位置付けた上で、計画期間は、平成20年度から事業実施の効果が現れると考えられる平成24年度までの5年間とします。



[3] 数値目標の設定

【現状】～長期的な空洞化～

- ・住む人 → 人口の減少、高齢化
- ・働く場 → 事業所の減少
- ・土地利用 → 空き家・空き店舗・未利用地の増加
- ・買い物 → 商業の低迷
- ・公共交通 → JR乗降客数の減少



今回の計画期間（5年間）では、交流人口の増加に軸足を置いて賑わいの創出を図っていくとともに、これを契機として将来の居住人口の増加につながる施策を検討します。

【重点取組み】

- ①「越前おおの結(ゆい)ステーション」の形成
- ②空き家・空き店舗の有効利活用等による商業の活性化
- ③大和町市有地の有効利活用

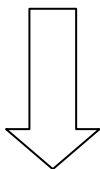
【5年後の目標】～長期的な空洞化に歯止め、活性化に向けた足固め～

目標① まちなか観光による交流人口の増加

- 中心市街地の観光入込み客数 22.2%増加
(平成19年) 409,100人 ⇒ (平成24年) 500,000人
- 関連施設の年間入込み客数(中心市街地主要5施設) 24.6%増加
(平成19年) 80,234人 ⇒ (平成24年) 100,000人

目標② 商店街を中心としたまちなか生活の充実

- 1日当たりの歩行者通行量<休日> 19.9%増加
(平成19年度) 2,001人/日 ⇒ (平成24年度) 2,400人/日



交流人口の増加の波及効果として、空き地、空き家等の活用により市外からの転入者を増加させるとともに、周辺部の農山村に居住する高齢者世帯をまちなかに移住させる施策を進めます。

これらの取組みにより、中心市街地の人口減少に歯止めをかけ、さらに、将来的には回復傾向を目指します。

【10年後の目標】～活性化された市街地のイメージ～

●多彩な交流で賑わうまち

- 中心市街地の観光入込み客数 46.7%増加
(平成19年) 409,100人 ⇒ (平成29年) 600,000人
「恐竜エキスポふくい2000」開催の波及効果のあった平成12年の入込み数を目標とします。
- 関連施設の年間入込み客数(中心市街地主要5施設) 49.6%増加
(平成19年) 80,234人 ⇒ (平成29年) 120,000人

●暮らしやすく便利なまち

- 1日当たりの歩行者通行量<休日> 24.9%増加
(平成19年度) 2,001人/日 ⇒ (平成29年度) 2,500人/日
「恐竜エキスポふくい2000」開催の波及効果のあった平成12年の歩行者通行量を目標とします。

●活気があり、安心して暮らせるまち

空き地、空き家等を活用し、市外からの転入者や周辺部からの移住者を増加させ、居住者の往来で賑わうまちを目指します。

[4] 目標の達成状況を示す指標とその考え方

(1) 目標1 「まちなか観光による交流人口の増加」の達成状況を示す指標

「まちなか観光による交流人口の増加」の指標として市街地の観光入込み客数の増加を掲げる時、客観的に測定可能な指標としては難しいものがあります。

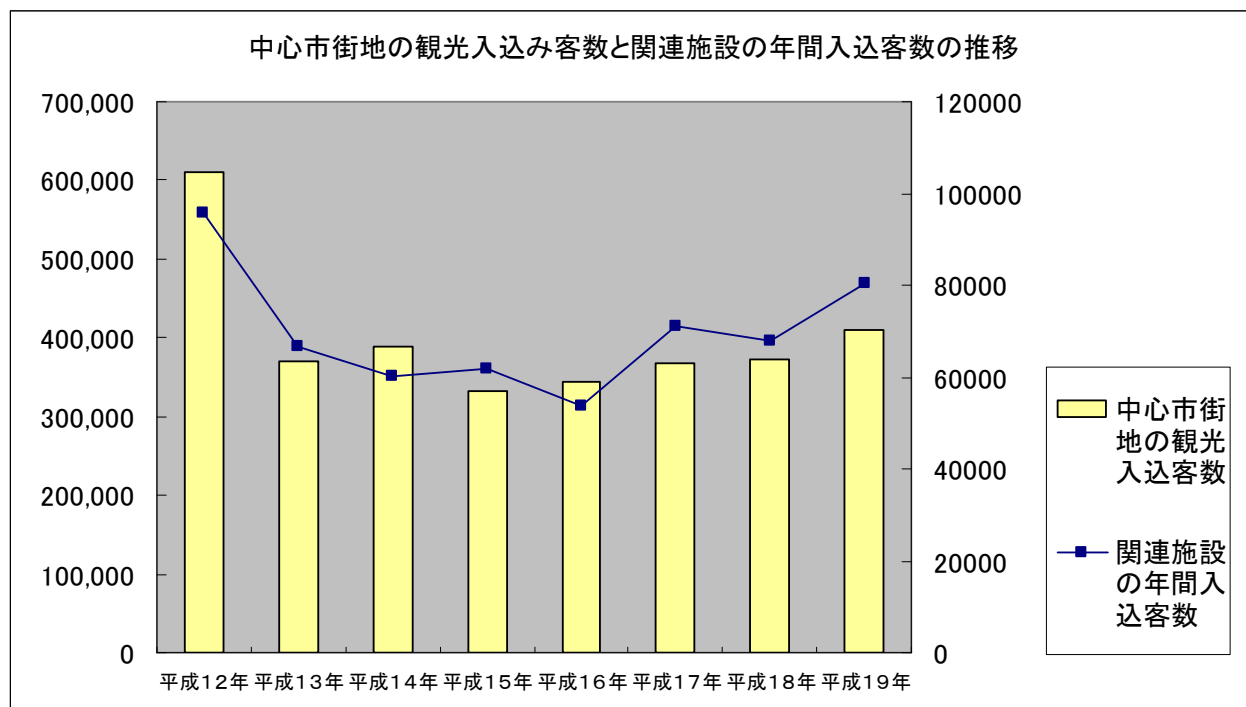
そこで、市街地の観光入込み客数と、客観的に測定が可能である市内主要施設の年間入込み客数を比較してみると、その増減の傾向が良く似ており、達成状況を示す指標として代用することができると考えられます。

また、「越前おおの結(ゆい)ステーション」は、市内外から多くの人・もの・情報が集まり、交わり、広がる結節点(ターミナル)となる場所(エリア)です。観光客など市内外からの来訪者が必ず立ち寄る場所、集う場所とし、越前おおのの魅力を体感する出発駅(起点)となる場所として形成を図るものです。

人々は来訪目的に応じて、多目的イベント広場、オープンデッキ、催事場、物品販売所、休憩所、旧大野藩武者溜(藩主隠居所)(エコ・グリーンツーリズム等の総合窓口)などに集い、交流を図り、またまちなかへ広がっていきます。

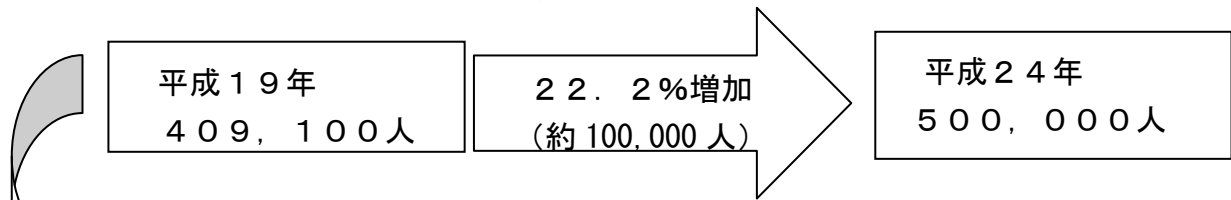
従って、交流人口を把握するため、従前から年間入込客数を把握している市内主要施設である「平成大野屋」、「越前大野城」、「民俗資料館」及び「武家屋敷旧内山家」に加えて、把握可能で来訪目的を異にする「旧大野藩武者溜(藩主隠居所)」(結ステーションの関連施設として整備)について入込客数を測定することとします。

このように、定期的なフォローアップが可能であり、市民や商業者にも理解されやすい「関連施設の年間入込み客数(中心市街地主要5施設)」を指標として設定します。

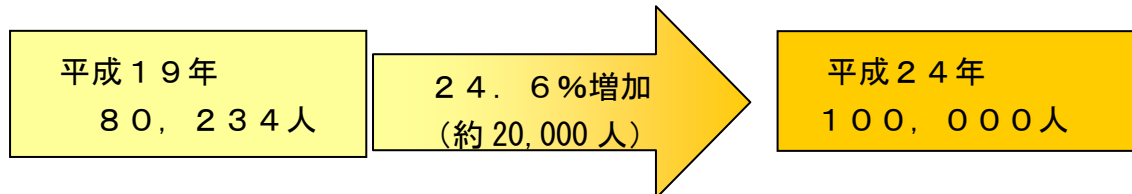


目標① まちなか観光による交流人口の増加

○中心市街地の観光入込み客数



○関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要5施設）



1) 数値目標の積算

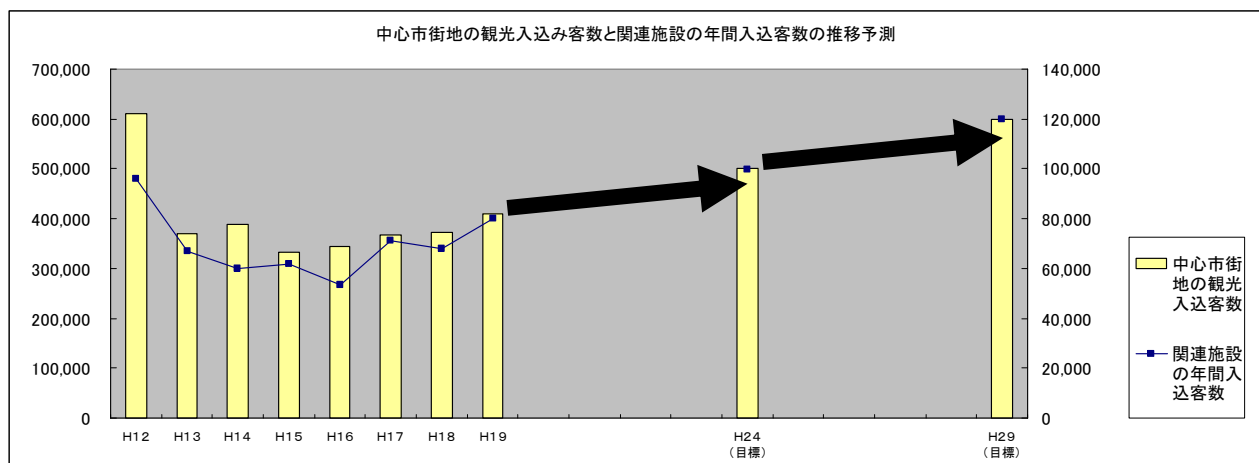
ア 既存4施設の入込客数

既存4施設の年間入込客数の推移をみると、平成12年から平成16年にかけて減少していますが、その後は増加に転じ、平成19年には、80,234人となっています。

<関連施設の年間入込客数の推移>

単位：人

施設名	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H24 (目標)
1 武家屋敷旧内山家	16,550	12,723	12,765	12,035	9,676	14,089	10,543	12,787	14,500
2 民俗資料館	5,655	3,366	3,739	3,539	3,176	3,900	2,427	2,587	2,600
3 越前大野城	26,262	22,234	21,326	20,089	16,469	16,728	13,804	15,629	17,000
4 平成大野屋「洋館」	47,310	28,457	22,185	25,970	24,282	36,584	41,044	49,231	60,000
5 旧大野藩武者溜(藩主隠居所)	0	0	0	0	0	0	0	0	5,485
関連施設の年間入込客数合計	95,777	66,780	60,015	61,633	53,603	71,301	67,818	80,234	99,585



「武家屋敷旧内山家活用事業」、「越前大野城ライトアップ事業」、「平成大野屋オリジナルブランド開発事業」、「平成大野屋伝承料理提供事業」、「平成大野屋事業」により各施設の入込み客数を、毎年3%ずつ、5年間で約17%（13,866人）増加させます。

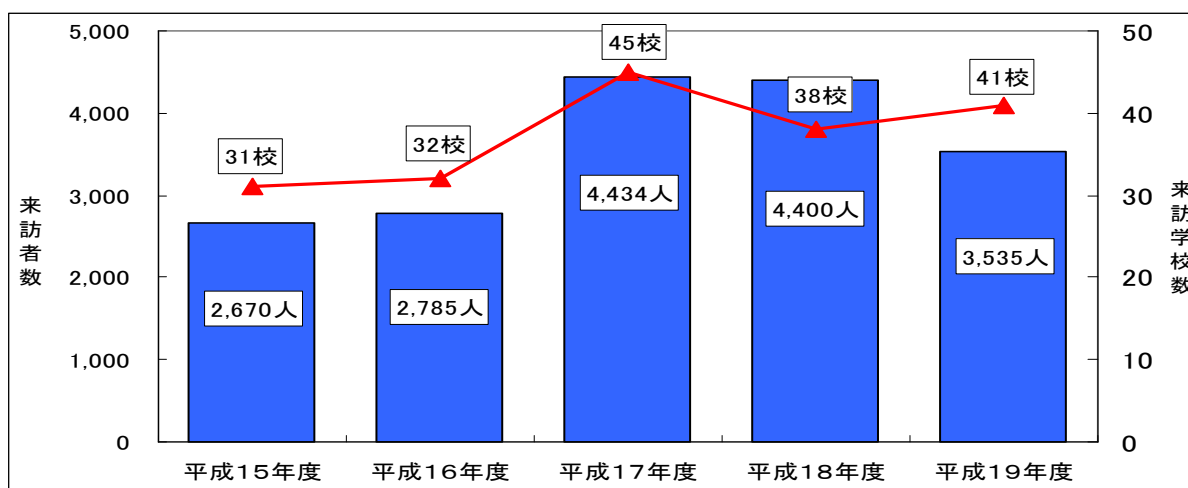
$$80,234人 \times 17\% \div 5 = 13,866人$$

イ 結ステーション整備事業による効果

本事業で移築される旧大野藩武者溜（藩主隠居所）は、まちなか遠足の子どもたちや団体観光客の休憩場所として、またエコ・グリーンツーリズム等の総合窓口として利用されます。

「まちなか遠足誘致促進事業」により、県内外の小・中学生及び高校生の遠足及び修学旅行を平成15年度から誘致しており、これまでの事業成果は次のとおりです。

まちなか遠足誘致促進事業成果の推移



今後は、関西や東海北陸地区の小・中学校及び高校に対して誘致活動を拡大することで年当たり3校ずつ増加すると想定し、1校当たり平均95人の参加があり、旧大野藩武者溜（藩主隠居所）を利用すると仮定すると、平成24年には、

$$3校 \times 5年 \times 95人 / 校 = 1,425人$$

団体観光客の大型バスの利用を増加させる主な事業として、「観光セールス事業」の充実に加え、新たに「シルバーエイジまちなか散策誘致事業」を実施することとしています。

観光バスの台数については、平成17年度から予約申込み・受付けデータの把握を行っており、その推移は次のようになっています。

観光バス台数の推移

平成17年	平成18年	平成19年
260台	264台	507台
(うち遠足46台)	(うち遠足48台)	(うち遠足57台)

「観光セールス事業」、「シルバーエイジまちなか散策誘致事業」等により、平成24年には観光シーズンである4月から11月までの35週、毎土日3台ずつ、1年間で210台増加し、多目的広場A（平時・大型バス専用）を利用し、かつ1台あたり40人乗車し、そのうち3割が休憩所として旧大野藩武者溜（藩主隠居所）を利用すると仮定すると、

$$210 \text{ 台} \times 40 \text{ 人} \times 0.3 = 2,520 \text{ 人}$$

また、旧大野藩武者溜（藩主隠居所）では、「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進事業」で実施するエコ・グリーンツーリズム等の総合案内を行うこととしています。エコ・グリーンツーリズムの具体的なメニューとして「越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進プラン（平成20年3月、大野市）」において、実践プログラムルートコースの設定、農家民宿、学校等との交流プログラムの提携、企業等の研修プログラムの受入れを行うこととしています。

エコ・グリーンツーリズム参加者がメニューの開始時に必ず旧大野藩武者溜（藩主隠居所）を訪れると仮定すると、

・実践プログラムルートコース	20件×30人＝	600人
・農家民宿	5軒×2人×24回＝	240人
・学校等との交流プログラム	5校×100人＝	500人
・企業等との研修プログラム	5企業×20人×2回＝	200人
	600+240+500+200＝	1,540人

ウ その他の事業による効果

良好な景観形成を図り観光地としての魅力を増加させる「まちなか周遊ルート石畳整備事業」、「亀山公園整備事業」、「越前大野駅前整備事業」、「街なみ環境整備事業」、「水のみえるまちづくり整備事業」、「御清水内水路整備事業」、観光客へ本市の「食」の魅力を提供する「まるかじり越前おおの提供事業」、観光客をおもてなしの心で歓迎する「まちなか交流観光体験事業」、「観光ボランティアガイド事業」、「人力車運行事業」及び「寺町通り御朱印帳事業」、本市の魅力を他市へ発信する「越前おおのブランドセールス事業」、その他「越前大野感性はがき展」、「地域アート創造事業」、「空き地空き家有効活用推進事業」で入込み客数の増加を図ります。

2) 平成24年の目標値

平成24年の目標値は、平成19年の現状値にアとイの3つの人数を加算したものであるため、

$$80,234 + 13,866 + 1,425 + 2,520 + 1,540 \\ = 99,585 \text{ 人}$$

(2) 目標2 「商店街を中心としたまちなか生活の充実」の達成状況を示す指標

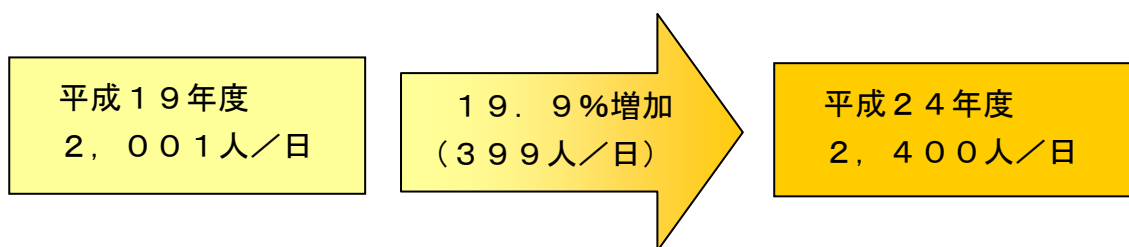
賑わいと魅力があふれる中心市街地にするためには、身近な商店街において暮らしに必要なサービスが受けられる利便性や快適性が備わった商店街を形成することが必要であり、これを実現することにより、商店街を往き来する人も増えていきます。

中心市街地の賑わい度を測る目安としては、「空き店舗数の減」や「居住人口の増」なども考えられますが、端的に示す指標としては、日常的に商店街を往き来する人の数が目安となることから「歩行者数」が適当と考えられます。

また、中心市街地に位置する各商店街の主要地点における歩行者通行量は定期的なフォローアップが可能であり、市民や商業者にも理解されやすい指標であることから「1日当たりの歩行者通行量（休日6地点）」を指標として設定します。

目標② 商店街を中心としたまちなか生活の充実

1日当たりの歩行者通行量（休日6地点）



中心市街地における歩行者通行量の推移については、これまで中心市街地活性化を視野に入れた継続的な調査を実施したことはありませんが、中心市街地における居住人口の減少や年間小売販売額の大きな落ち込みなどから、歩行者通行量が減少していることは明白であり、これまで、商店街に対する各種事業を展開してきたにも関わらず、依然として下げ止まりの傾向は見られないという極めて深刻な状況です。

数値目標の設定に当たっては、平成19年11月11日（休日）に主に市内6商店街の通行量調査を実施したデータを使用することとし、この調査は、今後も調査回数を増やして継続的に実施する予定であり、活性化の実態を適切に把握する指標として活用します。

6地点は、通行量調査調査位置図の①、③、④、⑤、⑥、⑩とします。

<休日> 平成19年11月11日(日)

No.	路線名	観測地点名	歩行者数	備考
①	一般国道476号	平成大野屋前	793	
②	一般県道本郷大野線	越信三番支店前	93	三番商店街
③	一般国道476号	ねんりんの里前	166	六間商店街
④	市道七間線	七間本陣付近	513	七間商店街
⑤	市道七間線	市観光協会付近	343	七間商店街
⑥	一般県道本郷大野線	旧Fマート前	54	五番商店街
⑦	一般県道本郷大野線	大油屋商店前	36	横町商店街
⑧	市道春日糸魚篠座線	野村醤油店前	49	春日商店街
⑨	市道錦町横町線	奥之院前	143	
⑩	一般国道476号	越前大野駅前	132	

6地点については、五番・七間商店街やまちなか観光拠点施設の平成大野屋があるなど、まちなかの賑わい創出や交流の主要地点であり、まずは、この6地点の歩行者通行量の減少を食い止め、さらに増加させることが中心市街地の活性化に向けた第一歩と言えるものであり、他地区への波及効果につながることを期待されることから選定するものです。

1) 数値目標の積算

ア 五番商店街活性化対策事業(仮称)による歩行者通行量の増加

旧Fマート跡地(五番商店街)については、生活に身近な店舗や専門店、公共的な施設などが入居する施設として再利用することが検討されており、大幅な来街者増を見込みます。

計画されている店舗は、中心市街地区域内にある同業種の小売店舗の売場面積の約70%とされていることから、来店者数も同業種の小売店舗の買物客数(休日1,500人)の70%としました。

また、平成19年度に実施した経済産業省所管の「大野市中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」において、来街交通手段(※35ページ参照)のうち徒歩の割合は、休日10.1%となっています。

このことから、⑥地点の休日の1日当たりの歩行者通行量見込み数は、次のとおりとなります。

$$\text{休日 } 1,500 \text{人} \times 70\% \times 10.1\% \times 2 \text{ (1往復)} = 212 \text{人}$$

イ 観光客誘致による歩行者通行量の増加

「越前おおの結(ゆい)ステーション」は、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高める機能を有することから、交流人口の増加により歩行者通行量が増加し

ます。

休日における交流人口の増加内訳

a 既存4施設の入込客数 13,866人

内訳 13,866人 \times 58.6% \div 8,125人---(a)

割合は、次の平成19年観光協会利用状況によります。

平成19年観光協会(元町会館)利用状況

土・日・祝日		平日		合計	
開館日数	入館者数	開館日数	入館者数	開館日数	入館者数
115	15,400	245	10,900	360	26,300
	58.6%		41.4%		100%

b まちなか遠足誘致促進事業 1,425人

内訳 1,425人 \times 37.9% \div 540人---(b)

割合は、次の平成19年観光バス台数によります。

平成19年観光バス台数

土・日・祝日	平日	合計
192台	315台	507台
37.9%	62.1%	100%

c 観光セールス事業及びシルバーエイジまちなか散策誘致事業

210台 \times 40人=8,400人

内訳 8,400人 \times 37.9% \div 3,184人---(c)

割合は、前掲の平成19年観光バス台数によります。

d 越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進事業 1,540人

内訳 1,540人 \times 58.6% \div 902人---(d)

割合は、前掲の平成19年観光協会利用状況によります。

休日1日当たり入込み客数

(a) + (b) + (c) + (d) = 12,751人

したがって、休日1日当たりの観光客数の増は

12,751人 \div 115日 \div 111人

以上から、休日1日当たりの観光客の増は111人となり、①、③、④、⑤地点を通過する歩行者数となります。

ウ 越美北線ラッピング列車運行事業による増加

ゴールデンウィーク（４月２９日から５月５日までの７日間）、夏休み（７月２１日から８月３１日までの４２日間）をはじめ、新緑まつり、紅葉まつり、恐竜イベント等における臨時列車としてラッピング列車を運行するため、列車１両につき１００人が乗客し、１回につき２両走らせると仮定すると、

$$\text{列車}100\text{人}/\text{両} \times 2\text{両} \times 56\text{回} = 11,200\text{人}$$

これを休日１日当たりの平均値に換算すると

$$11,200\text{人} / 115\text{日} \approx 97\text{人}$$

エ その他の事業による効果

結ステーションエリアへ集う来街者をまちなか(商店街)へ確実に誘導する「結ステーション（交流・観光・商業活性化拠点施設）整備事業」、「まちなかナビゲート事業」、「越前おおの消費拡大等事業」、「来て見てつくる越前おおのガイドブック作成事業」、観光客と商業を結び付け中心市街地活性化の一翼を担う「新大野商工会館建設事業」、「観光お土産品開発」、商店街の魅力を向上させる「商業振興対策事業」、「商店街七五三（なごみ）事業」、商店街の空洞化解消を図る「中心市街地店舗開業支援事業」、「商店街空き地空き家活性化対策事業」、「空き地空き家有効利活用推進事業」、住宅改善・定住促進を図る「まちなか町家暮らし支援事業」、「越前おおの定住促進事業」、その他「越美北線等利用促進事業」で歩行者通行量の増加を図ります。

２）平成２４年の目標値

平成２４年の目標値は、平成１９年の現状値にアからウの人数を加算したものであるため、次の表のとおりになります。

<休日>

No.	平成19年11月11日 実施歩行者数	事業による増		計
⑥	54	ア	212	266
①	793	イ	111	1,926
③	166			
④	513			
⑤	343			
⑩	132	ウ	97	229
計	2,001		420	2,421

【5】フォローアップの考え方

それぞれの目標値について、以下の方法で数値を把握し、中心市街地活性化協議会などに報告します。

(1) 関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要5施設）

毎年1回、関連施設の年間入込み客数（中心市街地主要5施設）を把握し、その効果を検証した上で、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じます。

(2) 1日当たりの歩行者通行量（休日6地点）

毎年2回、歩行者通行量を把握し、その効果を検証した上で、状況に応じて目標達成に向けた措置を講じます。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

1) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業

- ① 中心市街地は、金森長近公により東西六条、南北六条の碁盤の目の区画で整備された城下町で、その碁盤目状の町割が現在もほぼ当時の姿で継承されており、伝統的な町家も数多く残っています。
- ② こうした資源に磨きをかけ、最大限に活用しながら歴史と文化が実感できるまちづくりを進める中で、まちなか観光も定着してきています。
- ③ このことから、土地区画整理事業及び市街地再開発事業による新たな整備の必要性は低いものと認識しています。

2) 道路

- ① まちなかを周遊するルートとして、七間通り～寺町通り～石灯籠通りを石畳に整備していますが、まちなか観光拠点である平成大野屋との間は未整備です。
- ② 本市では、車社会への対応を優先した反面、歩きやすいまちづくりという視点が欠けていたことから、市民全体が過度に自動車に頼りすぎたまちになっており、特にまちなか観光の中心である七間通り、寺町通り等では来街者の安全性の確保が不十分であり、今後は、自動車優先から歩行者優先のまちづくりへの転換が求められています。

3) 公園

中心市街地内には亀山公園と山王公園があり、そのうち特に亀山公園は、越前大野城址があり歴史的価値が高く、「日本の歴史公園百選」に選定されるなど市民のシンボルともいえる風致公園です。しかし、11.4haに及ぶ広大な敷地には杉などの針葉樹が多く植栽されていて景観を損ねています。

4) 景観形成

- ① 現在、本市では「大野市水のみえるまちづくり計画」に基づき、2つの主要エリア（亀山周辺と商店街）と交通結節点（JR越前大野駅）をゾーンとして結ぶ散策ルートの整備の中で、中心市街地で水を体感できるようなまちづくり、水のみえるまちの復活を目指した事業を「街なみ環境整備事業」として計画的に進めています。
- ② また、同事業の景観助成制度（助成件数は、平成17年度及び18年度で五番通り及び七間通りで合わせて4件）では、景観形成地区を中心に、城下町のまちなみが点で形成されつつありますが、一つの通りすべてが統一されていないなど、線への広がりになっていません。

5) 有終西小学校跡地及びその周辺・大和町市有地（大東染工跡地）

有終西小学校跡地及びその周辺・大和町市有地（大東染工跡地）は、現在、観光客用の仮設駐車場として限定的に活用しているに過ぎませんが、まちなかに存在するこれらの跡地をまちなかの二つの拠点として有効に利活用しながら、まちづくりを進めることが市民から期待されています。

(2) 事業の必要性

これらの現状を踏まえた市街地の整備改善に関する事業の必要性は、以下のようになります。

1) 道路

① まちなかの拠点施設や観光施設を結ぶ周遊路線においては、一部は石畳に整備されていますが、周遊・散策の道としての効果を高め、快適性をより一層向上するためには、新たな区間（本町通りの左右路肩、寺町通りの七間・六間間の歩道及び六間・横町間）を石畳に整備することが必要不可欠です。

② 七間通りは、朝市をはじめとするまちなか観光の中心になっており、この東の入口に位置する大和町市有地（大東染工跡地）に駐車場を配置することにより、七間通りに入る車両の通行量を減少させ、観光客及び住民の交通の安全を確保します。また、この駐車場に車両をスムーズに誘導する道路として、六間通り（国道476号）から七間通りに連絡する市道七間六間線を整備します。



七間通り石畳

③ まちなか観光の中心である七間通り、寺町通り等での来街者の安全性を確保するため、中心市街地への自動車の進入を減少させ、歩く人にやさしいまちを形成する交通規制の検討が必要です。

2) 公園

① 亀山公園は、旧城下町の西側に位置しており、越前大野城をはじめとする公園一帯がまちのシンボル、市民の憩いの場であり、多くの市民が朝夕に散策する公園として、また、春から秋にかけて越前大野城を訪れる観光客も多いことから、環境整備に対する市民の関心やニーズが高まっています。

② 市民の憩いの場として、四季折々の季節を感じることができる魅力的な環境づくりを行うことにより、市民に一層愛され、利用者がさらに増加し、賑わいの創出につながります。

3) 景観形成

① 旧城下町地区には、町家や武家屋敷が残っており、良好な景観形成に努めることで観光や地域の活性化に大きな役割を果たすため、これらを保全するとともに、城下町のまちなみに調和するような建物づくりを誘導します。



街なみ環境整備事業（百間掘）

② 「名水のまち 越前おおの」の「水」は、城下町の歴史と文化を育み、生活や産業に欠くことのできない重要な要素であり、大野らしい個性の一つといえます。しかし、「水」を感じる事が少なくなることで大野らしさが失われつつあり、これを再生していくためにも、「水」の魅力を演出する事業が必要です。

4) 有終西小学校跡地及びその周辺・大和町市有地（大東染工跡地）

有終西小学校跡地及びその周辺については、「第四次大野市総合計画後期基本計画」において、交流・観光の拠点、地域産業活性化の拠点として位置づけられており、①地域住民の交流拠点としての機能と、②観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアとして、「越前おおの結（ゆい）ステーション」＝人・もの・情報の結節点（ターミナル）の形成を図る必要があります。

また、大和町市有地（大東染工跡地）については、まちなか観光の東の玄関口としての役割を果たすような場所として位置付けられますが、本市有地の利活用策については、商業者及び地元住民が実施するイベント等を開催する多目的広場や駐車場など様々な意見があることから、より効果的な利活用策を十分検討し、市民のコンセンサスを得た上で、整備を進める必要があります。

（3）フォローアップの考え方

平成20年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 まちなか周遊ルート石畳整備事業（高質空間形成施設）</p> <p>〔内容〕 本町通りの左右路肩各々330m、寺町通り（七間・六間の左右歩道各々100m及び六間・横町の車道200m）の区間において、石畳の道に整備（約2,220㎡）</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～24年度</p>	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなか観光の周遊コースを一体的に石畳に整備することにより、観光案内サインの設置などと併せて、観光客の回遊性の向上や安全に歩けるまちづくりにつながる事業です。	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～24年度</p>	
<p>〔事業名〕 まちなか観光案内サイン整備事業（地域生活基盤施設）</p> <p>〔内容〕 まちなか観光客への案内サインを石畳の道や越前おおの結ステーションを中心に整備</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～22年度</p>	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなか観光の周遊コースを中心に、城下町の景観に合わせて、観光客にわかりやすく、やさしい観光案内サインを設置することにより、まちなか観光客に城下町の風情とやさしさと安心を提供する事業です。	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～22年度</p>	
<p>〔事業名〕 亀山公園整備事業（公園）</p> <p>〔内容〕 園路整備、ベンチ設置、低花木植栽</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度～24年度</p>	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、亀山公園に園路、広場等を整備するとともに、歴史と自然が融合した空間や市民や観光客の潤いとやすらぎの空間	<p>〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>〔実施時期〕</p>	

		を形成する事業です。	平成20年度～24年度	
【事業名】 有終西小学校跡地活用事業 (事業活用調査) 【内容】 有終西小学校跡地利用に係る調査委託及び検討会の開催 【実施時期】 平成20年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、地域住民の交流拠点としての機能と、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアとして、「越前おおの結(ゆい)ステーション」の形成を図るために詳細内容について調査・検討する事業です。	【支援措置】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成20年度	
【事業名】 地域交流センター整備事業 (既存建築物活用事業) 【内容】 旧有終西小学校施設の多目的ホールへの改修及び城下町の景観に配慮した外観への改修 【実施時期】 平成20年度	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、旧有終西小学校体育館に付帯する施設を地域交流の場として多目的ホールに改修するとともに、城下町に配慮した外観へ改修することにより、賑わいの創出を図る事業です。	【支援措置】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成20年度	
【事業名】 御清水内水路整備事業(地域創造支援事業) 【内容】 御清水の水路を底打ちし、水の見える空間を整備 【実施時期】 平成20年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、地下水の水位が低下する時期にも「水」を体感できる空間を整備する事業です。	【支援措置】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成20年度	
【事業名】 旧大野藩武者溜(藩主隠居所)整備事業(既存建造物活用事業) 【内容】	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、有終西小学校跡	【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)	

<p>旧大野藩武者溜（藩主隠居所）を移築し観光交流センターに活用</p> <p>【実施時期】 平成21年度～22年度</p>		<p>地及びその周辺において「結ステーション」を形成するため旧大野藩武者溜（藩主隠居所）を活用して休憩所等を整備するものです。一体的な整備により地域住民の交流拠点としての機能と、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高める機能の発揮が期待される事業です。</p>	<p>【実施時期】 平成21年度～22年度</p>	
<p>【事業名】 越前大野城眺望景観形成事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 電柱・電線の移設</p> <p>【実施時期】 平成21年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、「結ステーション」のエリアから本市のシンボルである越前大野城への眺望景観を確保する事業です。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 平成21年度</p>	
<p>【事業名】 都市景観推進事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 大野市屋外広告物条例の施行により、既存不適格となる中心市街地の広告物の改善、除去に対して経費の一部を助成する。</p> <p>【実施時期】 平成22年度～24年度</p>	市	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大野市屋外広告物条例（平成22年1月施行）の既存不適格となる広告物の改善、除去に対して経費の一部を助成するものです。まちなかの良好な景観形成を促進し、まちなか生活の充実が期待される事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成22年度～24年度</p>	
<p>【事業名】 （仮称）観光交流センター整備事業（高次都市施設）</p> <p>【内容】 大和町市有地に観光交流拠点施設を整備</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大和町市有地に観光交流センターを整備するものです。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>	

<p>【事業名】 お野立所整備事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 大和町市有地に野立所を移設</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、大和町市有地に野立所を整備するものです。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>
<p>【事業名】 義景公園整備事業（公園）</p> <p>【内容】 園内整備（用地買収、駐車場・遊歩道・舗装整備）</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、義景公園を整備することで、歴史と湧水を中心とした空間や、市民や観光客に対する潤いとやすらぎの空間を形成する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区））</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>
<p>【事業名】 駅前広場バス待合所整備事業</p> <p>【内容】 JR越前大野駅前広場にバス待合所を新築</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、JR越前大野駅前広場に修景施設や便益施設などを一体的に整備することにより、玄関口としてふさわしい魅力ある空間を創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区））</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>
<p>【事業名】 公園施設長寿命化計画事業</p> <p>【内容】 亀山公園、有終公園の公園施設長寿命化計画策定</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、区域内に存する都市公園の長寿命化計画を策定し、公園施設の計画的な改築・修繕計画を策定</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（越前おおの城下町地区））</p>

		することにより、公園内を安全に利用できる空間を提供し、公園施設の利便性を向上する事業です。	【実施時期】 平成24年度	
--	--	---	-------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 交流空間創造事業 【内容】 ポケットパーク整備 (A=2,200㎡) 【実施時期】 平成21年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、有終西小学校跡地及びその周辺において「結ステーション」を形成するため、イベント開催時には多目的広場として利用できる駐車場を整備するものです。一体的な整備により地域住民の交流拠点としての機能と、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高める機能の発揮が期待される事業です。	【支援措置】 地域活力基盤創造交付金 【実施時期】 平成21年度	
【事業名】 越前大野駅前整備事業 【内容】 JR越前大野駅前広場に修景施設や便益施設など一体的な整備 【実施時期】 平成21年度～23年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、JR越前大野駅前広場に修景施設や便益施設などを一体的に整備することにより、玄関口としてふさわしい魅力ある空間を創出する事業です。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成21年度～23年度	

<p>【事業名】 交流空間創造事業</p> <p>【内容】 大和町市有地に駐車場を整備</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、「結ステーション」のサブ機能を有する多目的広場兼駐車場を整備するものです。一体的な整備により地域住民の交流拠点としての機能と、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高める機能の発揮が期待される事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業と一体の効果促進事業）</p> <p>【実施時期】 平成23年度</p>
<p>【事業名】 街なみ環境整備事業</p> <p>【内容】 ①百間堀の復元、背割水路の整備 ②城見通り・柳町通り・三の丸通り・お厩通りの整備 ③歴史的建造物の保存整備 ④廊下式物品販売所・せせらぎ水路の整備</p> <p>【実施時期】 平成17年度～26年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、城下町の歴史的遺産である百間堀の復元、背割水路の改修、歴史的建造物の保存及び活用等を行うことにより、歴史と文化を融合させて、まちの魅力をより一層高める事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成17年度～26年度</p>
<p>【事業名】 街なみ環境整備事業</p> <p>【内容】 城下町のまちなみに調和する建築物の新築、改築等を行う者に対する補助（七間通り・五番通り・寺町通り）</p> <p>【実施時期】 平成17年度～26年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、旧城下町地区のまちなみに調和する建築物の新築、改築等に対する補助を行うことにより、城下町としての魅力を高める景観を形成する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</p> <p>【実施時期】 平成17年度～26年度</p>

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 道整備交付金事業 〔内容〕 市道七間六間線及び市道六間線の整備 〔実施時期〕 平成20年度～22年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、大和町市有地（大東染工跡地）及び有終西小学校跡地を活用した市道を新設することにより、地域住民や来街者の利便性を向上する事業です。	〔支援措置〕 道路事業（道整備交付金） 〔実施時期〕 平成20年度～22年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 大和町市有地活用事業 〔内容〕 大和町市有地利用に係る調査及び検討会の開催 〔実施時期〕 平成22年度	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちなか観光の東の玄関口としての機能の他、まちなか生活や市民の福祉の向上、新たな賑わい創出につながる跡地の利用策について調査・検討する事業です。		

<p>【事業名】 水のみえるまちづくり事業</p> <p>【内容】 背割水路への流水、石灯籠通り及び寺町通りの湧水スポットの整備、山王池の修景等による水の演出</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、背割水路への流水、湧水スポット整備により、歴史と文化と自然を体感できる空間を形成する事業です。</p>		
<p>【事業名】 湧水再生研究調査事業</p> <p>【内容】 まちなかの湧水が将来にわたり豊富な湧水量を保つことのできる方策を総合的に調査</p> <p>【実施時期】 平成20年度～23年度</p>	市	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、毎年、地下水の水位が低下する時期に枯渇する湧水に豊富な湧水量を保つことのできる方策を調査研究することにより、「水」を体感できる空間と本市ならではの「水」文化を保全する事業です。</p>		
<p>【事業名】 歩行者にやさしいまちづくり事業</p> <p>【内容】 来街者や生活者の安全性の確保を図るため、商店街における通行規制、駐車規制等を協議する協議会の設置</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・大野商工会議所 ・商店街振興組合連合会 	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、主要な通りにおける自動車の通行・駐車規制について商店街等の合意を形成し、生活者や来街者にとってやさしいまちを創出する事業です。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

1) 教育文化施設

- ① 中心市街地における教育文化施設は、西部に亀山の越前大野城をはじめ、西体育館（旧有終西小学校体育館）、民俗資料館及び武家屋敷旧内山家が立地しています。これらの施設については近年入館者数が減少してきています。また、平成18年には県立大野高校跡地に、有終西小学校、生涯学習センター及び大野公民館の複合施設である学びの里「めいりん」が建設されました。
- ② 市役所に近接して大野市図書館及び大野市歴史博物館が立地しています。
- ③ 平成5年に、県立大野高校が、敷地が狭いという理由により、改築を契機に亀山の麓から約1.2km南の新庄地区へ移転したことは、中心市街地の衰退に拍車をかけたことは否めません。

2) 医療施設

医療施設については、本市には総合病院はありませんが、中心市街地には、現在、外科、内科などの医療施設が7箇所あり、身近なかかりつけ医としての医療施設は充足しているという状況です。

3) 社会福祉施設

- ① 社会福祉施設については、民間の幼稚園が1施設と、市立の児童館が1箇所のみです。
- ② 市役所に隣接して福井県奥越健康福祉センターが立地しています。
- ③ 中心市街地は、人口減少が顕著であり、少子化により子どもの数も減少しており、さらに高齢化率が高く、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加が顕著になってきています。このことから、地区の集会場等を拠点とした高齢者のふれあいの場づくりを計画的に進めています。

(2) 事業の必要性

これらの現状を踏まえた都市福利施設に関する事業の必要性は、以下のようになります。

1) 教育文化施設

- ① 中心市街地の学校施設は、有終西小学校のみであり、今後も学校再編が進む中で、新設等の予定はありません。学びの里「めいりん」は、生涯学習の拠点であり、市民の求心力を高める施設として期待されています。
- ② 文化施設については、主要な施設はほぼ充足しており、本計画期間中に予定している新たな整備計画はありません。しかし、入館者数を増加させるため、新たなサービスやイメージアップを図ることが必要です。

2) 医療施設及び社会福祉施設

- ① 急激な少子・高齢化に伴い、ますます複雑化・多様化する市民ニーズに対応したサービスを提供していくため、各ライフステージを通じ、一貫性・継続性を持って保健・医療・福祉を一体化したサービスを提供する包括的なケアシス

テムの再編と整備を図る必要があります。

また、中心市街地において、子育て世代から高齢者世帯に至るまで、すべての住民が安心して生活を送ることができるよう、相談窓口の一元化とサービス調整機能、行政機能と施設機能のあり方、既存サービスの有機的な連携の強化等を着眼点とし、保健・医療・福祉の一体的なサービスが、ワンストップで提供できる体制整備を進めるとともに、総合的なサービス拠点施設の整備を推進します。



乳幼児健診



高齢者ふれあい教室

- ② 中心市街地の高齢化の進展が今後も予想されることから、NPO等が主体となって実施する空き店舗等を活用した高齢者支援施設や子育て支援センターの開設などに対して支援することにより、幅広い市民ニーズに対応していきます。

(3) フォローアップの考え方

保健・医療・福祉サービス拠点施設整備事業は、平成20年度に基本計画策定、平成21年度に基本設計・実施設計実施、平成22年度～23年度に施設建設であり、各年度においてそれぞれ完了している事業について進捗調査を行い、効果の検証を行います。

また、その他の事業については、平成20年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じるとともに、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 大野市保健・医療・福祉サービス拠点施設整備事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 保健・医療・福祉の各分野が連携して一体的なサービスが提供できる拠点施設の整備</p> <p>【実施時期】 平成20年度～23年度</p>	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、少子化・高齢化に伴い多様化・複雑化する市民の保健・医療・福祉のニーズに対応する施設を整備することにより、子どもから高齢者までの幅広い層が安心して暮らせる空間を形成する事業です。	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p> <p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成22年度～23年度</p>	
<p>【事業名】 子育て支援センター整備事業（高次都市施設）</p> <p>【内容】 幼児の一時預かり機能を有する相談指導及び保育施設の整備並びに障害児家庭への支援のための児童デイサービスセンターの整備</p> <p>【実施時期】 平成22年度～23年度</p>	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、進む少子化・高齢化に対し、市民が安心して、地域で子どもを産み育てることができるような支援を強化するため、中心市街地域外にある保育園や小学校に併設されている子育て支援センター、ことばの教室を区域内	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成22年度～23年度</p>	

		に発展的に移転整備するとともに、関係課などとの連携のもと、子育てに関する総合的な相談指導体制を構築します。また、障害児家庭への支援機能を強化するため、児童デイサービスセンターを新たに整備します。		
【事業名】 商店街空き地空き家活性化対策事業 【内容】 空き家、空き店舗等を活用して高齢者支援施設や子育て支援センターなどを開設する事業者に対する店舗改装経費補助、家賃補助等 【実施時期】 平成20年度～24年度	・商店街振興組合 ・大野商工会議所 ・社会福祉法人 ・NPO	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き店舗等に高齢者支援施設や子育て支援センターを開設する者に対し家賃補助（1～2年目分）を行うことにより、子どもから高齢者まで幅広い層が安心して暮らせる空間を形成する事業です。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～24年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大野市保健・医療・福祉サービス拠点施設整備事業 [再掲] 【内容】 保健・医療・福祉の各分野が連携して一体的なサービスが提供できる拠点施設の整備 【実施時期】	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、少子化・高齢化に伴い多様化・複雑化する市民の保健・医療・福祉のニーズに対応する施設を整備することにより、子どもから高齢者までの幅広い層が安心して	【支援措置】 公共施設省エネ・グリーン化推進事業 【実施時期】 平成23年度	

平成20年度～23年度		暮らせる空間を形成する事業です。		
-------------	--	------------------	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地店舗開業支援事業 【内容】 空き家、空き店舗等を活用して高齢者支援施設や子育て支援センターなどを開設する事業者に対する家賃補助 【実施時期】 平成20年度～24年度	・商店街振興組合 ・大野商工会議所 ・社会福祉法人 ・NPO	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き店舗等に高齢者支援施設や子育て支援センターを開設する者に対し家賃補助（1年目分）を行うことにより、子どもから高齢者までの幅広い層が安心して暮らせる空間を形成する事業です。	【支援措置】 中心市街地店舗開業支援事業（県事業） 【実施時期】 平成20年度～24年度	
【事業名】 越前大野城ライトアップ事業 【内容】 本市のシンボルである越前大野城をライトアップし、イメージアップ 【実施時期】 平成4年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、越前大野城を夜間にライトアップすることにより、イメージアップと景観形成を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		
【事業名】 武家屋敷旧内山家活用事業 【内容】 観光客への抹茶サービス、ひなまつり展、茶会等のイベント・サービスを実施 【実施時期】 平成9年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、年間を通じたイベント・サービスを実施することにより、旧内山家への入館者の増加を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

- 1) 本市の中心市街地は、基盤の目の町割り等により「北陸の小京都」と呼ばれ、城下町としての歴史的資源や伝統が数多く残っています。
- 2) しかし、少子高齢化やモータリゼーションの進展に伴い人口及び世帯数が共に減少し、近年では空き家や空き地が目立つようになり、地域コミュニティの衰退も懸念されています。
- 3) 生活様式の変化に加えて住宅の老朽化が進行しており、その建替えに際しては、間口が狭く敷地面積が狭い等の制約の多い中心市街地よりも、敷地面積を十分に確保できる郊外の住宅地へ流出しています。
- 4) 市民の持ち家指向は強く、既存の公営住宅等をはじめ民間賃貸住宅にも空室があり、賃貸住宅への需要は比較的少ない状況にあります。

(2) 事業の必要性

これらの現状を踏まえた居住環境の向上のための事業等の必要性は、以下のようになります。

1) 公営住宅等を整備する事業

現時点において、中心市街地での公営住宅等の新たな整備の予定はありませんが、まちなか居住を促進する観点から、今後、既存公営住宅の老朽化に伴う建替えの必要性が生じた場合には、中心市街地における建設を検討します。

2) 中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業

中心市街地における共同住宅の供給については、これまでに中心市街地の定住人口の増加及び美しいまちなみの創造を目的として、空き地等を活用した民間資本による共同住宅を、市が一括借上げして賃貸する特定優良賃貸住宅（東二番町家住宅14戸・西二番町家住宅10戸）を供給してきました。



インフィル型住宅

今後は、空き家、空き地等の既存ストックを有効利用しながら、Uターン・Iターン者を含め、住替えを希望する人たちが、まちなかに居住しやすい環境を整備するために、中心市街地への新規転入者の住宅取得に対する補助、空き家から賃貸住宅への転用に対する家賃の半額補助、共同住宅の建設に対する補助等を実施します。

(3) フォローアップの考え方

平成20年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか町家暮らし支援事業（地域創造支援事業）</p> <p>【内容】 中心市街地における大野の伝統的町家型住宅の新築、改修等に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中心市街地における町家住宅の新築や修繕に伴う外観の修景整備に対する補助をすることにより、まちなか居住と城下町の景観形成を促進する事業です。	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 公的賃貸住宅家賃低廉化事業</p> <p>【内容】 高齢者向け賃貸住宅に対し一定の家賃を補助</p> <p>【実施時期】 平成22年度～31年度</p>	市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、民間事業者が高齢者向けの賃貸住宅を建設した場合に家賃補助を行うことで、中心市街地における高齢者の居住を促進する事業です。	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>【実施時期】 平成22年度～25年度</p>	

<p>【事業名】 越前おおの定住促進事業</p> <p>【内容】 本市への転入者の住宅取得に対する補助</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	市	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中心市街地への転入者を優遇した住宅取得に対する補助をすることにより、まちなか居住を促進する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>【実施時期】 平成21年度～25年度</p>	
--	---	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか定住促進検討事業</p> <p>【内容】 まちなか住環境の改善、既存ストックの補強改造等による有効利用及び更なる民間資本の活用等の具体策を検討</p> <p>【実施時期】 平成21年度</p>	市	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちなか居住を促進する施策を検討し、具体化する事業です。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕商業の活性化の必要性

（1）現状分析

- 1) 中心市街地の活力は、車社会の進展、郊外への大規模小売店舗の進出などにより、大きく低下しています。加えて、商店街の経営者の高齢化や後継者不足が、中心市街地の活力の低下に拍車をかけている状況です。
- 2) また、商店街が消費者のニーズの変化等に十分対応できていないなどの要因により、中心市街地から賑わいが遠ざかっています。
- 3) このようなことは全国的な傾向と言えますが、本市独自の要因の一つとして、昭和49年に京福電鉄大野・勝山間が廃止になったことにより中心市街地への人の通行量が減少しています。
- 4) さらに、昭和51年にJR越前大野駅の近くにショッピングセンターが開店したことに端を発し、平成11年には国道158号バイパス沿いに、平成12年には国道157号沿いにショッピングセンターが開店し、平成13年以降も郊外への大規模小売店舗が相次いで開店したことにより、消費者が奪われ、中心市街地における消費力が大きく低下するとともに、中心市街地の歩行者通行量も減少し続けています。
- 5) 観光客の入込みについては、まちなか観光以外は本市全体として減少傾向が続いており、平成19年3月に策定した「越前おおの観光戦略プラン」に基づき、四季折々の効果的なイベントの実施や「越前おおのブランド」の情報発信、近隣自治体と連携した観光ルートの提案など、具体的な施策に着実に取り組むこととしています。
- 6) 「まちなか遠足誘致促進事業」の積極的な推進、大野市を訪れる観光客がJR越前北線を利用した場合における観光施設入館料割引などの様々な特典をつけた「観光利用券」の配布、観光バス駐車場の整備などにより、まちなか観光の入込み客数が増加の傾向にあります。
- 7) 本市には、里芋、そば等、全国に「越前おおのブランド」として誇れる農産物等がありますが、来街者に対してこれらの「食」を提供しようという取組みが不足しています。
- 8) 平成11年に創立された㈱平成大野屋は、商業活動を展開する市民参加型の第三セクター方式によるまちづくり会社です。大野市まちなか観光拠点施設「平成大野屋」の管理、「平成大野屋事業」の実施、地元の素材を使った郷土料理店、土産品の販売や観光案内を行っています。㈱平成大野屋の売上高は近年増加傾向にあります。

（2）事業の必要性

これらの現状を踏まえた商業の活性化と中心市街地の賑わいづくりのための事業の必要性は以下ようになります。

- 1) 商店街に賑わいを呼び戻すことにより、中心市街地が越前おおの「顔」として

復権すること、まちなか観光の中心的役割を果たすこと、さらに、市全体の活性化に波及していくことが期待されます。

- 2) そこでまず、有終西小学校跡地及びその周辺について、①地域住民の交流拠点としての機能と、②観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアとして、「越前おおの結(ゆい)ステーション」=人・もの・情報の結節点(ターミナル)の形成を図る必要があります。この中核施設、シンボル施設として、新大野商工会館に併設して、以下の機能を併せ持つオープンデッキ「輝(キラリ)センター(仮称)」を整備します。

ア (a) 平時に観光客など市内外からの来訪者に商店街情報をはじめ観光・イベント情報などをリアルで提供し、まちなか(商店街)へ導く機能を持つ小休憩所(オープンカフェ)、(b) 地域住民の交流拠点施設として多目的広場でのイベント開催時のオープンステージ

イ 観光カウンター

ウ 観光ボランティア待機所

エ トイレ

結ステーションを形成するに当たり、その中核施設として、関連施設を有機的に結び付け、観光バスなど車での来訪者を商店街などまちなかに確実に導く機能、市民の多彩な交流を広げる機能を併せ持つ施設として、オープンデッキ「輝(キラリ)センター(仮称)」は必要不可欠な施設です。

- 3) 同時に、既存の資源を有効に活用するとともに、まちなかの魅力を高める観光関連施設の整備や、高齢者や団塊の世代を対象としたいわゆるシルバーエイジの積極的な誘致など、様々なハード・ソフト事業を展開することにより、まちなか観光の魅力を発信し、交流人口の増加につなげていく必要があります。

さらに、平成22年(2010年)は、越前大野城が築かれてから430年に当たることから、本市のシンボルである越前大野城に関連する事業を展開することで、まちの魅力を高め、まちなか観光による交流人口の増加につなげることが必要です。

- 4) 次に、商店街を魅力あるものとするため、各商店街や商店街振興組合連合会が主体的、自立的に企画した商店街の活性化対策を実施することにより、商店街全体の日常的な賑わいを作り出す必要があります。

また、観光客を意識した店舗の営業を行うことにより、郊外の大型店と差別化を図り、直接の競争を回避し、賑わいを創出する必要があります。



越前大野小京都物産五番まつり

- 5) 五番商店街の空き店舗(Fマート)跡地に商店街再生の核となる施設を建設することにより、生活者の利便性と快適性を向上させ、人々の往来を増やし、商店街の賑わいを創出する必要があります。
- 6) 商店街における後継者不足を、一店舗の問題としてではなく商店街全体の問題

として捉えた上で、点在する空き店舗などを、若者を中心とした意欲ある起業家に対して提供し、商店街に定着していける仕組みを創意工夫していく必要があります。

7) 「越前おおのブランド」を商品として定着させるため、(株)平成大野屋における実践的な取組みを核として、積極的な情報発信を行っていく必要があります。

8) これらの取組みを積極的に展開し、商店街を来街者と地域住民の多彩な交流の場とするとともに、身近で便利な商店街と感じられる魅力づくりに努め、中心市街地の歩行者通行量を増加させることにより、一層の賑わいの創出や商業の活性化につなげていく必要があります。

(3) フォローアップの考え方

平成20年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>〔事業名〕 結ステーション (交流・観光・商業活性化拠点施設) 整備事業</p> <p>〔内容〕 輝(キラリ)センターの設置</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度</p>	<p>大野商工会議所</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、交流・観光・商業活性化拠点施設(輝(キラリ)センター)を整備するものです。輝(キラリ)センターは、平時には観光客など市内外からの来訪者に商店街情報をはじめ観光・イベント情報などをリアルで提供し、まちなか(商店街)へ導く機能を持つ小休憩所とするため、以下の施設を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェ ・観光案内カウンター ・観光ボランティア待機所 ・トイレ <p>また、多目的広場でのイベント開催時にはオープンステージとなります。</p> <p>有終西小学校跡地及びその周辺に多目的広場・駐車場をはじめ廊下式物品販売施設などを整備し、「越前おおの結ステーション」を形成するに当たり、輝(キラリ)センターはその中核施設として、関連施設を有機的に結び付け、観光バスなど車での来訪者を商店街などまちなかに確実に導く機能、市民の多彩な交流を広げる機能を併せ持つ施設として、必要不可欠な施設です。</p>	<p>〔支援措置〕 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣の認定</p> <p>〔実施時期〕 平成20年度</p>	<p>戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用</p>

1) 大野商工会議所中小小売商業高度化事業について

ア 当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

当該結ステーション（交流・観光・商業活性化拠点施設（輝（キラリ）センター（仮称））整備事業の実施により、他の商店街等の商業活性化に係る取組にもたらす影響として、大型イベントの実施や商店街への誘導機能を持つ設備等により、新たな消費者となる観光客を吸引・誘導し、来街者の増加が期待されます。

区域内の商店街においては、歩行者通行量調査にも表れているとおり通行量が少ない状態ですが、当該輝（キラリ）センター整備により商店街へ来街者誘導が促進され、区域全体の回遊性向上が進み商業活性化が期待されます。

平成19年度 中心市街地通行量調査 資料：大野商工会議所実施調査
平成19年11月11日日曜日（休日）

No	路線名（商店街名）	観測地点名	歩行者	自転車	合計
③	一般国道476号（六間商店街）	ねんりんの里前	166	89	255
④	市道七間線（七間商店街）	七間本陣付近	513	82	595
⑤	市道七間線	市観光協会付近	343	139	850
⑥	一般県道本郷大野線（五番商店街）	旧Fマート前	54	221	275
		合計	1,076	531	1,607

平成19年11月14日水曜日（平日）

No	路線名（商店街名）	観測地点名	歩行者	自転車	合計
③	一般国道476号（六間商店街）	ねんりんの里前	301	278	579
④	市道七間線（七間商店街）	七間本陣付近	334	216	550
⑤	市道七間線	市観光協会付近	157	285	442
⑥	一般県道本郷大野線（五番商店街）	旧Fマート前	124	198	322
		合計	916	977	1,893

イ 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

個々の店舗においてはこれまで、住民が利用する日用品や買回品を販売してきましたが、今後はお土産となる商品を含めた品揃えや、おもてなしの心による接客対応、サービスの向上などにより個性ある店舗づくりに努め、新たな消費者を呼び込みます。また共同的な取組として、当該地区が旧城下町地区であることを生かして趣のある都市景観形成に取り組むとともに、合同イベントを開催するなどして、周辺の大型商業施設とは差別化を図っています。

ウ 当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

現在区域内における空き店舗は17件ですが、空き家数が年々増加していることから、空き店舗についても増加傾向にあることが伺えます。輝（キラリ）センター整備により新たな消費者となる観光客を吸引・誘導することで、新たな店舗の新規出店等、商業集積が促進され空き店舗の改善が期待できます。

商店街名	空き店舗数	空き店舗率
三番商店街	7件	6.5%
五番商店街	5件	8.6%
六間商店街	3件	5.8%
七間商店街	2件	4.0%

エ 文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業は、有終西小学校跡地及びその周辺を、地域住民の交流拠点としての機能と、観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアとして「越前おおの結ステーション」の形成を図る中で、その中核施設、シンボル施設となる交流・観光・商業活性化拠点施設（輝（キラリ）センター（仮称））を整備するものです。結ステーション（多目的広場等）整備事業、地域交流センター整備事業、新大野商工会館建設事業、道整備交付金事業と併せて実施する上、まちなか（商店街）へ来訪者の誘導を図るソフト事業及び商店街が独自に行う誘客事業と連動して実施します。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 結ステーション(交流・観光・商業活性化拠点施設)整備事業</p> <p>【内容】 輝(キラリ)センターの設置</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	<p>大野商工会議所</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、交流・観光・商業活性化拠点施設(輝(キラリ)センター)を整備するものです。輝(キラリ)センターは、平時には観光客など市内外からの来訪者に商店街情報をはじめ観光・イベント情報などをリアルで提供し、まちなか(商店街)へ導く機能を持つ小休憩所とするため、以下の施設を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンカフェ ・観光案内カウンター ・観光ボランティア待機所 ・トイレ <p>また、多目的広場でのイベント開催時にはオープンステージとなります。</p> <p>有終西小学校跡地及びその周辺に多目的広場・駐車場をはじめ廊下式物品販売施設などを整備し、「越前おおの結ステーション」を形成するに当たり、輝(キラリ)センターはその中核施設として、関連施設を有機的に結び付け、観光バスなど車での来訪者を商店街などまちなかに確実に導く機能、市民の多彩な交流を広げる機能を併せ持つ施設として、必要不可欠な施設です。</p>	<p>【支援措置】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	

<p>【事業名】 まちなか交流観光体験事業(地域創造支援事業)</p> <p>【内容】 市民と観光客との交流の場として、手作り体験や工芸品の製作実演を実施(現在6件実施している体験を、20件実施)</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>・市 ・大野手技グループ 「もっこ」の会</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、手作り体験メニューの提供や工芸品の実演など市民と観光客の交流の場を作ることにより、体験活動を求める観光ニーズに対応するとともに、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	
<p>【事業名】 朝市活性化事業(事業活用調査)</p> <p>【内容】 長年伝統を守り続けてきた朝市のあり方等について、出店形態、後継者対策、商店街との連携等について調査研究</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、朝市出荷組合、朝市振興協議会、地元商店街、消費者、観光協会等が中心となって、朝市の在り方について様々な角度から調査研究を行い、市街地の賑わいを取り戻すための具体策を構築する事業です。</p>	<p>【支援措置】 まちづくり交付金</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	
<p>【事業名】 商店街空き地空き家活性化対策事業[再掲]</p> <p>【内容】 空き店舗に出店する事業者に対する店舗改装経費補助、家賃補助等</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>事業者</p>	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、商店街に点在する空き店舗を意欲ある起業家に対して店舗改装経費補助、家賃補助(1～2年目分)等を行うことにより、新規開業しやすい条件整備を行うとともに、商店街に活気を呼び戻し、賑わいの創出につなげていく事業です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	

<p>【事業名】 商業振興対策事業</p> <p>【内容】 ①各商店街のイメージアップのための環境整備及び景観向上対策 ＜七間商店街＞新緑をイメージしたオリジナルフラッグ制作 ＜六間通り商店街＞春の花いっぱい事業 ＜三番商店街＞七夕飾り、街路灯ポールへの季節の花のプランターの設置 ②商店街のまつり、セール等を実施 ＜三番商店街＞夏の三番まつり「かっぱ天国」 ＜五番商店街＞五番でGO!GO!セール実施</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>・商店街振興組合連合会 ・商店街振興組合</p>	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、各商店街自らが、景観向上や魅力あるイベントを実施することにより、商店街の魅力を高め、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p> <p>【支援措置】 市町振興プロジェクト補助金(県事業)</p> <p>【実施時期】 平成21年度～23年度</p>
<p>【事業名】 まちなか遠足誘致促進事業</p> <p>【内容】 県内外の小・中・高校に対して、まちなか観光を中心とした遠足、修学旅行を積極的に誘致</p> <p>【実施時期】 平成15年度～</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、小・中・高校生のまちなか観光を中心とした遠足等を誘致することにより、商店街をはじめ、まちなか全体に活気と賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p> <p>【支援措置】</p>

			市町振興プロジェクト補助金(県事業) 【実施時期】 平成21年度～23年度
【事業名】 シルバーエイジまちなか散策誘致事業 【内容】 高齢者及び団塊の世代に対して、七間朝市、寺町巡りを中心としたまちなか散策ツアーを誘致 【実施時期】 平成20年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、高齢者及び団塊の世代を対象に、古いまちなみを巡るまちなか散策ツアーを誘致することにより、新たな年齢層の観光客を獲得して、賑わいの創出につなげていく事業です。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～24年度 【支援措置】 市町振興プロジェクト補助金(県事業) 【実施時期】 平成21年度～23年度
【事業名】 越前大野城築城430年祭事業 【内容】 平成22年(2010年)に越前大野城が築城430年を迎えることを機に、城下町とその歴史に触れる機会を増	・市 ・越前大野城築城430年祭実行委員会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、平成22年度を越前大野城築城430年祭と位置付け、中心市街地のシンボルである越前大野城と城下町において、年間を通じて、市民総参加による賑わいを創出し、城下町の再生を目指すものです。 市主催行事として、城下町歴史スタンプラリー、越前大野城フォー	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成22年度

<p>やし、賑わいのあるまちづくりに生かす</p> <p>【実施時期】 平成22年度</p>		<p>ラム、湧水のみえる町写真展、ブランド大使講演会等のイベントや講演会等を実施し、城下町とその歴史の魅力再発見につなげます。</p> <p>観光客を誘致するとともに、市民側の受け入れ態勢の強化を図る事業です。</p>		
<p>【事業名】 中心市街地活性化協議会事務局支援事業</p> <p>【内容】 越前おおの中心市街地活性化協議会に専門的知識を有するタウンマネージャーを設置</p> <p>【実施時期】 平成23年度～</p>	大野商工会議所	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、専門的知識を有するタウンマネージャーを設置し、総合的なまちづくりのコーディネートの実現を図る事業です。</p>	<p>【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>【実施時期】 平成23年度～</p>	
<p>【事業名】 観光拠点施設交流空間整備事業</p> <p>【内容】 観光拠点施設である平成大野屋にオープンカフェや交流空間を整備</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、平成大野屋洋館にオープンカフェの整備や厨房施設を増設することで、より一層市民や観光客がくつろげ、交流できる空間に整備することで、まちなかの賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(越前おおの城下町地区))</p> <p>【実施時期】 平成24年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地活性化協議会</p>	越前おおの中心市	本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活	<p>【支援措置】 中心市街地</p>	

<p>アドバイザー派遣事業</p> <p>【内容】 独立行政法人中小企業基盤整備機構から、中心市街地活性化の課題解決のためのアドバイザーを招聘</p> <p>【実施時期】 平成21年度～22年度</p>	<p>街地活性化協議会</p>	<p>の充実」を目指すもので、中心市街地活性化協議会において、事業計画の具体化に伴う課題解決のために、アドバイザーの派遣を受ける事業です。</p>	<p>活性化協議会アドバイザー派遣事業</p> <p>【実施時期】 平成21年度～22年度</p>	
---	-----------------	---	--	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 中心市街地店舗開業支援事業[再掲]</p> <p>【内容】 空き店舗に出店する事業者に対する家賃補助</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>事業者</p>	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、商店街に点在する空き店舗を意欲ある起業家に対して家賃補助(1年目分)を行うことにより、新規開業しやすい条件整備を行うとともに、商店街に活気を呼び戻し、賑わいの創出につなげていく事業です。</p>	<p>【支援措置】 中心市街地店舗開業支援事業(県事業)</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	
<p>【事業名】 越前大野城ライトアップ事業[再掲]</p> <p>【内容】 本市のシンボルである越前大野城をライトアップし、イメージアップ</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、越前大野城を夜間にライトアップすることにより、イメージアップと景観形成を図り、多彩な</p>		

<p>【実施時期】 平成4年度～</p>		<p>交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 武家屋敷旧内山家活用事業[再掲]</p> <p>【内容】 観光客への抹茶サービス、ひなまつり展、茶会等のイベント・サービスを実施</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、年間を通じたイベント・サービスを実施することにより、旧内山家への入館者の増加を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 新大野商工会館建設事業</p> <p>【内容】 新大野商工会館の建設</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	大野商工会議所	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、有終西小学校跡地南側に中心市街地活性化の一翼を担う商工会館を移転することにより、大野商工会議所を中心に商業を活性化し、賑わいの創出につなげていく事業です。</p>	<p>【支援措置】 商工会等誘導施設建設費補助(県事業) 市単独</p> <p>【実施時期】 平成20年度</p>	
<p>【事業名】 五番商店街活性化対策事業(仮称)</p> <p>【内容】 空き店舗(Fマート)跡地で、新たに店舗及び公共的施設を建設</p> <p>【実施時期】 平成21年度～24年度</p>	地元で構成するまちづくり会社	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、空き店舗(Fマート)跡地で、五番商店街再生の核となる店舗及び公共的施設を建設することにより、生活者の利便性の向上と商店街の賑わいを創出する事業です。</p>		<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金(予定)</p>
<p>【事業名】 まちなかなビゲート事業</p> <p>【内容】 観光シーズンや休日、輝(キラリ)センターにおいて、まちなか観光・商店街</p>	大野商工会議所	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、春、夏、秋の観光シーズンや休日の間、輝(キラリ)センター内に</p>	<p>【支援措置】 市町振興プロジェクト補助金(県事業)</p>	

<p>情報等を提供。</p> <p>【実施時期】 平成21年度～</p>		<p>人員を配置し、まちなか観光や商店街情報を提供することにより、商店街の賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【実施時期】 平成21年度</p>	
<p>【事業名】 商店街七五三（なごみ）事業</p> <p>【内容】</p> <p>①街路樹のイルミネーション、街路灯の季節にあった装飾、和の灯り等、手作りの灯りで中心市街地の商店街等をライトアップ</p> <p>②七間・五番・三番商店街が、春・夏・秋・冬に四季折々の味覚市を実施するとともに、合わせて七間商店街で朝市、三番商店街で「三の市」、五番商店街で「ワンコイン市」を開催</p> <p>③七間・五番・三番商店街で、城下町の統一した雰囲気づくりを行うため四季に合わせた飾付け</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>・七間商店街振興組合</p> <p>・五番商店街振興組合</p> <p>・三番商店街振興組合</p>	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、「七五三」につながる3商店街が、来街者に“なごみ”を感じさせる魅力あるイベントを実施することにより、商店街の魅力を高め、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>	<p>【支援措置】 市町振興プロジェクト補助金(県事業)</p> <p>【実施時期】 平成21年度～23年度</p> <p>【支援措置】 市単独</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	
<p>【事業名】 空き地空き家有効利活用推進事業</p> <p>【内容】 商店街等の空き地、空き店舗等(2件)を利活用して、物産販売施設、お休み処、水を体感できるミニパーク等を整備</p> <p>【実施時期】 平成20年度～24年度</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、中心市街地に点在している空き地、空き店舗等を有効に利活用することにより、やすらぎの空間を創出するとともに、多彩な交流の場を提供する事業です。</p>		
<p>【事業名】</p>	<p>・大野商</p>	<p>本事業は、「商店街を中</p>		

<p>越前おおの消費拡大等事業</p> <p>【内容】 買物金額に応じたポイントシールの発行及びまちなか循環バス利用によるスタンプ押印を行い、シール枚数及びスタンプ個数に応じて買い物券と交換する。</p> <p>【実施時期】 平成22年度～</p>	<p>工会議所 ・商店街振興組合連合会 ・市</p>	<p>心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちなかの商店での消費額に応じたポイントシールの発行と、まちなか循環バス利用によるスタンプ押印により、購買意欲促進とまちなか回遊性を高める事業です。</p>		
<p>【事業名】 観光お土産品開発</p> <p>【内容】 地元素材を活用したお土産品の開発</p> <p>【実施時期】 平成21年度～</p>	<p>大野商工会議所</p>	<p>本事業は、「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、地元の食材等を活用した加工品やお土産品を開発する事業です。これらの商品を各商店街で販売することにより、来訪者の購買意欲を刺激し、店舗を活性化させることが期待されます。</p>	<p>【支援措置】 市単独</p> <p>【実施時期】 平成21年度～</p>	
<p>【事業名】 観光セールス事業</p> <p>【内容】 旅行会社、バス会社等へのツアー企画の提案活動や名水探訪ツアー等の本市独自のツアーの実施等</p> <p>【実施時期】 平成19年度～</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、旅行会社、バス会社等に対してツアー企画の提案など観光PR活動を展開することにより、観光客の誘致を進めるための事業です。</p>		
<p>【事業名】 越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進事業</p> <p>【内容】 越前おおの農林樂舎を拠点とするまちなか観光と農村資源が連携したエコ・グリーンツーリズムの</p>	<p>市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、エコ・グリーンツーリズムを目的に本市を訪れる観光客を、まず総合窓口となる農林樂舎で受付後、まちなか観光に誘</p>		

<p>推進 【実施時期】 平成20年度～</p>		<p>導し、その後郊外へ出発させることにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 まるかじり越前おおの提供事業 【内容】 越前おおの食べ歩きマップ（お食事処マップ、スイーツマップ等）の作成及び案内表示板の作成 【実施時期】 平成20年度</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、本市の“ごつつお”を観光客に提供し、「食」をアピールすることにより、「食」を通じた観光客の増加や観光客の滞在時間の延伸を図る事業です。</p>		
<p>【事業名】 来て見てつくる越前おおのガイドブック作成事業 【内容】 来訪者がまちなかを歩いてチラシ等を収集し、オリジナルガイドブックを作成 【実施時期】 平成20年度～</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、来訪者に差し込みのできるファイルを渡し、まちなかを歩いてガイドブック情報を収集してオリジナルガイドブックを作成するもので、商店街等まちなかの回遊性を高め、賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 越前おおのブランド推進事業 【内容】 本市の魅力、観光素材等を「越前おおのブランド」として情報発信するとともに、「越前おおのブランド大使」を活用した知名度アップ 【実施時期】 平成19年度～</p>	市	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、「越前おおのブランドセールス事業」や「越前おおのブランド大使」の活用により、「越前おおの」の知名度アップ、イメージアップを図り、観光客の増加につなげる事業です。</p>		

<p>【事業名】 平成大野屋オリジナルブランド開発事業</p> <p>【内容】 大野産品にこだわった自社ブランド商品を開発し、観光客に提供</p> <p>【実施時期】 平成19年度～</p>	<p>㈱平成大野屋</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客に大野産品にこだわった自社ブランドの新商品を提供することにより、新たな観光客の獲得を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 平成大野屋伝承料理提供事業</p> <p>【内容】 本市の郷土料理である報恩講料理をはじめ、大野の旬の食材を使った伝承料理を観光客に提供</p> <p>【実施時期】 平成19年度～</p>	<p>㈱平成大野屋</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客に大野の旬の食材を使った料理や郷土料理でスローフードを楽しむ機会を提供することにより、新たな観光客の獲得を図り、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 平成大野屋事業</p> <p>【内容】 全国の「大野」姓の支店主による大野市のPR及びイメージアップに関する事業、情報の受発信に関する事業を展開</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	<p>・㈱平成大野屋 ・市</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、全国に42名いる「大野」姓の支店主を活用したPR活動を展開することにより、本市の知名度アップ、イメージアップと多彩な交流を促進する事業です。</p>		
<p>【事業名】 観光ボランティアガイド事業</p> <p>【内容】 「観光ボランティアガイド大野」によるまちなか散策の観光ガイドを実施</p> <p>【実施時期】 昭和63年度～</p>	<p>大野市観光協会</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客に対してまちなか散策の観光ガイドを実施し、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		

<p>【事業名】 人力車運行事業</p> <p>【内容】 まちなかを案内する人力車を運行</p> <p>【実施時期】 平成8年度～</p>	<p>越前こぶし組</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、まちなかを案内する人力車を運行し、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 越前大野感性はがき展</p> <p>【内容】 全国から募集した自然をテーマにした作品を高札や掲示板などでまちなかに約6ヶ月間展示</p> <p>【実施時期】 平成10年度～</p>	<p>越前大野感性はがき展実行委員会</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、全国から応募された作品を、高札や掲示板などでまちなかに展示し、中心市街地を美術館化することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		
<p>【事業名】 地域アート創造事業</p> <p>【内容】 都市に住む美術系大学等の学生や創作活動で本市と関係のある芸術作家との交流を目的に、一定期間、本市に滞在する事業を実施</p> <p>【実施時期】 平成19年度～22年度</p>	<p>WAOプロジェクト実行委員会</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、都市に住む学生と本市との交流を主体とした取り組みを実施することにより、芸術文化の向上と地域の活性化につなげていく事業です。</p>		
<p>【事業名】 寺町通り御朱印帳事業</p> <p>【内容】 寺町通りの16寺院が御朱印帳による寺院巡りを実施</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	<p>寺町まちづくりの会</p>	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、観光客が16寺院の御朱印を押しながら、寺町通りを巡る新たなまちなか散策を愉しむメニューを提供することにより、多彩な交流による賑わいを創出する事業です。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

JR越美北線は、市民の生活に不可欠な「足」として、また、本市を訪れる観光客の交通アクセスとして重要な役割を担っています。

車社会や急激な少子高齢化の進展により、利用者数は年々減少傾向にあり、沿線自治体の福井市や「越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会」と連携し利用促進を図るため、団体利用、回数券及び定期券購入に対する助成のほか、イベント時における積極的利用、観光利用券の交付、さらには街頭啓発活動など様々な施策や活動に取り組んでいます。

しかしながら、利用者の減少に歯止めがかからないのが現状であり、特に「平成16年7月福井豪雨」災害後は、さらに減少の割合が大きくなっています。

(2) 事業の必要性

これらの現状を踏まえた4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業の必要性は、以下のようになります。

まちなか観光による交流人口の増加を図るためには、JR越美北線の利便性の向上を図っていくことも必要ですが、山間部を走るディーゼル列車という希少性を逆に活用し、新たにラッピング列車の導入やそれを利用した臨時列車の運行など、話題性を持った取組みを進めていくことも必要です。

また、平成22年(2010年)には、JR越美北線が開業してから50年という節目を迎えることから、これを一つの契機として、一層の利用促進を図るとともに、列車を利用する様々なツアーを企画することにより、JR越美北線の魅力を発信していく必要があります。



(3) フォローアップの考え方

平成20年度から毎年度完了又は継続している事業について進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進など改善措置を講じます。また、計画期間満了時点においても進捗調査を行い、効果の検証を行います。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 越美北線等利用促進事業 【内容】 JR越美北線を利用して本市を訪れた観光客に対して、市内観光施設等で利用できる観光利用券を配布 【実施時期】 平成14年度～	市	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、JR越美北線を利用して本市を訪れる観光客に対する独自のサービスを提供することにより、乗降客数の増加と商店街の賑わいを促進する事業です。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成21年度～24年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

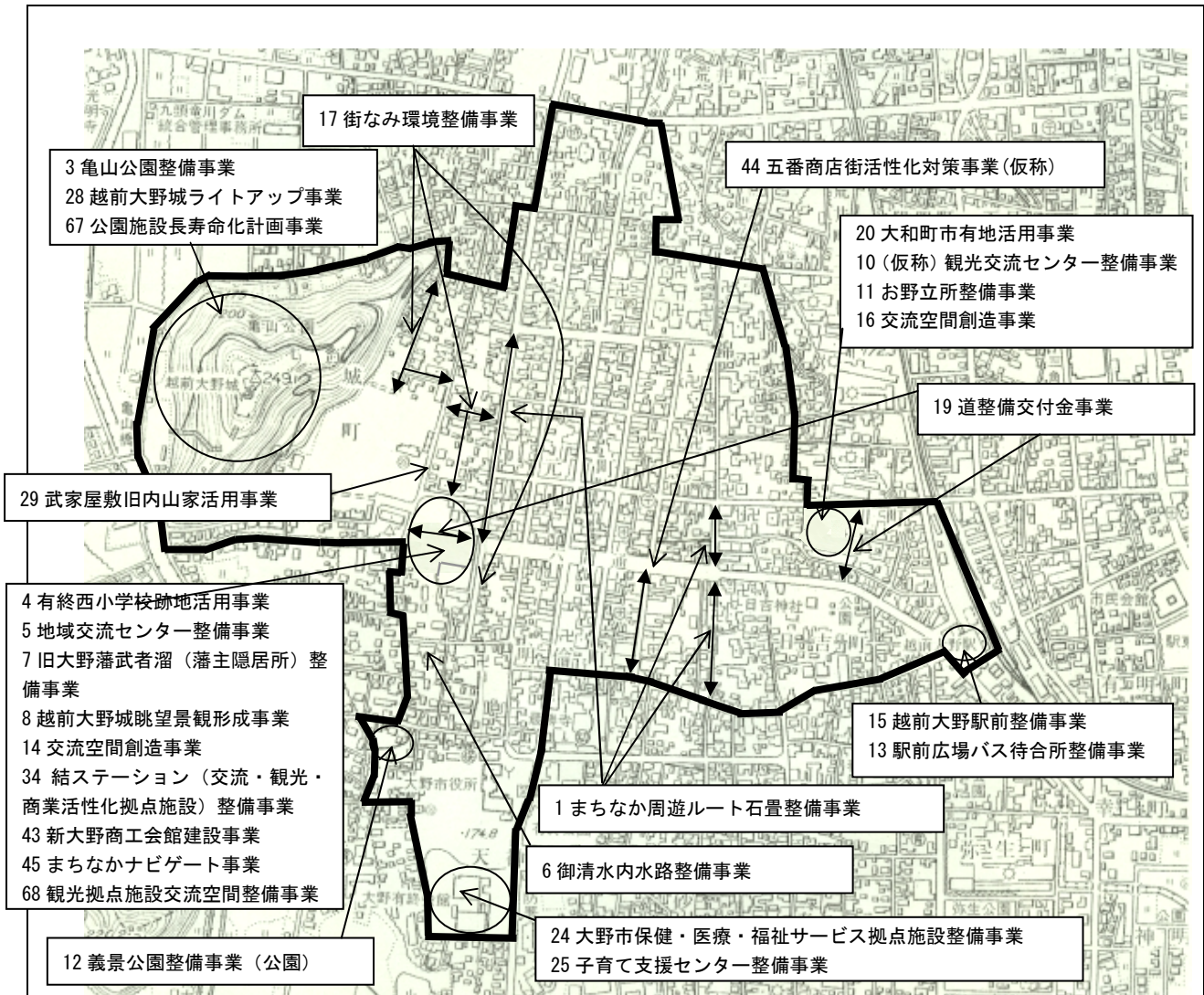
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 JR越美北線ラッピング列車運行事業 【内容】 JR越美北線の列車の車体に本市のイメージに合ったデザインを施したラッピング列車を運行 【実施時期】 平成22年度～25年度	大野市公共交通活性化協議会	本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、本市のイメージに合ったデザインを施したラッピング列車を運行し、JR越美北線に話題性を付加することにより、知名度アップや鉄道マニアなど観光客の裾野の拡大につなげていく事業です。	【支援措置】 地域公共交通活性化・再生総合事業 【実施時期】 平成22年度	

<p>【事業名】 地域公共交通再生事業</p> <p>【内容】 まちなか循環バス、乗合タクシーを運行</p> <p>【実施時期】 平成22年度～23年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市 公共交通活性化協議会 ・市 	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」及び「商店街を中心としたまちなか生活の充実」を目指すもので、まちなか循環バス、乗合タクシーを運行することで、公共交通空白地を解消し、交通弱者の通院や買物等まちなかへの外出や、来訪者が回遊するのに役立つ事業です。</p>	<p>【支援措置】 地域公共交通活性化・再生総合事業</p> <p>【実施時期】 平成22年度～23年度</p>	
---	--	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 越美北線開業50周年記念事業</p> <p>【内容】 越美北線開業50年を祝う一大イベント（祝賀行事、開業記念フェアー等）を実施</p> <p>【実施時期】 平成22年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・越美北線と乗合バスに乗る運動を進める会 	<p>本事業は、「まちなか観光による交流人口の増加」を目指すもので、昭和35年に開業した越美北線の50周年を記念し、越前大野城築城430年記念事業と同時開催することにより、JR越美北線のPRや乗降客数の増加を促進するとともに、まちなかの賑わいの創出を図る事業です。</p>	<p>【支援措置】 ・カー・セーブ推進支援事業（県事業） ・市単独</p> <p>【実施時期】 平成22年度</p>	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



【中心市街地全体を対象とする事業】

- | | | |
|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 2 まちなか観光案内サイン整備事業 | 41 中心市街地活性化協議会支援事業 | |
| 9 都市景観推進事業 | 42 中心市街地活性化協議会アドバイザー派遣事業 | |
| 18 街なみ環境整備事業 | 46 商店街七五三(なごみ)事業 | |
| 21 水のみえるまちづくり事業 | 47 空き地空き家有効活用推進事業 | |
| 22 湧水再生研究調査事業 | 48 越前おおの消費拡大等事業 | |
| 23 歩行者にやさしいまちづくり事業 | 49 観光お土産品開発 | |
| 26 商店街空き地空き家活性化対策事業 | 50 観光セールス事業 | |
| 27 中心市街地店舗開業支援事業 | 51 越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進事業 | |
| 30 まちなか町家暮らし支援事業 | 52 まるかじり越前おおの提供事業 | |
| 31 公的賃貸住宅家賃低廉化事業 | 53 来て見てつくる越前おおのガイドブック作成事業 | |
| 32 越前おおの定住促進事業 | 54 越前おおのブランド推進事業 | |
| 33 まちなか定住促進検討事業 | 55 平成大野屋オリジナルブランド開発事業 | |
| 35 まちなか交流観光体験事業 | 56 平成大野屋伝承料理提供事業 | 62 寺町通り御朱印帳事業 |
| 36 朝市活性化事業 | 57 平成大野屋事業 | 63 越美北線等利用促進事業 |
| 37 商業振興対策事業 | 58 観光ボランティアガイド事業 | 64 JR越美北線ラッピング列車運行事業 |
| 38 まちなか遠足誘致促進事業 | 59 人力車運行事業 | 65 地域公共交通再生事業 |
| 39 シルバーエイジまちなか散策誘致事業 | 60 越前大野感性はがき展 | 66 越美北線開業50周年記念事業 |
| 40 越前大野城築城430年祭事業 | 61 地域アート創造事業 | |

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内における体制整備

1) 中心市街地活性化を担当する組織の設置

大野市の産業振興に係る基本的施策の企画及び連絡調整、中心市街地の活性化対策その他関係部局との連絡調整を行う組織として、平成19年4月に、産業経済部に「産業政策課」を設置し、専任職員4名を配置しました。また、平成20年4月には同課へ1名追加配置して専任職員を5名とするとともに、経済産業省へ職員1名を派遣し、中心市街地活性化の具体的事務について学んでいます。

2) 中心市街地活性化推進本部の設置

基本計画の策定、推進等を所掌する庁内組織として、市長、副市長、教育長及び関係部局長の計9名で組織する「大野市中心市街地活性化推進本部」及び関係課長11名で組織する「大野市中心市街地活性化推進本部幹事会」を平成19年4月17日に設置しました。開催経過及び協議事項は、以下のとおりです。

○ 第1回大野市中心市街地活性化推進本部会議・第1回幹事会合同会議

[平成19年5月2日(水)]

- ・検討委員会の検討報告について
- ・基本計画策定の方向性について

○ 第2回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会[平成19年5月18日(金)]

- ・主要事業について
- ・中心市街地の区域について

○ 第3回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会[平成19年5月29日(火)]

- ・主要事業について
- ・中心市街地の区域について

○ 第4回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会[平成19年6月5日(火)]

- ・主要事業について
- ・中心市街地の区域について

○ 第5回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会[平成19年6月21日(木)]

- ・コンセプト及び基本方針について
- ・中心市街地の区域について
- ・主要事業について

○ 第2回大野市中心市街地活性化推進本部会議・第6回幹事会合同会議

[平成19年6月27日(水)]

- ・コンセプト及び基本方針について
- ・中心市街地の区域について
- ・主要事業について
- ・大規模集客施設の立地規制

○ 第3回大野市中心市街地活性化推進本部会議・第7回幹事会合同会議

[平成19年7月26日(木)]

- ・基本計画（素案）について
- 第8回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会〔平成19年8月30日（木）〕
 - ・第1回近畿経産局協議結果について
 - ・今後の進め方について
- 第4回大野市中心市街地活性化推進本部会議・第9回幹事会合同会議〔平成20年2月21日（木）〕
 - ・基本計画（素案）について
- 第10回大野市中心市街地活性化推進本部幹事会〔平成20年4月24日（木）〕
 - ・有終西小学校跡地活用事業について
 - ・各課所管事業の作業スケジュールについて
- 第5回大野市中心市街地活性化推進本部会議及び第11回幹事会の合同会議〔平成20年5月12日（月）〕
 - ・基本計画（案）について
 - ・有終西小学校跡地活用事業について
 - ・各課所管事業の作業スケジュールについて

3) 中心市街地活性化検討委員会

中心市街地について、まちづくり三法の有効活用による再生を目指し、その具体的な手法や方策を議論する場として、平成18年11月に、商工会議所、各商店街振興組合、地元住民の代表等で構成する「大野市中心市街地活性化検討委員会」を設置しました。開催経過及び協議事項は、以下のとおりです。

- 第1回検討委員会〔平成18年11月14日（火）〕
 - ・中心市街地の現状について
 - ・まちづくり三法の改正について
 - ・中心市街地活性化の取組みについて
- 第2回検討委員会〔平成18年12月22日（金）〕
 - ・中心市街地のまちづくりの基本的な方針について
 - ・中心市街地の位置及び区域について
- 第3回検討委員会〔平成19年1月18日（木）〕
 - ・市の商店街の活性化策について
 - ・大規模集客施設の適正立地について
- 第4回検討委員会〔平成19年1月26日（金）〕
 - ・研修
 - テーマ ～改正まちづくり三法・中心市街地活性化協議会について～
 - 講師 独立行政法人 中小企業基盤整備機構
 - 中心市街地商業活性化アドバイザー 加藤慎一郎氏
 - ・大規模集客施設の適正立地について
- 第5回検討委員会〔平成19年2月16日（金）〕
 - ・大規模集客施設の適正立地について

- ・「都市機能の充実・強化策」および「活性化策」について
- 第6回検討委員会〔平成19年3月26日（月）〕
- ・これまでの検討委員会における検討事項の取りまとめ
- ・「中心市街地活性化協議会」の設立準備について
- 第7回検討委員会〔平成19年4月23日（月）〕
- ・市長に対して報告書の提出

【報告書の概要】

- ① 中心市街地のまちづくりの基本的な方針について
中心市街地のまちづくりにおいては、本市の自然、歴史・文化、伝統、人、食等、他に誇れる地域資源を生かして、他市にはない大野らしいまちづくりを目指すことが肝要です。
- ② 中心市街地の位置及び区域について
旧城下町地区を核とし、6商店街、JR越前大野駅周辺や市役所周辺の約125haを本市における中心市街地として位置付けることが適当と考えます。
- ③ 大野市の商店街の活性化策について
商店街としてはこれが最後のチャンスであるという認識のもと、一丸となって取り組む必要がありますが、行政としても商店街の現状を十分踏まえた上で、適時適切な支援策を講じていくことが必要と考えます。
- ④ 大規模集客施設の適正立地について
改正都市計画法等のおり10,000㎡を超える大規模集客施設の規制でよいという意見と、本市独自に3,000㎡を超える大規模集客施設の規制をすべきとの意見があり、今後、さらに調査、研究を進め、市民の意見も踏まえた上で、適切な立地規制について決定することが必要と考えます。
- ⑤ 中心市街地における都市機能の充実・強化策及び活性化策について
朝市の活性化、城下町を意識した景観づくり、有終西小学校及び大東染工跡地の有効活用等について、今後、先進的事例等も十分踏まえ、行政、民間及び市民が一体となって、重点的に取り組むべき事項について検討することが必要と考えます。
- ⑥ 「中心市街地活性化協議会」の設立について
商工会議所、㈱平成大野屋等が主体となって、早期に中心市街地活性化協議会を設置し、基本計画について、まちづくりに関係する様々な立場から協議すべきです。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 中心市街地活性化協議会設立準備会

大野商工会議所が中心となり、平成19年7月中の中心市街地活性化協議会の設立に向け、平成19年4月27日に中心市街地活性化協議会設立準備会を設置し、5回の議論を重ねてきました。開催経過及び協議事項は、以下のとおりです。

- 第1回中心市街地活性化協議会設立準備会〔平成19年4月27日（金）〕

- ・協議会の体制、運営等について
- 第2回中心市街地活性化協議会設立準備会〔平成19年5月14日（火）〕
- ・協議会の構成及び組織体制について
- 第3回中心市街地活性化協議会設立準備会〔平成19年6月7日（木）〕
- ・協議会の構成及び規約について
- 第4回中心市街地活性化協議会設立準備会〔平成19年6月14日（木）〕
- ・協議会の構成及び規約について
- 第5回中心市街地活性化協議会設立準備会〔平成19年7月2日（月）〕
- ・協議会の構成、規約及び設立総会について

中心市街地活性化協議会設立準備会委員名簿

No.	所属	役職	氏名	備考
1	大野商工会議所	会頭	黒原 孝雄	委員長
2	(株)平成大野屋	代表取締役	山本 一郎	
3	大野市区長連合会	副会長	松田 山列	
4	大野地区区長会	副会長	養老 昌男	
5	社団法人大野市観光協会	会長	中村 利章	
6	大野市商店街振興組合連合会	理事長	佐々木啓補	
7	社団法人大野青年会議所	理事長	森 秀則	
8	大野商工会議所 (株)平成大野屋	専務理事 取締役	松田 勉	
9	大野市産業経済部	部長	竹内 利寿	
10	大野市産業経済部産業政策課	課長	藤森 勉	

(2) 越前おおの中心市街地活性化協議会

平成19年7月31日に、住民、商業者、経済団体、金融機関、交通機関、医療福祉の代表者等で構成される「越前おおの中心市街地活性化協議会」を設立しました。

協議会は、本市が作成した中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的としています。開催経過及び協議事項は、以下のとおりです。

- 越前おおの中心市街地活性化協議会設立総会〔平成19年7月31日（火）〕
 - ・協議会規約（案）、事業計画書（案）及び収支予算書（案）について
 - ・役員選出について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第1回運営委員会〔平成19年7月31日（火）〕
 - ・越前おおの中心市街地活性化基本計画素案の概要について
 - ・部会の設置について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第2回運営委員会

- 〔平成19年9月4日（火）〕
- ・部会の編成について
- ・今後の協議会事業について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第1回交流人口拡大部会
〔平成19年9月19日（水）〕
- ・交流人口拡大を図るための具体的事業について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第1回商業等活性化部会
〔平成19年9月21日（金）〕
- ・商業等活性化に係る具体的事業について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第2回交流人口拡大部会
〔平成19年10月1日（月）〕
- ・有終西小学校学校跡地整備事業等について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第2回商業等活性化部会
〔平成19年10月2日（火）〕
- ・商業等活性化に係る具体的事業について
- 先進地視察
〔平成19年10月16日（火）・17日（水）〕
- ・山口市、豊後高田市
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第3回商業等活性化部会
〔平成19年10月22日（月）〕
- ・商業等活性化に係る具体的事業について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第3回交流人口拡大部会
〔平成19年10月25日（木）〕
- ・有終西小学校学校跡地整備事業等について
- グループインタビュー〔平成19年11月8日（木）・9日（金）〕
- ・本市出身者、市外出身者、PTA、区長代表等
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第4回商業等活性化部会
〔平成19年11月19日（月）〕
- ・商業等活性化部会の意見について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第4回交流人口拡大部会
〔平成19年11月20日（木）〕
- ・交流人口拡大部会の意見について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第3回運営委員会
〔平成19年12月3日（月）〕
- ・各部会の開催状況及び意見書について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第4回運営委員会
〔平成19年12月13日（木）〕
- ・基本計画（素案）に対する意見について
- 「越前おおの中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書」を市に提出
〔平成19年12月17日（月）〕

- 越前おおの中心市街地活性化協議会第5回運営委員会
〔平成20年3月28日（金）〕
 - ・越前おおのまちづくりシンポジウムの開催について
- えちぜんおおのまちづくりシンポジウム〔平成20年3月29日（土）〕
 - ・特別講演「市民力を活用したコミュニティ・ビジネスは中心市街地・商店街の活性化の原動力」 近畿経済産業局中心市街地活性化専門官 日村健二
 - ・基調講演「戦略的に考える『まちづくり』のすすめ」 福井県まちづくり指導者 服部年明
 - ・パネルディスカッション「人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して」
- 越前おおの中心市街地活性化協議会平成20年度総会
〔平成20年5月16日（金）〕
 - ・平成19年度事業報告書及び収支決算書 承認について
 - ・平成20年度事業計画書（案）及び収支予算書（案） 審議について
- 越前おおの中心市街地活性化協議会第1回運営委員会
〔平成20年5月16日（金）〕
 - ・大野市中心市街地活性化基本計画案の概要説明
- 「越前おおの中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書」を市に提出
〔平成20年5月16日（金）〕

越前おおの中心市街地活性化協議会委員名簿

団体名	根拠法令
大野商工会議所	法第15条第1項第2号イ
株式会社平成大野屋	法第15条第1項第1号ロ
大野市	法第15条第4項(市)
大野市商店街振興組合連合会	法第15条第4項(商業者)
大野市区長連合会	法第15条第8項(自治会)
大野地区区長会	法第15条第8項(自治会)
(社)大野市観光協会	法第15条第8項(観光)
テラル越前農業協同組合	法第15条第8項(地域経済)
(社)大野青年会議所	法第15条第8項(地域経済)
大野商工会議所青年部	法第15条第4項(商業者)
大野商工会議所女性会	法第15条第4項(商業者)
おかみの会(観光協会)	法第15条第8項(観光)
越前信用金庫	法第15条第8項(地域経済)
大野観光自動車株式会社	法第15条第4項(公共交通機関)
西日本旅客鉄道(株)越前大野鉄道部	法第15条第4項(公共交通機関)
大野市社会福祉協議会	法第15条第8項(医療福祉)

委員18名、オブザーバー1名

事務局：大野商工会議所

平成20年5月16日に、越前おおの中心市街地活性化協議会から市に提出された意見書は、次のとおりです。

お中活協発第 5 号
平成20年5月16日

大野市長 岡田 高大 様

越前おおの中心市街地活性化協議会
会 長 黒 原 孝 雄

「大野市中心市街地活性化基本計画（案）」に対する意見書

平成20年5月15日付け産第81号で大野市より意見照会のありました「大野市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）」につきましては、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画（案）が実効性あるものとなるため、下記のとおり意見を申し添えます。

（付帯意見）

（1）中心市街地活性化の基本方針・目標について

基本計画（案）は、「原点への回帰 ～人が集う、活気に満ちた城下町の再生を目指して～」をコンセプトに、「1 多彩な交流で賑わうまち」、「2 暮らしやすく便利なまち」を基本方針としています。

人口減少、高齢化が進む中で暮らしやすさや賑わいが徐々に失われてきた大野市中心市街地を、今一度、まちづくりの原点に立ち帰って、人々の生活や営みの中心として再生することを目指すとともに、現在も保存されている歴史的・文化的資源、景観資源等を有効に活用しながら、多様な人々が集う、活気に満ちた魅力あるまちに再生することを目指すものであり、協議会における議論を十分踏まえた計画であると高く評価するものであります。

また、目標を「1 まちなか観光による交流人口の増加」と「2 商店街を中心としたまちなか生活の充実」とし、それぞれ、「中心市街地の観光入込み客数（関連施設の年間入込み客数）」と「歩行者通行量」を目標の達成状況を示す指標とすることは妥当と考えます。

(2) 中心市街地活性化の事業の推進について

基本計画（案）に盛り込まれた事業については、概ね妥当と考えます。
ただし、当協議会において、計画的かつ円滑に事業を推進するため、特に意見のあった次の事項について十分配慮いただきたい。

- ① まちづくりは、市民が主体となる必要があります。そのためには、基本計画の内容を市民にとって分かりやすく、また、将来の姿がイメージできるように提示し、市民の各種事業に対する理解や積極的な参画を得て、円滑な事業の推進に努めること。
- ② 有終西小学校跡地及びその周辺における「越前おおの結ステーション」の形成は、1) 地域住民の交流拠点としての機能と、2) 観光客など来訪者のまちなかへの回遊性を高め産業の活性化を図る機能を併せ持つエリアであり、重点的に取り組み、早期に効果の発現を図ること。
- ③ 今回の基本計画は、今後の大野市活性化の核ともなるものであり、市民や商店街関係者等の寄せる期待は非常に大きい。基本計画（案）に掲げる事業の実効性を確保するとともに、各事業のフォローアップにより、その成果を検証すること。また、検証結果に応じて、基本計画の事業の見直し等に柔軟に対応すること。

(3) 中心市街地活性化への取組みについて

今後、大野市中心市街地活性化基本計画の推進に当たっては、地域住民、商店街、関係団体、行政などが一丸となって取り組むことが重要・不可欠であります。

本協議会においても、基本計画の進捗状況調査、商店街振興組合等への事業実施のためのサポート、その他関係団体との連携を図りながら、中心市街地活性化に向け事業の推進に最大限の協力をしていく所存であります。

特に、中心市街地商店街の活性化については、基本計画（案）にもあるようにハード・ソフト事業の実施に、協議会といたしましても各商店街に対し自助努力を促して参ります。

大野市におかれては、基本方針に則り中心市街地の活性化の実現に向け、国、県、関係機関と十分に連携を図るとともに、地域住民、商店街、関係団体等と一丸となって着実かつ効果的に取り組むことを切に望みます。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

1) 株式会社平成大野屋の設立

株式会社平成大野屋は、平成11年6月20日に、本市の地場産良品の全国販売、全国の大野ファンと市民との交流の場の創出等を経営方針として設立された第三セクターです。

① 会社概要

- ・社名：株式会社平成大野屋
- ・所在地：大野市元町1番2号
- ・設立：平成11年6月20日
- ・資本金：30,000千円

② 事業目的

- ・地域産業に関する商品の企画、立案並びに販売の斡旋
- ・市場開発、販売のための調査、企画業務
- ・地域交流のための催し物の企画、立案、実施
- ・ギャラリー、ショールーム等展示場の運営
- ・旅行斡旋及び観光案内に関する業務
- ・食堂、喫茶店の経営
- ・酒類、清涼飲料水、たばこ、食料品、観光用みやげ品、日用雑貨品の販売
- ・広告、宣伝、印刷及びその企画業務並びに指導及び販売
- ・大野市から委託を受けて行う観光施設、食事施設、集会施設、展示施設の管理運営業務

③ 出資者、株主数等

出資者	株主数	出資額（千円）	出資比率（%）
大野市	1	15,500	51.67
市民	106	12,000	40.00
市内法人	19	1,900	6.33
平成大野屋支店主	6	600	2.00
計	132	30,000	100.00

平成19年5月26日第9回定時株主総会において、株式会社平成大野屋の定款を改正し、同社が「活力ある市街地を形成するためのまちづくりに関する業務」を営むことを追加しました。

今後とも、株式会社平成大野屋は、良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うため、本市と協働で中心市街地の活性化に取り組むとともに、中心市街地活性化協議会においても、主要な構成員として、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に取り組んでいきます。

2) 基本計画に関する市民意見

中心市街地活性化に関する市民の声を基本計画に取り入れるため、平成20年3月6日から19日までの14日間、基本計画の素案についてのパブリックコメ

ントを実施しました。

その結果、1件の意見が寄せられました。これについては、本基本計画作成の参考としました。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

「大野市都市マスタープラン」における将来都市構造の基本方針で、「将来の人口フレームに見合った適正な規模の市街地を設定し、コンパクトな市街地の形成に努めます。」としており、また、「居住環境の向上、まちなか観光と連携した商業機能の再編などにより中心市街地の活性化を進め、個性豊かで風格と活力のある市街地を目指していきます。」としています。

[2] 都市計画手法の活用

(1) 大規模集客施設の立地状況等

本市における大規模集客施設の立地状況は、国道158号をはじめとする幹線道路沿いの用途地域が定められていない白地地域に集中しています。

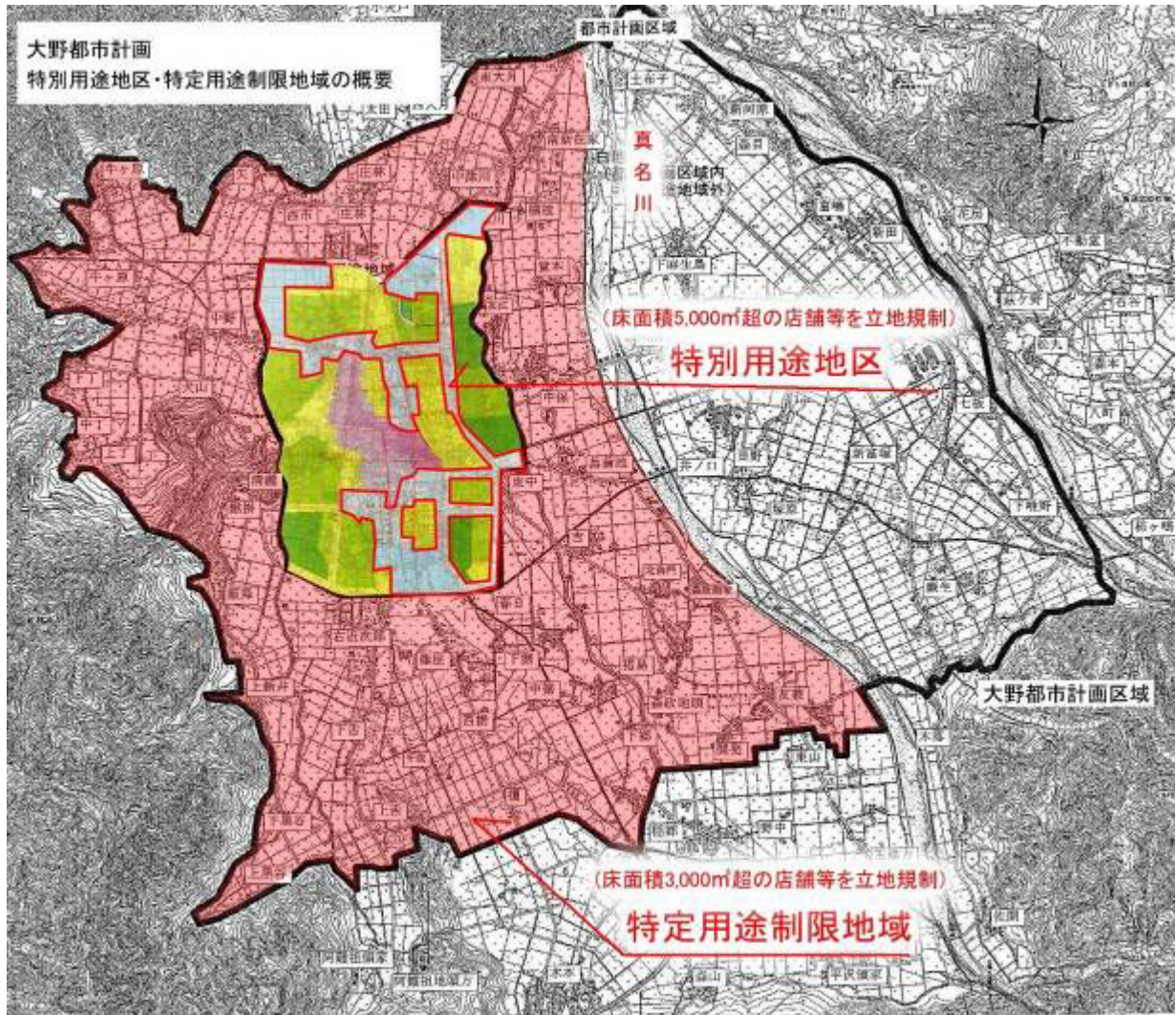
また、本市における準工業地域は、繊維工場の立地状況を反映して、中心市街地の周辺地域に指定されていることが特徴です。

(2) 準工業地域等における大規模集客施設の立地規制

中心市街地に都市機能を集積し、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、大規模集客施設のこれ以上の郊外立地が大きな阻害要因になることから、「都市計画法等の一部を改正する法律」の規定より厳しい市独自の規制として、工業地域及び準工業地域については5,000㎡、白地地域のうち真名川以西の地域については3,000㎡を超える集客施設の立地を制限することとし、これに必要な都市計画決定及び条例（大野市特別用途地区内及び特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例）の整備について、以下のとおり手続きが完了しています。

- 都市計画住民事前説明会：平成19年8月23日、25日及び29日
- 都市計画原案の縦覧：平成19年9月20日～10月4日
- 都市計画住民説明会：平成19年9月30日
- 都市計画公聴会：平成19年10月10日
- 都市計画案の縦覧・パブリックコメントの実施：平成19年10月23日～11月6日
- 都市計画審議会：平成19年11月20日
- 県知事への協議：平成19年12月3日（同意：同月7日）
- 特別用途地区及び特定用途制限地域に関する都市計画の決定の告示：平成19年12月20日
- 大野市特別用途地区内及び特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の制定及び施行：平成19年12月20日

特別用途地区・特定用途制限地域の概要図



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等**(1) 中心市街地における主な公共公益施設の立地状況**

	施設名	所在地	備考
1	大野市役所	大野市天神町 1 - 1	
2	福井地方法務局大野支局	大野市城町 8 - 5	
3	大野簡易裁判所	大野市城町 1 - 5	
4	大野税務署	大野市城町 7 - 2 8	
5	大野労働基準監督署	大野市弥生町 1 - 3 1	
6	自衛隊福井地方協力本部大野地域事務所	大野市本町 6 - 2 7	
7	福井県奥越健康福祉センター	大野市天神町 1 - 1	

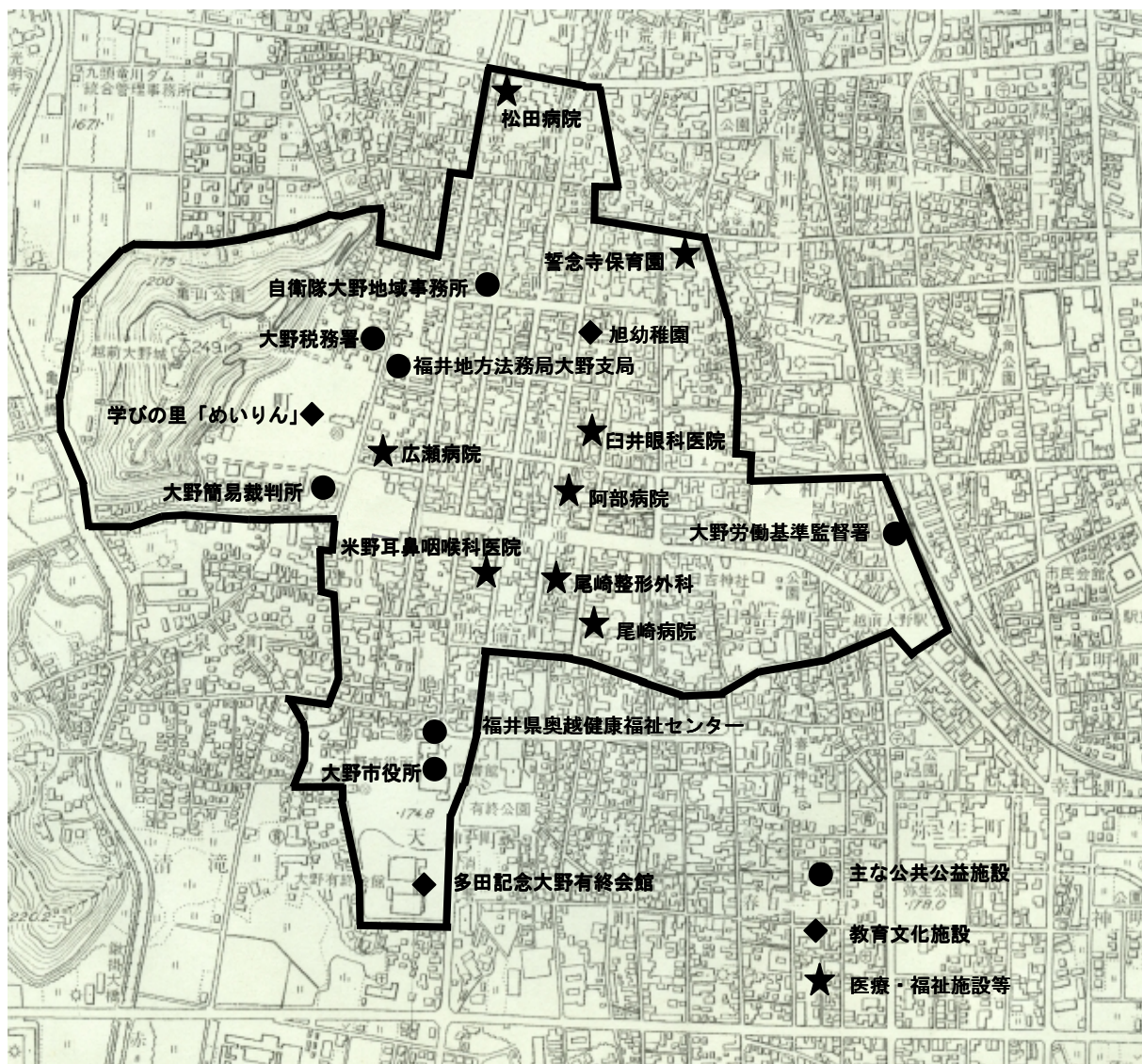
(2) 中心市街地における教育文化施設の立地状況

	施設名	所在地	備考
1	学びの里「めいりん」	大野市城町 9 - 1	
2	旭幼稚園	大野市本町 1 0 - 7	
3	多田記念大野有終会館	大野市天神町 1 - 1 9	

(3) 中心市街地における医療・福祉施設等の立地状況

	施設名	所在地	備考
1	阿部病院	大野市元町 8 - 6	
2	尾崎病院	大野市明倫町 1 1 - 2	
3	広瀬病院	大野市城町 1 0 - 1	
4	松田病院	大野市要町 1 - 1 3	
5	尾崎整形外科	大野市明倫町 1 0 - 7	
6	臼井眼科医院	大野市元町 9 - 1 6	
7	米野耳鼻咽喉科医院	大野市明倫町 6 - 2 0	
8	誓念寺保育園	大野市錦町 4 - 1 7	

主な公共公益施設・教育文化施設・医療福祉施設等の立地状況



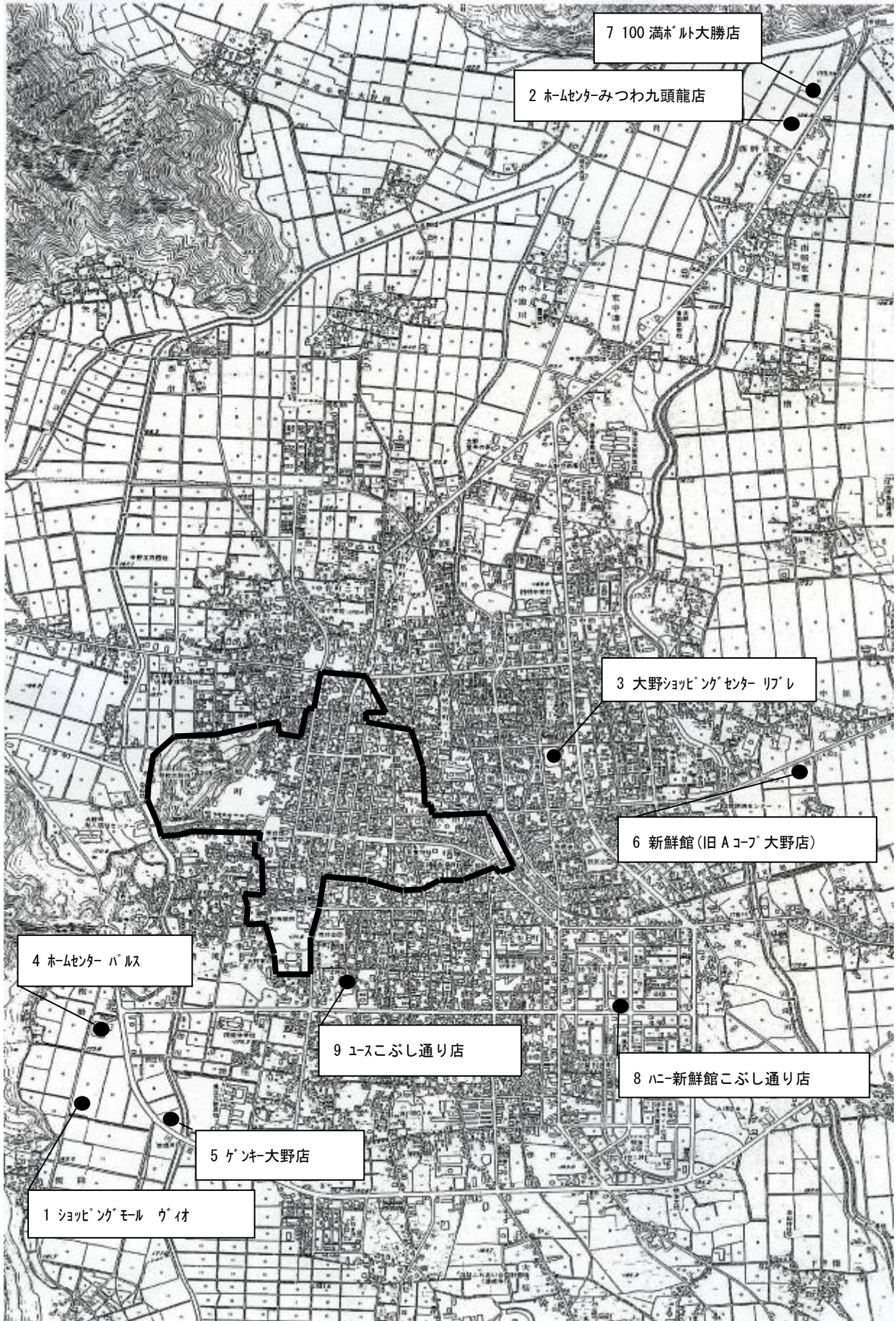
(4) 大規模小売店舗の立地状況 (床面積1,000㎡以上)

No.	建築物名称	店舗面積(㎡)	開設年	中心市街地区域内外
1	ショッピングモール ヴィオ	10,886	平成11年	区域外
2	ホームセンターみつわ九頭龍店	9,670	平成12年	区域外
3	大野ショッピングセンター リブレ	8,416	昭和51年	区域外
4	ホームセンター パルス	3,515	平成14年	区域外
5	ケンキー大野店	2,996	平成17年	区域外
6	新鮮館 (旧Aコープ 大野店)	2,398	平成12年	区域外
7	100満ホルト大勝店	2,107	平成19年	区域外
8	ハー新鮮館こぶし通り店	1,528	平成17年	区域外
9	ユースこぶし通り店	1,366	平成4年	区域外

(資料：市商工振興課)

※「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第2条及び第3条並びに同法施行令第2条に規定する、「一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるもの」をいいます。

大規模小売店舗位置図



【4】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に当たっては、以下に示す事業を進めます。

これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により市街地の活性化を図ります。

【都市機能の集積のための事業】

第4章 市街地の整備改善のための事業

- ① まちなか周遊ルート石畳整備事業
- ② まちなか観光案内サイン整備事業
- ③ 亀山公園整備事業
- ④ 地域交流センター整備事業
- ⑤ JR越前大野駅前修景施設整備事業
- ⑥ 街なみ環境整備事業
- ⑦ 結ステーション（多目的広場等）整備事業
- ⑧ 大和町市有地整備事業（仮称）

第5章 都市福利施設を整備する事業

大野市保健・医療・福祉サービス拠点施設整備事業

第7章 商業の活性化のための事業

- ① 結ステーション（交流・観光・商業活性化拠点施設）整備事業
- ② 五番商店街活性化対策事業（仮称）
- ③ 空き地空き家有効利活用推進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容

1) 有終西小学校跡地・大東染工跡地仮設駐車場整備事業

有終西小学校跡地及び大和町市有地（大東染工跡地）は、まちなか観光の東西の玄関口に位置していることから、平成18年度に、両跡地の一部を、大型バスや自家用車の観光客用仮設駐車場（大型バス18台、普通車28台）として整備しました。

特に大型バスについては、各年の駐車台数を集計しており、「有終西小学校跡地活用事業」の中で、駐車場の計画に反映することとしています。

2) 七間通りの通行規制

七間朝市は、春分の日から12月末まで、毎日午前中に、七間通りで開催されています。

このうち、特に観光客が多く訪れる土日・祝日には、試行的に、午前7時から正午までの間、七間通りを車両通行止とする通行規制を実施し、来街者や生活者の安全性の確保を図っています。

今後、「歩行者にやさしいまちづくり事業」の中で、これを平日に拡大することも検討していくこととしています。

[2] 都市計画との調和等

(1) 第四次大野市総合計画基本構想（平成13年3月策定）

まちづくりの将来像として、「自然と人が調和し ともに創り育てる 名水のまち大野」とし、その将来像の実現に向かって、基本目標と施策の方向性を次のように掲げています。

1) 創造性と活力ある産業のまち

① 魅力ある商業の確立

中心市街地の活性化を図り集客力を高めます。

② 個性ある観光の推進

中心市街地にある歴史的、文化的施設の掘り起こしと整備、イベントの開催、観光ボランティアの活用などにより観光客の増加を図ります。

2) 環境保全と美しい環境づくりのまち

① 地下水や河川の保護・保全

河川や水路の流量を確保し、豊かな水辺を楽しめる環境を形成します。

② 歴史・文化的価値の保全と景観づくり

ア 歴史的建造物などの保存活用と城下町の風情を生かした景観の形成・保護に努めます。

イ 快適な住空間の確保や景観保全のため、まちの景観デザインの統一に努めます。

特に、重点プロジェクトの第1に亀山周辺整備事業の推進を上げ、亀山周辺を

21世紀の市民のシンボルとなる歴史・文化の拠点、市街地活性化の拠点と位置付けて整備することとしています。

(2) 第二次大野市国土利用計画（平成10年3月策定）

土地利用の基本方針の一つに、「大野の特性を生かした土地利用」と掲げ、「広大な森林資源や豊かな地下水、点在する湧水地などに恵まれているので、これらを生かした土地利用を行う。」こととしています。

(3) 大野市都市マスタープラン（平成9年10月策定）

まちづくりの目標として、「みんなでつくる個性豊かなまち」とし、まちの将来イメージ、市街地レベルの将来都市構造の基本方針、土地利用の基本方針等を次のように掲げています。

1) まちの将来イメージ

自然環境や歴史・文化的環境を産業・経済の発展に活かすまち

2) 市街地レベルの将来都市構造の基本方針

- ① 将来の人口フレームに見合った適正な規模の市街地を設定し、コンパクトな市街地の形成に努めます。
- ② 居住環境の向上、まちなか観光と連携した商業機能の再編などにより中心市街地の活性化を進め、個性豊かで風格と活力のある市街地を目指していきます。

3) 土地利用の基本方針

① 魅力ある中心市街地の再生

奥越の小都市としての旧市街地のまちなみ、歴史、文化の感じられる亀山周辺地区を中心とするまちなかの一体的な整備、空き地・空き家の有効利用などにより、魅力ある中心市街地を再生していきます。

(4) 市長選挙公約等

1) 市長選挙公約

平成18年6月の市長選挙における現市長の選挙公約である「大野元気プラン」の政治姿勢の中で「大野の宝（魅力）をいかしたまちづくりの推進」と、その柱と施策について、次のように掲げ、市民に公表しています。

① 産業の活性化と雇用促進（地方の生き残りをかけた活性化策）

ア まちづくり3法改正による中心市街地再生を、事業者や地域住民を交えた中で進める。

イ 恵まれた自然環境やまちなみを生かした観光産業の充実

② 環境政策（名水百選にも選ばれた水と緑に恵まれた自然環境を後世に伝えていくための施策）

大野の水環境保全に努める。

2) 越前おおの元気プラン

平成19年3月に、平成19年度から22年度までの重点施策として位置付けた「越前おおの元気プラン」では、「人が元気、産業が元気、自然が元気」をキャ

ッチフレーズとし、その一つ「産業が元気」の施策の中で、「中心市街地の活性化」を、「自然が元気」の中で、「水環境の保全」、「大野らしい自然環境や風景の保全」としています。

(5) その他

1) 大野市水のみえるまちづくり計画（平成18年3月策定）

基本理念として、『「名水のみえるまち大野」の文化や歴史、風土に根ざした「水のみえるまちづくり」を目指します。』とし、計画の方針を「水の多様な魅力を歩いて体感できるまちづくり」としています。

2) 大野市観光戦略プラン（平成19年3月策定）

基本理念として、『もてなしの心で「喜び」と「満足」と「感動」を』とし、基本戦略、基本施策及び具体的施策を次のように掲げています。

① 基本戦略2 滞在型観光の推進

ア 基本施策4 まちなか交流観光の推進

具体的施策 まちなか散策ルートの確立、まちなか遠足の誘致促進強化

② 基本戦略3 水のみえるまちづくり

ア 基本施策8 湧水地の保全と整備

具体的施策 「大野市水のみえるまちづくり計画」に基づく湧水地とその周辺の整備

イ 基本施策9 水路・河川環境整備と活用

具体的施策 親水空間の環境整備

3) 大野市景観計画（平成19年5月策定）

本市が全国に誇ることができる景観資源に水と城下町を上げ、景観形成の方針、地域別の景観形成方針を次のように定めています。

① 景観形成の方針

ア 美しい自然を育む

潤いのある水辺空間をつくります。

イ 伝統を受け継ぎ、新しい文化を育てます。

(ア) 大野独自の生活や文化に合わせて築き上げられてきた伝統的な町家を保全し、歴史の積み重ねが感じられる街並みづくりを進めます。

(イ) 越前大野城への眺望を確保し、後世に継承します。

(ウ) 城下町の町割りを保全するとともに、都市の骨格となる道路を魅力的にします。

(エ) まちを構成する道路や建物はもとより、街路灯、ベンチ等の施設や設備についても、周辺環境に調和したものとします。

② 地域別の景観形成方針

城下町地区

(ア) 城下町地区を本市の核として、にぎやかさやゆとりを出すとともに、歴

史性豊かな景観形成を進めます。

- (イ) 城下町地区の「みち」を歩いて楽しめるよう歩行空間に配慮した景観形成を進めます。
- (ウ) 町家や武家屋敷を保全するとともに、歴史的な街並みに調和するような建物づくりを誘導します。
- (エ) 越前大野城への眺望を大切にします。
- (オ) 空き地や空き家の適切な維持管理を促します。
- (カ) 寺町や亀山などの緑を生かし、城下町を取り囲む緑の輪をつくります。

4) 越前おおの型エコ・グリーンツーリズム推進プラン（平成20年3月策定）

自然環境、歴史、文化、伝統などの地域資源や素材の魅力を最大限に生かし、都市との共生・対流を積極的に促進していくため、本市におけるエコ・グリーンツーリズムの方向性を示しています。

① 市民の視点からの目標

ア 長期的な目標 「子や孫が誇りをもって暮らせる故郷の実現」

(ア) エコ・グリーンツーリズムは「人や産業、自然を元気にする取組み」であるという意識の浸透

(イ) 住む人にとって魅力ある地域こそが、来訪者が何度も訪れたい地域であり、子や孫が誇りを持って暮らす故郷の実現になるという考え方の定着

(ウ) 「地域資源の保護＋観光業の成立＋地域の活性化」という三位一体体制の確立

② 都市住民を迎える立場からの目標

ア 長期的な目標 「自然・農林業・暮らしなどと結びついた体験型交流の推進」

(ア) 自然・歴史・文化などの地域資源を生かした交流の推進

(イ) 来訪者に対し、魅力ある地域資源とのふれあいや体験を継続的に提供

[3] その他の事項

(1) 越前おおの農林楽舎

越前おおの農林楽舎とは、「越前おおの型農業」の推進役及び農家の下支え役として、本市が独自に設立する新しい組織です。エコ・グリーンツーリズムを扱う都市部との交流の他、人材育成、特産振興、農地確保を役割としています。平成21年4月を目途に設立準備を進めています。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	【1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
	認定の手續	【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしています。【2. 中心市街地の位置及び区域 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市の推進体制、中心市街地活性化協議会との関係、客観的現状分析等及び様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について、十分取り組んでいます。【9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	【10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	市総合計画基本構想などの法やその他法令に基づく種々の計画と整合を図った計画となっています。【11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 参照】
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に掲げる2つの目標を目指し、必要な事業を4. から8. において記載しています。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明しています。【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】

第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	事業の主体について、【4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項】、【5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項】、【6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項】、【7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項】、【8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項】にそれぞれ記載しています。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	全ての事業の実施スケジュールは、平成24年度までに完了及び着手を前提としたものとなっています。